

大阪音楽大学

自己評価報告書

[日本高等教育評価機構準拠]

平成22(2010)年5月

大阪音楽大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 大阪音楽大学の沿革と現況	4
III. 「基準」ごとの自己評価	
基準 1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	6
基準 2 教育研究組織	10
基準 3 教育課程	20
基準 4 学生	33
基準 5 教員	50
基準 6 職員	56
基準 7 管理運営	63
基準 8 財務	70
基準 9 教育研究環境	75
基準 10 社会連携	86
基準 11 社会的責務	93

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命、目的、大学の個性・特色等

大阪音楽大学は、大正 4(1915)年大阪市南区塩町（現中央区南船場）に創設された私立大阪音楽学校を前身としている。90 年を越える歴史を持つ音楽専門大学として、音楽教育及び音楽文化の発展の一翼を担ってきた。創立者永井幸次は、当時、大阪の高等女学校で教鞭を取りながら、音楽の専門教育や作曲など精力的に音楽活動を展開していた。長い間この地に音楽専門の学校を設立する計画を温めていた永井幸次は、この大阪音楽学校の開設によって、その計画の実現に最初の一步を踏み出すこととなった。それは、仮校舎で開校された小さな音楽学校であったが、校長永井幸次は、開校に当たって、「今より十個年後の大正十四年には必ず理想的の校舎を新築して面目一新を画すべく更に二十ヶ年後には必ず東京音楽学校と比肩すべき迄に発達せしむべし」と固い決意を述べた。そして、大正 15(1926)年東区味原町（現天王寺区味原本町）に新校舎が完成し、以後、約 30 年間にわたってこの地で関西の音楽教育活動、また演奏活動の拠点として着実に発展を遂げた。

戦後の学制改革にあわせて昭和23(1948)年大阪音楽高等学校開設、また、昭和26(1951)年大阪音楽短期大学開学と、教育機関として大きく伸展し現在の大学の礎を築いたのである。昭和33(1958)年の大阪音楽大学開学（現在地・豊中市）に至るまでの大阪音楽学校創立以後40年余りの歷程を辿るとき、時間の経過と共に本学の理念として醸成されて行った創立者の音楽教育に対する高い理想と信念こそが、本学の発展の源泉であることが確信できる。

1. 建学の精神

「世界音楽並ニ音楽ニ関連セル諸般ノ芸術ハ之ノ学校ニヨッテ統一サレ新音楽新歌劇ノ発生地タランコトヲ祈願スルモノナリ」

これは、前出の大正15(1926)年味原新校舎竣工のために用意された永井幸次校長による定礎文に基づいている。当時の学生や教職員また卒業生の間に言わば学校のスローガンとして継承され、後に短期大学開学、大学開学、と本学が大きく発展してからも、本学の建学理念として入学式や卒業式における理事長、学長の挨拶などの中で折に触れて引用されてきた。しかしながら、創立者の大阪音楽学校開学（大正4(1915)年）に向けた記述資料が震災による資料消失等により残されていないため、暗黙のうちに建学の精神として理解されてきた。ただ建学の精神をさらに厳密に取り扱うために、創立90周年に当たる平成17(2005)年を機に、本学教授会は併設短期大学部教授会と協働して、改めてこれを本学の建学の精神とする確認・合意形成を行った（平成17(2005)年5月23日）。中村孝義・現学長は、建学の精神を分かり易く平易な表現に置き換え、大阪音楽大学は、「洋の東西を問わず世界音楽、並びに音楽に隣接するあらゆる芸術・学問が統一的に学べる場であること」、「新（創造的な）音楽、新（創造的な）歌劇の発生地・発信地であること」を目指すと広報刊行物等で説明してきた。平成20(2008)年4月には中村現学長の提案によって建学の精神の趣旨を、「世界に広がる音楽文化や関連諸領域を遍く研究し、時代を革新する創造的な音楽の発生地、発信地になること」であると改めて教授会で確認し、以降の広報刊行物にはこの文言を建学の精神の趣旨説明文として使用することとなった。

2. 大学の使命・目的

建学の精神の冒頭にある「世界音楽」という表現は、開校時の創立者の抱負として当時の大阪朝日新聞（大正4(1915)年10月9日付）に掲載された記事、「何処の国と云はずに自由に音楽を発達させ、行く行くは日本音楽をも一まとめにして」に通じるもので、ドイツ音楽に偏り勝ちであった往時の西洋音楽受容の事情からすれば斬新且つ雄大な教育思想であったといえよう。大学の使命・目的についてはこの建学の精神を受けて、現行の大学学則で次のように定めている。

学則第1条「本学は音楽芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的および応用能力を展開させ、良識ある音楽家を育成することを目的並びに使命とする。」

上記はいずれも音楽の専門教育と併せて人間教育及び音楽人材育成を大学の目的並びに使命とすることを表明するものである。

3. 大学の個性・特色等

本学は、関西地域における唯一の音楽単科大学である。音楽学部、同音楽専攻科（修業年限1年）、大学院音楽研究科（修士課程）、そして併設する短期大学部、同専攻科と共に音楽専門の高等教育機関としてこれまでに数多くの優秀な卒業生を輩出し、演奏家、作曲家、研究者、音楽教育者・指導者として関西一円はもとより、全国各地、海外諸国でも活躍している。

音楽学部の学科構成は、作曲学科、声楽学科、器楽学科の3学科であり、作曲学科には作曲、音楽学の2専攻、器楽学科にはピアノ、オルガン、管楽器、弦楽器、打楽器、邦楽の6専攻がある。在学生の大多数は西洋音楽領域の学習を主たる目的としているが、昭和51(1976)年度より器楽専攻の中に箏専攻を開設した（平成17(2005)年より邦楽専攻に変更）。併設の短期大学部において、すでに昭和42(1967)年度より箏専攻を開設していたことも一助となり、音楽学部の邦楽の教育体制整備は順調に進展した。併設の短期大学部との共催が恒例となる年1回の邦楽専攻学生による「邦楽演奏会」は、平成19(2007)年度には30回目を数え、特徴的な教育として定着している。邦楽専攻の学生は少人数ではあるが、学内の邦楽に対する認識を深めることに効果的に作用し、西洋音楽を学ぶ他学科・他専攻の学生を対象とした箏、三絃、尺八、胡弓等の邦楽器を学習する科目では、例年160人ほどの学生が履修している。また、平成17(2005)年度より「雅楽A、雅楽B」の授業を開始している。

本学学生は、専門領域、とりわけ専門とする楽器の研鑽に非常に熱心であり、まさに日々切磋琢磨の学生生活である。大学主催の演奏会でソリスト等の出演者を選ぶ必要がある場合は、学内公開のオーディションで選抜している。その種のオーディションは年間で10回ほど実施される。非常に厳しい競争原理に晒されることになるが、審査を行う教員との間にはこれまでに培われた相互の信頼関係が確立されており、学生は、自分自身のレベルを客観的に知り得る絶好の機会としてオーディションに臨んでいる。このように高度な専門技術の伸展を目指すために努力を惜しまない気風が定着している。

オペラを総合的・実践的に研修し実施する目的で、音楽学部、音楽専攻科、大学院が各授業科目の中で連携して「学生オペラ」の企画・公演を行っている。かつては音楽学部の

主催による声楽専攻学生主体の課外活動であったが、平成16(2004)年度から授業内に取り込んで授業の成果発表の場として公演を開催している。音楽学部学生にとっては、先輩である大学院や音楽専攻科の学生と同じ場で練習を積みながら歌唱力、演技力を磨く良い機会となっているだけでなく、舞台裏の作業等を体験するなど、オペラ制作実践の絶好の機会となっている。またこの公演は、オーケストラ授業の履修学生も授業の一部として参加したり、音楽学専攻の大学院生がプログラム解説を執筆したり、在学生の多くがモーツァルトの最高傑作である4大オペラを在学中に鑑賞できる貴重なチャンスを得るなど、全学生にとってかけがえのない音楽学習の場となっている。

本学にはオペラハウスがあり、「ザ・カレッジ・オペラハウス」（正式名称は「永井幸次記念講堂」）と称し、平成元年(1989)年に開館した。専属の管弦楽団「ザ・カレッジ・オペラハウス管弦楽団」と合唱団「ザ・カレッジ・オペラハウス合唱団」を持つ日本で最初にできたオペラ劇場であり、オペラハウス主催の公演・演奏会は専門委員会で検討・企画し、年2度（各2回）のプロフェッショナルなオペラ公演の他、卒業生など大学関係者に広く演奏の機会を提供する「オペラハウス推薦演奏会」など、様々な公演を企画・開催している。これらの演奏会は、各種の公開講座、講演会等とあわせて本法人の社会連携活動事業の一環として展開している。管弦楽団と合唱団はプロの演奏団体として外部からの依頼に応えた出張演奏活動も実施している。開館以来、本学の使命「新音楽新歌劇ノ発生地タラン」を社会に向けて実践する役割の一翼を担ってきた。質の高いオペラ公演を始め各種の演奏会は、高い社会的評価を獲得しており、オペラハウスの活動に参加できることが学生たちにとっては卒業・修了後の目標の一つとなっている。「大阪音楽大学ザ・カレッジ・オペラハウス」制作のオペラ「沈黙」（遠藤周作原作、松村禎三作曲）は、その成果に対して平成18(2006)年1月13日に文化庁平成17(2005)年度第60回記念文化庁芸術祭において、芸術祭大賞を受賞した。

Ⅱ．大阪音楽大学の沿革と現況

1．本学の沿革

大正 4(1915)	年 10月 5日	大阪音楽学校設立認可
	10月 15日	大阪音楽学校開校（大阪市南区）
昭和 8(1933)	年 12月 18日	財団法人大阪音楽学校設立認可
昭和 23(1948)	年 4月 1日	財団法人大阪音楽高等学校設立認可 大阪音楽高等学校開校
昭和 26(1951)	年 3月 5日	学校法人大阪音楽短期大学に組織変更認可
	4月 1日	大阪音楽短期大学開学
昭和 29(1954)	年 4月 1日	大阪音楽短期大学音楽科第2部開学
	10月 15日	現在地に移転（豊中市庄内）
昭和 32(1957)	年 4月 1日	大阪音楽短期大学専攻科開設
昭和 33(1958)	年 1月 10日	学校法人大阪音楽大学設立認可
	3月 31日	大阪音楽短期大学音楽科第1部並びに専攻科廃止
	4月 1日	大阪音楽大学開学（学長 永井幸次） 大阪音楽高等学校を大阪音楽大学付属音楽高等学校と名称変更
昭和 34(1959)	年 11月 11日	大阪音楽短期大学音楽科第2部を大阪音楽大学短期大学部と名称変更
昭和 40(1965)	年 4月 1日	大阪音楽大学短期大学部音楽科第1部開学
昭和 41(1966)	年 4月 1日	大阪音楽大学短期大学部音楽科第1部に音楽専攻開設（入学定員変更）
昭和 42(1967)	年 4月 1日	大阪音楽大学音楽専攻科開設 大阪音楽大学短期大学部専攻科開設 大阪音楽大学付属音楽幼稚園開設
昭和 43(1968)	年 4月 1日	大阪音楽大学大学院開設
昭和 49(1974)	年 4月 1日	大阪音楽大学音楽学部入学定員を100人から150人に変更
昭和 54(1979)	年 4月 1日	大阪音楽大学音楽学部入学定員を150人から225人に変更
昭和 56(1981)	年 3月 31日	大阪音楽大学付属音楽高等学校廃止
平成 4(1992)	年 3月 31日	大阪音楽大学短期大学部音楽科第2部廃止
	4月 1日	大阪音楽大学短期大学部音楽科第1部を大阪音楽大学短期大学部音楽科と名称変更
平成 12(2000)	年 4月 1日	大阪音楽大学短期大学部専攻科が学位授与機構認定課程となる
平成 16(2004)	年 4月 1日	大阪音楽大学短期大学部音楽科にジャズ・ポピュラー専攻開設(音楽専攻募集停止)
平成 18(2006)	年 4月 1日	大阪音楽大学音楽学部入学定員を225人から1年次入学員210人、3年次編入学定員30人とする入学定員変更
平成 21(2009)	年 4月 1日	大阪音楽大学短期大学部音楽科をコース制に改組

2．本学の現況（平成22(2010)年5月1日現在）

大学名 大阪音楽大学

所在地 大阪府豊中市庄内幸町1-1-8（第1キャンパス）
大阪府豊中市名神口1-4-1（第2キャンパス）
大阪府箕面市下止々呂美520-1

構 成 音楽学部 作曲学科 作曲専攻 音楽学専攻
声楽学科
器楽学科 ピアノ専攻 オルガン専攻 管楽器専攻
弦楽器専攻 打楽器専攻 邦楽専攻
音楽専攻科 作曲専攻 声楽専攻 器楽専攻
大学院（修士課程）
音楽研究科 作曲専攻 声楽専攻 器楽専攻

大阪音楽大学

3. 学生数、教員数、職員数 (平成22(2010)年5月1日現在)

学生数

<音楽学部・音楽専攻科>

(人)

学 部	学 科	音楽学部在籍学生数					音楽専攻科 在籍学生数	
		総数	1年次	2年次	3年次	4年次	音楽専攻科	
音楽学部	作曲学科	31	4	8	7	12	作曲専攻	0
	声楽学科	174	27	42	56	49	声楽専攻	13
	器楽学科	711	143	175	194	199	器楽専攻	22
合 計		916	174	225	257	260	合 計	35

<大学院>

(人)

研 究 科	専 攻	修士課程 合計	在籍学生数	
			1年次	2年次
音楽研究科	作曲専攻	6	3	3
	声楽専攻	9	5	4
	器楽専攻	12	5	7
合 計		27	13	14

教員数

(人)

学部・学科、研究科・専攻、 研究所等		専 任 教 員 数					助手	兼任教員 数	兼任(非常勤) 教員数
		教授	准教授	講 師	助教	計			
音楽学部	共 通	6	1	0	0	7	0		
	作曲学科	7	1	0	1	9	0		
	声楽学科	9	1	0	0	10	0		
	器楽学科	13	3	0	0	16	0		
音楽学部計		35	6	0	1	42	0	0	289
音楽研究科	共 通	0	0	0	0	0	0		
	作曲専攻	0	0	0	0	0	0		
	声楽専攻	0	0	0	0	0	0		
	器楽専攻	0	0	0	0	0	0		
音楽研究科計		0	0	0	0	0	0	25	
音楽博物館	—	0	1	0	0	0	0		
合 計		35	7	0	1	43	0		

職員数

(人)

正職員	嘱 託	パート(アルバイトも含む)	派 遣	合 計
34	19	36	17	106

Ⅲ. 「基準」ごとの自己評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的（教育の理念・目的・目標、大学の個性、特色等）

1-1 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

（1）事実の説明（現状）

① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

本学の建学の精神は、「世界音楽並ニ音楽ニ関連セル諸般ノ芸術ハ之ノ学校ニヨッテ統一サレ新音楽新歌劇ノ発生地タランコトヲ祈願スルモノナリ」である。これは大正15(1926)年に竣工した新校舎の定礎文であったが、当時の学生や卒業生及び教職員から、本学の創立者の気概や意気込みを示すものとして継承されてきた。ただ創立時の一次資料が戦災によって焼失しているため、平成17(2005)年5月の教授会において、併設する短期大学部教授会とともに、改めてこれを建学の精神とすることを確認した。

学内に対しては、入学式や卒業式の式次第、行事予定小冊子、学生便覧、履修ガイド(Campus Guide)、教員便覧に建学の精神を掲載している。特に新入生に対しては、入学式における学長式辞で採り上げ、大学生活の最初にその意義をあらためて認識する場となっている。

さらに、第1キャンパス正門玄関前には創立者永井幸次の胸像とともに、建学の精神の碑が設置されている。

学外に対しては、学校法人大阪音楽大学（以下本法人と言う）公式ホームページや大学案内、大学広報誌「Muse」（年間6回発行、各3万4千部、毎号B5版カラー20頁）や、オープンキャンパス用の資料などでも開示している。さらに入学式の学長の式辞も同ホームページにおいて公開され、建学の精神の持つ意味や内容を明らかにしている。

（2）1-1の自己評価

平成17(2005)年の教授会で建学の精神を再確認し、全学的な見解を統一したことで、これ以降、機会があるたびにこれを紹介し、学生や教職員の認識も高くなっている。特に、第1キャンパス正門玄関前に設置された建学の精神碑は、学生だけでなく、オープンキャンパスや受験講座などで来訪する受験生やその保護者などにも周知していく上で大きな意味がある。

また、本法人ホームページには、単に建学の精神の項目にとどまらず、これに触れた学長の式辞も公開していることは評価できる。

（3）1-1の改善・向上方策（将来計画）

学内に向けては、建学の精神を示し伝えることができている。今後は、2015年の本学100周年に向けての記念事業のコンセプトを「建学の精神を改めて読み解く」と定め、本法人ホームページ、様々な広報媒体、オープンキャンパスや受験講座などの来訪者など、学外に向けてのさらなる周知を図るべく、表現媒体や対象ごとの効果的な提示方法を考慮する。

1－2 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

(1) 事実の説明（現状）

① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

大学の使命及び目的については、建学の精神を踏まえつつ、学則第1条で「本学は音楽芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的および応用能力を展開させ、良識ある音楽家を育成することを目的並びに使命とする」と明確に定めている。

この学則第1条は、創立者の音楽教育に向けた理想と信念が込められた建学の精神を踏まえた上で、大学の使命並びに目的を音楽の専門教育に併せて人間教育と音楽人材育成とすることを表明したものである。

音楽専攻科は、その目的を音楽専攻科規則第2条に「専攻科は、音楽大学の基礎の上に立ち専門技術研究を発展させ、かつ、社会の音楽活動に直結し実践的性格を持つ特別の専門課程による教授を行い、音楽に関する専門技術者養成を目的とする」と定めている。

大学院は、その目的を大学院規則第3条に「大学院は音楽芸術に関する理論、技術およびその応用を教授研究するとともに、専攻分野における高度な研究能力はもとより豊かな人間性、国際性を備えた音楽人を養成し、もって文化の創造、発展に寄与することを目的とする」と定めている。

これに加えて、以下の教育理念と教育目標を定めている。

<教育理念>

・ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

建学の精神が目指す〈音楽文化の新たな発生地〉となるために、音楽の卓越した技と知を継承し、音楽の持つ深い精神性を極め、音楽を通じて社会に広く貢献できる〈質の高い音楽学士〉を送り出します。

・カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

建学の精神にもとづき、優れた技能、精神性、歴史性、表現性、そして創造性を育くむために、世界に広がる音楽の技と知を深く学びます。そして現代に生きる洗練された教養人として、社会に対して責任を果たすことのできる音楽人を育成します。

・アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

建学の精神を理解し、〈時代を革新する音楽文化の担い手〉となることを志す、音楽への限らない情熱にあふれた人を受け入れます。

<教育目標>

世界に広がる音楽文化や関連諸領域を広量な精神をもって理解、摂取し、時代を革新する創造的な音楽の発信者や音楽文化の担い手となる、高い音楽能力と幅広い人間力を備えた、良識ある音楽人を育成すること。

1. 世界の音楽、並びに音楽に関連するもろもろの芸術や学問を幅広く身に付けた、広量な精神をもった音楽人の育成
2. 世界の音楽文化の知と技を確実に継承しつつ、時代を革新する創造的な音楽を生み出し、広く社会に発信できる、創造性あふれる音楽家の育成
3. 高い音楽性を核とした豊かな人間力によって、多くの人々から信頼を受け社会を牽引できる音楽人の育成
4. 世界に広がる様々な音楽文化の意義や価値、さらには音楽の深い精神性を伝えることのできる教育能力を備えた音楽人の育成

② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

毎年発行し学生に配付する学生便覧の中に学則を掲載し、学生に対して大学の使命・目的を明示している。また、新入生を対象とした「教養基礎セミナー」の中に「学長特別講義」の時間が組み込まれており、学長自ら大学の使命・目的について学生に話す機会がある。

教員に対しては年度始めに全教員に配付する教員便覧を通して大学の使命・目的を周知している。特に新任教員へは、年度初めのオリエンテーションで建学の精神と大学の使命・目的を説明している。

また、学生に直接応対する機会の多い事務職員には必携の資料として学生便覧及び教員便覧を配付し、大学の使命・目的の浸透に努めている。

③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

本法人ホームページには学則の全文を掲載し、また、大学案内には学則の第1条を掲載することによって、学外への周知を徹底している。また、教育理念や教育目標についても同様に公表している。

(2) 1－2の自己評価

大学の使命・目的については、建学の精神を踏まえて、学則上に明確に定めており、学生便覧及び教員便覧に学則を掲載することで、学生や教職員に対する周知を行っている。新任教員に対しても着任時のオリエンテーションにおいて、大学の使命・目的を説明している。新入生に対しては、「学長特別講義」で学長自ら大学の使命・目的について説明を行うことにより、周知を徹底している。

しかしながら建学の精神に比べると、教育理念や教育目標の周知については、まだ十分とは言えないのが現状である。

(3) 1－2の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的や教育理念や教育目標については、本法人ホームページに掲載しているほか、学生便覧、教員便覧にも学則を掲載し、さらに大学案内にも掲載するなど、学内外への周知を図っているが、建学の精神に比べると、大学の使命・目的や教育理念や教育目標の学外に対する公表機会は現在のところ少ないので、計画的に、その機会を増やすことにより、さらなる周知を図る。

【基準1の自己評価】

建学の精神の周知については、本法人ホームページ、大学案内、大学広報誌「Muse」（年間6回発行、各3万4千部、毎号B5版カラー20頁）、各種の学内向け印刷物、受験生向け冊子及び入学試験要項などを通して周知している。建学の精神の公表に合わせて、より分かり易い表現による説明の文章を作成し高校生、受験生などを対象とする広報刊行物などに示していること、そして「建学の精神碑」の設置により、建学の精神の周知については一層充実してきたと評価している。また、大学の使命・目的を学則上に明確に定め、それを本法人ホームページに示すとともに、学生便覧、教員便覧に掲載して公表している。音楽専攻科の目的、大学院の目的についても同様に公表しており、建学の精神及び大学の使命・目的についての公表・周知活動は積極的に実践していると評価している。

【基準1の改善・向上方策（将来計画）】

建学の精神については、より分かり易く伝えるための工夫を継続して実施する。

大学の使命・目的、教育理念、教育目標については、建学の精神に比べると、その周知度は現段階においては低いので、建学の精神と合わせて、より分かり易く伝えるための方策を講じて、さらなる周知を図る。

基準 2. 教育研究組織（学部、学科、大学院等の教育システム等）

2-1 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

（1）事実の説明（現状）

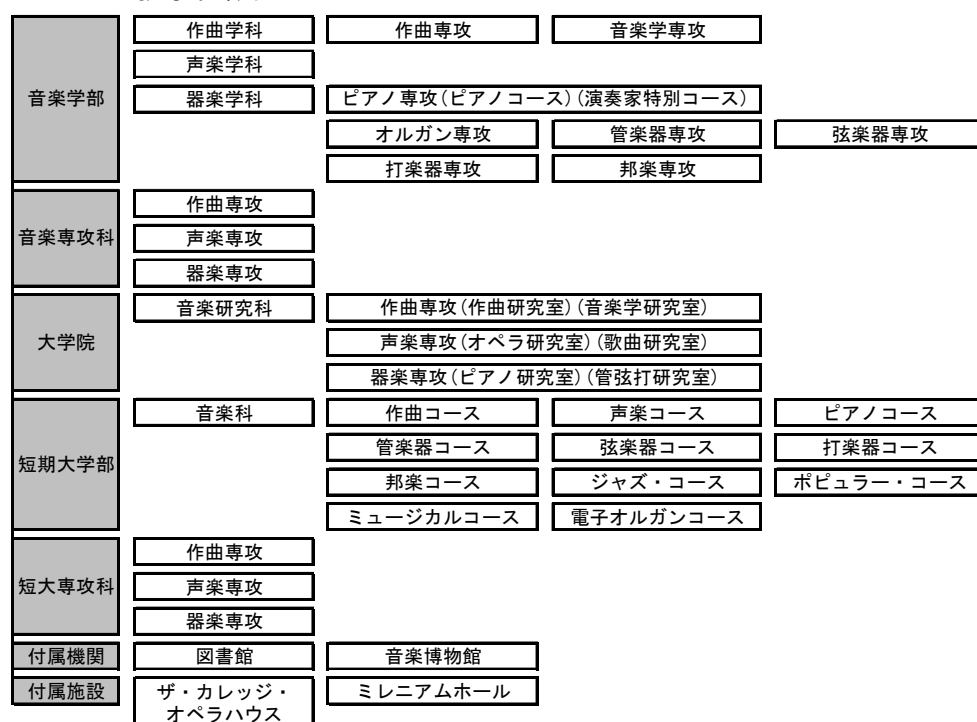
① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

学則第 1 条に「本学は音楽芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的および応用能力を展開させ、良識ある音楽家を育成することを目的並びに使命とする」と定めている。これに基づき本法人は大阪音楽大学に音楽学部、音楽専攻科（修業年限 1 年）を置き、大学院（修士課程）を設置している。また、短期大学部を併設し、音楽科と専攻科を置き、教育面で連携するとともに、本学と施設を共用して、教育研究活動を行っている。さらに附属機関として併設短期大学部と共用の附属図書館、音楽博物館を置き、附属施設としてザ・カレッジ・オペラハウス、ミレニアムホールを設置している。

音楽学部は収容定員 900 人で、作曲学科、声楽学科、器楽学科の 3 学科で構成され、入学定員は 210 人、それぞれの学科定員は、10 人、60 人、140 人である。また、大学 3 年次編入定員は 30 人、それぞれの学科定員は、2 人、8 人、20 人である。

音楽専攻科には、作曲専攻、声楽専攻、器楽専攻が設置され、入学定員・収容定員は 20 人であり、それぞれの専攻定員は、2 人、6 人、12 人である。大学院音楽研究科にも作曲専攻、声楽専攻、器楽専攻が設置されており、入学定員は 10 人であり、それぞれの専攻定員は、2 人、3 人、5 人、収容定員は 20 人である。このようにそれぞれの教育研究組織は適切な規模により構成されている。

図表 2-1-1 教学組織図



② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

本学は音楽学部、音楽専攻科、大学院音楽研究科より構成される音楽単科大学であり、音楽学部の作曲・声楽・器楽の3学科に対応する形で、音楽専攻科及び大学院音楽研究科に作曲・声楽・器楽の3専攻が設けられている。音楽専攻科と大学院音楽研究科は、音楽学部における学習の基礎の上に、より高度な教育研究上の目的に応じた進展が図れるよう組織されている。

音楽専攻科は音楽大学の基礎の上に立ち専門技術研究を発展させ、かつ、社会の音楽活動に直結し実践的性格をもつ特別の専門課程による教授を行い、音楽に関する専門技術者養成を目的とし、大学院音楽研究科は音楽芸術に関する理論、技術およびその応用を教授研究するとともに、専攻分野における高度な研究能力はもとより豊かな人間性、国際性を備えた音楽人を養成し、もって文化の創造、発展に寄与することを目的とする。それぞれ本学以外の音楽大学卒業生も受け入れているが、本学卒業後進学する学生が多数を占めることから、独自性ととも、一貫性と発展性のある教育が必然的に求められる。

学長は本学を代表し、教育研究を統括する。教学上の執行部として、学長任命による副学長、教育部長、学生部長、研究部長、大学院研究科長、音楽専攻科主事を置き、それぞれが分担・連携して学長を補佐する体制が整備されている。さらに平成20(2008)年度に法人全体の演奏会を一括して検討する演奏統括委員会が設置され、コンサート・センター主事を兼務する演奏統括委員会委員長を置いている。

教育研究上の重要事項は、音楽学部及び音楽専攻科においては教授会が決定し、大学院においては大学院運営委員会が決定する。教授会の下には大学運営会議、大学専攻科運営委員会、研究委員会、演奏統括委員会等の多くの会議・委員会が設置され、大学の運営を担うとともに、教授会において報告、協議、審議・承認すべき事項についての議論・検討が行われている（図表2-3-1参照）。これらの会議・委員会等の構成員は、いずれも教員間における意思疎通と連携の取れた組織運営を図るため、各教員が所属する学科・専攻の枠を越えて学長により選任される。

音楽学部では、専任・非常勤の全教員は各学科に配属される他に、専攻分野（作曲・音楽学・声楽・ピアノ・管弦打・邦楽）、科目分野（教養教育・外国語・ソルフェージュ・合唱・教職）に区分された部会に所属する。部会には代表者として、それぞれ専攻教育主任または科目教育主任が置かれ、教育の実施に関わる事項について調整を行うとともに、部会を招集し、そこで検討された専攻・科目からの教育・研究上の提案を行う他、学長や大学運営会議、大学専攻科運営委員会から付託された事項を部会に諮り、その結果を報告する役割を担っている。

また、大学院運営委員会及び大学専攻科運営委員会は、音楽学部の教員により構成されている。このことにより、各教員が音楽学部・音楽専攻科・大学院それぞれの教育研究の目的・カリキュラム・授業内容の方針を共有し、適切な関連性を保っている。

付属図書館は、所蔵する書籍・文献・楽譜・視聴覚資料の提供、レファレンスサービス、著作権法の範囲内でのコピーのセルフサービス等により、全教育課程における教育・研究を支援する機関として位置付けられる。ザ・カレッジ・オペラハウスとミレニアムホールは、全教育課程における実技系科目の教育を支援する施設として位置付けられる。いずれ

も併設短期大学部と共用の附属図書館と音楽博物館は研究委員会を通じて教育研究の基本組織である教授会と連携し、ザ・カレッジ・オペラハウス、ミレニアムホール等の演奏活動は演奏統括委員会を通じて教授会に統合されている。

（２）２－１の自己評価

本学は音楽の単科大学であり、音楽学部・音楽専攻科・大学院音楽研究科は、それぞれ入学定員・収容定員に対応した、教育研究組織として適切な規模により構成されている。

音楽学部・音楽専攻科・大学院音楽研究科の各教育内容について、教職員が各教育機関の目的・使命を認識・共有しており、各種会議・委員会・部会を通じて各教育機関の教員が連絡を密にしている。また、大学行事としての演奏会・発表会等において音楽学部・音楽専攻科・大学院の学生と教員が連携する機会も多い。さらに、不定期ではあるが学長の招集による、「教学執行部会議」（構成員：学長・副学長・研究科長・主事・各部長・各センター長・各館長）が適宜開催されることとなっており、教育研究の運用面での問題点を共有するとともに、各組織の垣根を越えた全学的な立場から、問題解決に向けた話し合いが行われている。以上のように、教育研究の基本的な組織相互の適切な関連性が保たれていると評価できる。

また附属機関としての附属図書館・音楽博物館、及び附属施設であるザ・カレッジ・オペラハウスとミレニアムホールは各教育組織と関連性を保ちながら適切に運営されている。

（３）２－１の改善・向上方策（将来計画）

少子化、大学のユニバーサル化の時代を迎え、社会的な要請や学生のニーズに応える教育課程の再編成のため、音楽学部の学科再編の検討に着手しているが、教学面での大学全体の将来計画を検討立案するのは、教授会の下に置かれる大学運営会議である。大学運営会議はかつての「教育会議」「教務委員会」「カリキュラム委員会」「入試専門委員会」を統合した組織であり、大学運営の基本方針を審議・立案するという役割に加えて、多岐にわたる事項を効率的に処理する役割も担っている。

学科の統合・新設を含めた学科再編の問題については、現在の学科・専攻を、社会のニーズに応え、学生がより満足できる教育研究組織へと改変するべく、大学運営会議において検討を進め、学内の意思統一を図り、平成 24(2012)年度実施を目途に具体化することを目指している。

２－２人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

（１）事実の説明（現状）

① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

教育課程における教養科目は一般教育科目、外国語科目、保健体育科目の３分野から構成されている。以前はこれらの科目ごとに部会を構成していたが、一般教育科目及び外国語科目の全専任教員、実技担当教員代表、そして、大学・短大教育部長からなる教養教育検討委員会が設置された。ここでの検討の結果、平成 21(2009)年度から一般教育と保健体育、そして音楽療法の分野を統合して教養教育部会とした。なお、外国語科目に関しても

独自に部会を置いている。

② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

広い意味における教養教育は、以下に述べる教養科目ばかりではなく、専門教育科目においても個人実技レッスンや少人数の演習科目においても行われている。

教育課程における教養科目は、一般教育科目・外国語科目・保健体育科目の3分野から構成されており、教養教育（一般教育科目・保健体育科目・音楽療法科目）と外国語の部会には専任教員の科目教育主任が置かれている。各科目教育主任は部会を招集し、教養教育の役割である専門分野以外の幅広い知識の獲得、人間形成、初年次教育等について議論し、履修内容、履修方法、必要な科目の新設・統廃合等を大学運営会議に提案している。また、各科目教育主任は学長や大学運営会議や学長が要請する事項を部会で議論し、その検討結果を答申する役割を担っており、議論は双方向的に行われる。「時事問題ステーション」「情報処理概論」の一般教育科目としての設置、TOEFL(Test of English as a Foreign Language)やTOEIC(Test of English for International Communication)の得点や英語・ドイツ語・フランス語検定のグレード取得に応じた外国語科目の単位認定制度などは、いずれもこの議論の過程を通じて成立したものである。

また、各専攻教育主任は大学運営会議において、その専攻の学生の立場から教養科目のあり方について、提案することができる。

教養教育の選択肢の一つとして、平成18(2006)年度より「大学コンソーシアム大阪」の単位互換制度に加入しており、本学の学生が他の加入大学の単位互換科目を履修して単位を取得した場合は、教養科目の単位として認定している。

大学院運営委員会の議論の中で生まれた「芸術文化の諸相 A・B」科目においては、美術、伝統芸能等の他分野を代表する招聘講師による講義を行い、専門に特化しがちな大学院生の教養の幅を広げる役割を果たしている。

（2）2－2の自己評価

教養教育をより広い視野から総合的に捉えることを目的に、平成21(2009)年度に教養教育部会を設置した。また教養教育検討委員会を設置して、この教養教育部会と外国語部会の専任教員はもちろん、教育部長や実技系教員も委員として参加し、教養教育を各専門の立場からどう見ているかという助言を加えながら議論を行っており、組織上の問題は無い。

（3）2－2の改善・向上方策（将来計画）

平成23(2011)年度にセメスター制の導入が決定されているため、これに向けて教養教育カリキュラムの再編や、時間割の作成における優先度についても検討を進める。多様な学生が入学してくる現在、より多彩な教養教育が実施できるような人的な配置の問題やカリキュラム上での専門教育と教養教育のバランスの問題などを考慮しつつ、専任教員と非常勤教員が一体となって、新しい科目の設置や、より良い教材の開発などのために、教養教育部会と外国語部会を中心に全学的な議論を深める。

また、教養教育部会は、学生の就業力強化を目指して、日本語ライティング能力の向上を図る新しい取り組みを開始している。

2－3 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

各専攻及び各科目教育主任は定期的に部会を開催し、担当する分野の教育方針について検討し、それを実現するためのカリキュラム編成・授業科目の設置と廃止・科目内容・試験内容等について常時審議し、必要があれば、その結果を大学運営会議に報告または提議する。

大学運営会議は学長、副学長、教育部長、学生部長、演奏統括委員長、専攻科主事、入試センター長、各専攻及び科目教育主任、学務事務部門長で構成され、大学の使命・目的を実現するため、大学全体としての教育方針について、整合性と必要性の観点から検討を加え、その結果を教授会に提案する。また、大学運営会議は学長からの教育に関わる提案を受けて議論される場であり、必要であれば各専攻または各科目教育主任に部会での検討を要請し、各部会の意見を集約する形で大学全体あるいは各専攻・科目の教育方針を方向付ける。

大学運営会議と全教員がいずれかに所属する各部会間の意思伝達と議論の流れの双方向性は、本学の特徴であり、これらの議論を受けた教授会における決定が大学の統一的意思として全教員に共有され、円滑な教育を可能にすべく運営している。

なお、審議される内容が、各部会の所管の範囲を超え、全学的な検討が必要な場合には、大学運営会議の下に、期間を限定した新たな委員会や諮問機関としてのプロジェクト・チームが設置される。これら委員会やプロジェクト・チームの答申は、大学運営会議と教授会での議論の土台となる。

音楽専攻科では、各専攻部会から選出された委員に加え、専攻科主事、副学長、教育部長、学務事務部門長により大学専攻科運営委員会が組織され、音楽専攻科のカリキュラム、入学試験、学年末試験、その他教育に関する事項について審議される（音楽専攻科規則第14条）。ただし、専攻科規則の制定及び改訂、授業及び研究、学生生活及び勉学環境の整備、試験・入退学・修了・賞罰等学生の身分、授業を担当する者の任免について理事会への推薦に関わる事項の審議決定は教授会において行う（同規則第12条）。また、専攻科規則の制定及び改訂や教育に関する重要な案件については、教授会への上程に先立ち大学運営会議で議論される。

大学院では、大学院研究科長、学長、副学長、各研究室主任により、大学院運営委員会が組織されており、入学・修了、大学院規則・規程、カリキュラム、試験及び審査、休学・復学・退学、除籍、人事、その他大学院に必要な事項（大学院規則第11条第5項）を審議・決定する。

学内の意思決定に関わる会議・委員会の名称・主な審議事項・構成員等について図表 2－3－1 に記す。

図表 2-3-1 平成 22(2010)年度 会議・委員会の審議事項と構成員

名称	主な審議事項	構成員	備 考
大学教授会	学則の制定・改廃、授業及び研究に関する事項、学生生活及び勉学環境の整備に関する事項、試験・入退学・卒業・賞罰等の学生の身分に関する事項など。(学則第 54 条及び音楽専攻科規則第 12 条、大学教授会運営規程)	大学の全専任教員 短大の専任教員にあって大学・短大兼任の役職者 オブザーバーとして事務局長及び全事務部門長が同席。	月 1 回の定例開催に加え、入試判定、卒業、進級判定の他、必要に応じて開催。 責任者：教授会議長 所轄部署：企画事務部門
大学・短大合同教授会	大学・短大の入試出願状況・入試結果等の報告、アドミッション事業、エクステンション事業など法人管轄事業の報告、その他大学・短大の双方に係る事項の連絡・意見交換。(組織運営規程第 7 条、大学教授会運営規程第 12 条)	大学・短大の全専任教員 大学教授会、短期大学部教授会とは別時間に開催する。 オブザーバーとして事務局長及び全事務部門長が同席。	月 1 回の定例開催の他、必要に応じて開催。 責任者：合同教授会議長（短大または大学教授会議長が兼務） 所轄部署：企画事務部門
大学運営会議	教育の基本方針、教育運営の諸問題、カリキュラム編成、教育システム、成績評価及び入試全般の検討。関係事務部門との連携。自己点検・評価統括委員会との連携。	学長、副学長、教育部長、学生部長、演奏統括委員長、音楽専攻科主事、入試センター長、各専攻・科目教育主任、学務事務部門長	オブザーバーとして短期大学部の副学長が同席。 月 1 回の定例開催の他、必要に応じて開催。責任者：副学長所轄部署：学務事務部門
大学院運営委員会	入学・修了、大学院規則・規程、カリキュラム、試験及び審査、休学・復学・退学、除籍、人事、その他大学院に必要な事項(大学院規則第 11 条第 5 項)	大学院研究科長、学長、副学長、各研究室主任 オブザーバーとして学務事務部門長または同部門長が指示する担当職員が同席。	月 1 回の定例開催に加え、入試判定、卒業判定の他必要に応じて開催。 責任者：大学院研究科長 所轄部署：企画事務部門
大学専攻科運営委員会	カリキュラム、入学試験・学年末試験、その他教育に関する事項(大学音楽専攻科規則第 14 条)	大学音楽専攻科主事、大学副学長、大学教育部長、各専攻(C.V.P.O)から推薦された委員、学務事務部門長(あるいは同部門長が指示する担当職員)	月 1 回開催 責任者：大学音楽専攻科主事 所管部署：学務事務部門
大学人事委員会	教授、准教授、講師(専任・非常勤)、助教の採用及び昇格等移動、名誉教授・客員教授・特任教授の推挙、その他教育職員の人事に関し学長が必要と認めた事項。(大学人事委員会規程第 2 条)	学長、副学長、教授会において選挙された教授の委員 5 人(大学人事委員会規程第 3 条)	月 1 回開催 責任者：学長 所轄部署：管理事務部門
演奏統括委員会	学内の演奏会全般に関する立案・実施の支援及び調整。大学・短大定期演奏会等全学的行事の企画・立案。	コンサート・センター主事、オペラハウス館長、担当理事、専攻毎に学長・演奏統括委員長から推薦された委員、エクステンション・センター長、学務事務部門長、エクステンション事務部門長	短大と合同月 1 回開催 責任者：演奏統括委員会委員長(コンサート・センター主事) 所轄部署：エクステンション事務部門
学生生活委員会	学生生活全般の支援、学籍異動審議(決定は教授会が行う)、奨学金給付に関する検討、学生相談、フレッシュマン・キャンプの企画運営、学生の自主演奏活動支援、学生寮の諸問題、学生自治会。	学生部長、学長・学生部長から推薦された委員 6 人程度、学務事務部門長	短大と合同 月 1 回開催 責任者：学生部長 所轄部署：学務事務部門

大阪音楽大学

研究委員会	教員の研究に関する諸問題の検討。研究助成制度に係る募集、申請の可否、学長・理事長への提案。付属機関間の共通課題の検討。研究紀要の発刊。	研究部長、図書館長、音楽博物館長、全教育領域から推薦された委員、研究事務部門長	短大と合同 月 1 回程度開催 責任者：研究部長 所轄部署：研究事務部門
国際交流推進委員会	外国の大学等との提携推進、外国からの研究員等の受け入れ、教職員の在外研究、学生の外国留学、教職員・学生の交換、出版物・資料・文献の交換等に関する事項。（国際交流委員会規程第 2 条）	国際交流室主事、学長、大学教育部長、研究部長、企画事務部門長、学長が委嘱する教員若干人。	短大と合同月 1 回開催 責任者：国際交流室主事 所轄部署：企画事務部門
入試センター事業委員会※	アドミッション諸活動の推進、入試実施・運営の検討、受験講座・入試説明会等の運営、入試関連情報収集、入学試験における受験者の試験科目の免除・認定について学長より付託された事項、教授会または理事会が諮問する事項。（アドミッション事業委員会規程第 2 条）	担当理事、入試センター長、入試センター長の推薦を受けた理事長任命委員、入試センター事務部門長（あるいは同部門長が指示する担当職員）	短大と合同月 1 回開催 責任者：入試センター長 所轄部署：入試センター事務部門
エクステンション事業委員会※	在学生への進路支援、キャリア形成支援、インターンシップへの取組み、卒業生のリカレント教育・社会人の生涯教育等の計画立案・実施、卒業生人材派遣、卒業生への演奏機会提供、演奏員の登録業務、留学・コンクール情報の提供。	担当理事、エクステンション・センター長、エクステンション・センター長の推薦を受けた理事長任命委員、エクステンション事務部門長	短大と合同月 1 回開催 責任者：エクステンション・センター長 所轄部署：エクステンション事務部門
自己点検・評価統括委員会※	自己点検・評価に係る全学的な遂行・実施の統括。必要に応じて下部組織を置く。（自己点検・評価組織規程第 8 条）	自己点検・評価部長、大学副学長、短大副学長、担当理事、全自己点検・評価委員長、大学 LO、事務局長、企画事務部門長（自己点検・評価組織規程）	短大と合同月 1 回開催 責任者：自己点検・評価部長 所轄部署：自己点検・評価室（企画事務部門）
規程整備委員会※	教授会・理事会との連携による規程の整備。	担当理事（委員長）、学長から推薦された委員 2 人程度、企画事務部門長、事務局長から推薦された委員 2 人程度	短大と合同月 1 回開催 責任者：規程整備委員長（担当理事） 所轄部署：企画事務部門
人権委員会※	人権問題の啓発、学内で発生した人権に関わる事象の検討、ハラスメント防止の啓発等。（人権委員会規程第 2 条）	担当理事、学長から推薦された合同教授会構成員 4 人、事務局から推薦された事務職員 2 人	短大と合同 不定期（年 4 回）開催 責任者：人権委員長（委員の中から理事長が任命） 所轄部署：管理事務部門
奨学制度委員会	卒業時褒賞制度に基づき、各専攻部会から推薦された受賞推薦学生の審査。大阪音楽大学給付奨学金制度に基づく給付奨学金希望者の募集と審査、海外留学助成金制度・国内提携講座受講助成金制度に基づく希望者の募集と審査。給付奨学制度・褒賞制度の検討。	大学教育部長（委員長）、大学副学長、短大副学長、短大教育部長、学生部長、学務事務部門長	短大と合同月 1 回開催 卒業時褒賞の受賞者や、各奨学制度の適用者の最終決定は教授会で行う。 責任者：大学教育部長 所轄部署：学務事務部門

教職課程委員会	教育職員免許法に定める趣旨を、より適切に反映したカリキュラムと科目内容の検討と整備。	短大副学長（委員長）、大学副学長、大学及び短大の教育部長、大学及び短大の教職科目教育主任、事務局長、学務事務部門長、学務事務部門長補佐	短大と合同 不定期（年数回） 責任者：短大副学長 所轄部署：学務事務部門
FD 総括委員会	本学の教育理念に基づき、教育方法の研究・工夫・改善を目的とした研究会の開催、教員相互の授業参観の実施の検討。新任教員の研修等に関する事項。	FD 統括主事（委員長）、学生部長、研究事務部門長、その他フォーラム、ワークショップ等企画内容に合わせ全教員を対象に委嘱。	短大と合同 不定期開催 責任者：FD 統括主事 所轄部署：研究事務部門
教育研究データベース管理委員会※	学校法人内に所蔵する書籍、楽譜、視聴覚資料、一次資料等の電子データベース化とその利用・管理に関わる事項。	研究部長、担当理事、研究事務部門長、管理事務その他法人が委嘱する者及び理事長並びに事務局長が推薦する若干人	短大と合同 不定期開催 責任者：研究部長 所轄部署：研究事務部門
教授会議題会議	大学・短大・合同の各教授会に上程する議題の整理。議題の内容と議事順序、審議議題の要点の確認。	大学及び短大の教授会議長、学長、大学及び短大の副学長、大学及び短大の教育部長、学生部長、研究部長、入試センター長、その他議題提出者	短大と合同 月 1 回開催 責任者：大学・短大の教授会議長 所轄部署：企画事務部門
執行部連絡協議会※	本会議の構成員に定める役職者が相互に意思疎通を図るための連絡調整。	学長、大学及び短大の副学長、大学院音楽研究科長、大学及び短大の専攻科主事、コンサート・センター主事、国際交流室主事、全部長、全館長、入試センター長、エクステンション・センター長、幼稚園長、音楽院長、理事長、全常任理事、事務局長（座長）、全事務部門長	法人・短大と合同月 1 回開催 責任者：事務局長 所轄部署：事務局長室

（注：※は学校法人が設置する。また上記の他に音楽博物館会議、図書館会議、事務局会議が置かれている。）

② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

教育研究に関わる意思決定は音楽学部と音楽専攻科においては教授会が、大学院音楽研究科においては大学院運営委員会が行い、それぞれの使命・目的の遂行に関する最終的な責任を負う。教授会は大学運営会議、大学専攻科運営委員会等の教授会に所属する会議体に加え、法人が設置する自己点検・評価統括委員会、規程整備委員会等の会議体によって機能的に支えられている。このように教授会を中心とした各会議体は大学の使命・目的の根幹である教育研究上の意思決定が緊密な連携の下に行われるように整備されている。

学生の教育研究に関わる要求については、学生の個人実技を担当する教員や各専攻の教育主任が相談を受けている。こうした学生と教員間の個別のコミュニケーションに加えて、学生の質問・要望・相談には、学習や学生生活など問題の種類に関わらず学生支援センターが応対しており、教育研究に関わる要求については教育部長が教育主任を通じて部会での検討を依頼する。また、調査や慎重な対応を要する問題については、学生部長と学務事務部門長が協議の上、学生に文書で回答している。大学全体として解決の取り組みが必要な

課題や、注意を要するケースについては、当該委員会で検討され、必要に応じて大学運営会議や教授会においても議論される。

また、学生の学習上の要求を把握するため、全科目を対象とした授業評価アンケートを毎年実施している。

（２）２－３の自己評価

教育研究に関わる学内意思決定機関である教授会、大学院運営委員会を中心に、各会議・委員会の組織は大学の使命・目的及び学生の要求に対応できるように適切に整備されている。

教授会には、事務局長及び全事務部門長がオブザーバーとして同席するほか、大学運営会議、大学専攻科運営委員会、大学院運営委員会等の各会議・委員会にはすべて担当の事務部門長あるいは事務部門長が指示する職員が出席しており、教育研究に関わる学内意思の事務部門への伝達は円滑に行われている。

このように、学内の意思決定機関は、学習者の要求に対応するための一連の仕組みを有しており、また、授業評価アンケートの集計結果は、各教員に個別に通知されるほか、教育主任への配付を通じて、各部会内におけるカリキュラムの検討や授業内容の改善などに利用されている。

（３）２－３の改善・向上方策（将来計画）

大学運営会議の役割は、教育の基本方針の策定、教育運営の諸問題の解決、カリキュラム編成・教育システム・成績評価・入試全般の検討、関係事務部門及び自己点検・評価統括委員会との連携など多岐に及んでいる。大学運営会議を円滑に進めるために予備会議を設けて、副学長・教育部長・学務事務部門長により議題の整理と調整を行っているが、各分野の議論が集中すると会議体としての意思決定が迅速にできない場合が生じる。今後は、専門教育科目の再編や時間割の再検討など、各部会の連携が必要な分野での実質的な議論を行うために、会議の新設・運営について検討する。

授業評価アンケートについては、より効率的な利用とフィードバックを行うため、FD(Faculty Development)活動の一環として、当該授業における集計結果について、担当教員と受講学生間の意見交換の実施を検討している。

〔基準２の自己評価〕

教育研究に関する意思決定機関として、教授会や大学院運営委員会を始めとする各組織は適切に整備されている。また、音楽単科大学として教育研究の基本的な組織の構成と規模は適切であり、各組織は密接に連携して大学の使命・目的と学習者の要求に応えるように機能している。近年入学者が定員を大きく上回っていた音楽専攻科については定員増を実施した。

〔基準２の改善・向上方策（将来計画）〕

平成 24(2012)年度に予定している学科再編については、現在までの学内議論において、現在の作曲学科、声楽学科、器楽学科の３学科から音楽学科への統合を行うことが合意さ

れている。また、この音楽学科に電子オルガン、ジャズ、クラシックギター等の新しい専攻を設置することも検討中である。

教養教育については、初歩からの英語の徹底復習プログラム、外国語を通じて外国文化を学ぶ科目の新設、外国語読解力向上プログラム、セミナー形式のリベラル・アーツ科目、キャリア・デザイン科目、自己探求に関わる科目等の新規開設が学長から提案されており、平成 23(2011)年度においては新入生導入科目、キャリア・デザイン科目等の充実を検討している。

音楽専攻科については平成 22(2010)年度に定員増を行ったが、平成 23(2011)年度には大学院についても定員増を予定している。

基準 3. 教育課程（教育目的、教育内容、学習量、教育評価等）

3-1 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

（1）事実の説明（現状）

- ① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、学科又は課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等に定められ、かつ公表されているか。

本学の「建学の精神」の下に、音楽学部・音楽専攻科・大学院音楽研究科の目的・使命を、それぞれ次の通り定めている。

＜音楽学部＞大阪音楽大学学則 第1条

本学は音楽芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的および応用能力を展開させ、良識ある音楽家を育成することを目的並びに使命とする。

＜音楽専攻科＞音楽専攻科規則 第2条

専攻科は、音楽大学の基礎の上に立ち専門技術研究を発展させ、かつ、社会の音楽活動に直結し実践的性格をもつ特別の専門課程による教授を行い、音楽に関する専門技術者養成を目的とする。

＜大学院＞大学院規則 第3条

大学院は音楽芸術に関する理論、技術およびその応用を教授研究するとともに、専攻分野における高度な研究能力はもとより豊かな人間性、国際性を備えた音楽人を養成し、もって文化の創造、発展に寄与することを目的とする。

これら学則や規則の文言は、4月に配付される学生便覧に掲載されている。また、本法人ホームページ上でもこれらは公開されており、ダウンロードも可能になっている。

さらに、大学案内にも上の学則第1条を掲載している。

- ② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

＜音楽学部＞

音楽学部では、深い専門的知識と技量を有するとともに、良識と幅広い人間性を備え社会に貢献できる音楽家を育成する観点から、専門教育と教養教育のそれぞれを独立した年次課程として分離せず、入学年次より専門教育と教養教育を並行して行っている。これは、音楽に関する技術の習得には継続性と多くの年月を要することを根拠としている。このことは同時に、教養教育と専門教育の両者の相互浸透により、教育目的が効果的に達成されることを意図するものであり、平成3(1991)年の大学設置基準の大綱化以前から実施している本学の伝統的な教育課程の編成方法である。

専門教育と教養教育は、教育目標を分担し補完する形で、現代社会が要請する幅広い教養とともに総合的な判断力と応用力を育成することを編成方針としている。

専門教育は、次のように専攻別の編成方針を設定している。

図表 3-1-1 各学科・専攻の編成方針

学科	専攻	編成方針	
作曲学科	作曲	創作のための基礎技術の習得と創造性を高める学習を軸に、音楽の理論的知識と、広い視野をもって新しい文化を担う創造的精神と洞察力を養う。	
	音楽学	音楽を身体と感覚でしっかりと身に付け、かつ豊かな知性と生きた知識を備えた人材を育成する。	
声楽学科		音楽的な声を目指すことを基本とする。そのために、単に声の美しさだけでなく、曲の意図や時代背景を理解し、表現できる知性を重視する。発声法、歌唱法、外国語の発音・表現をきめ細かに指導するとともに、バレエや演劇の専門家による指導で、豊かな身体表現を身に付ける。	
器楽学科	ピアノ	ピアノコース	技術面の進展を図ると共に、楽曲の形式、様式、和声構造、フレージングなど演奏に求められる様々な知識と感覚を習得する。ピアノ演奏を基礎から見直すことにより、音楽を多面的にとらえる力を養う。
		ピアノ演奏家特別コース	国際的に活躍するコンサートソリストとしてのピアニスト養成を目指す。学生の個性を慎重に判断し、技術とともに演奏に対する視野を広める。海外留学に必要な外国語から「初見視奏」まで、音楽的な総合力を育成する。
	オルガン	演奏実技とともに、オルガンの構造や演奏理論を学ぶ。楽器と楽曲の両面から歴史を学習し、一台一台異なるオルガンに応じた演奏ができる知識と技術を身に付ける。	
	管楽器	演奏技術の習得と楽曲の演奏解釈上の知的な理解力を養い、同種楽器のアンサンブルや吹奏楽、管弦楽など実践的な演奏を通して多様な音楽体験を積み重ね、演奏者、指導者としての能力を身に付ける。	
	弦楽器	演奏技術の習得と幅広い音楽の理解力を養い、弦楽アンサンブルを始め、各種楽器との小アンサンブルや管弦楽などをとおして豊富な演奏経験を積み、演奏者、指導者としての能力を身に付ける。	
	打楽器	各種の打楽器を総合的に学び、打楽器アンサンブルを始め、あらゆる形のアンサンブルを通じて、様々な要求に応えられる高度な技術の習得と柔軟な音楽感覚を養う。	
	邦楽	優れた技術を持ち、かつ西洋音楽の深い造詣と広い識見を備えた邦楽演奏家・指導者の育成を目指す。新しい音楽の創造に寄与し、時代に合った演奏で、聴衆と共鳴できる力を習得できるように配慮する。	

<音楽専攻科>

音楽専攻科は、社会の音楽活動に直結した実践的な教育を目的とし、実技教育を中心とした教育課程を編成している。また、カリキュラムに、「特別演奏実習」として、全専攻の学生が協力し、学外での演奏会を企画・立案・公演する教育プログラムを組み込んでいる。

<大学院>

大学院音楽研究科の各研究室は、次のような編成方針を設定している。

図表 3-1-2 各研究室の編成方針

専攻	研究室	編成方針
作曲専攻	作曲研究室	作曲研究室は二つの教育目標を持っている。一つは、日本の文化と諸外国の文化、特にアジア及び西洋文化との同・異質性を探求しながら日本の現代音楽作品を創造すること。もう一つは、音楽文化を通して広く国際社会において交流することのできる人材を育成することである。
	音楽学研究室	音楽学研究室は二つの教育目標を持っている。一つは音楽の知的・学術的探求を通じて優れた音楽研究者への確実な一歩を踏み出せるようにすること。もう一つは、獲得した幅広い音楽知識を背景に広く音楽社会で活躍できる人材を養成することである。

声楽専攻	オペラ研究室	人間そのものを表現するという点において、オペラは極めて特異な芸術である。オペラ研究室は人の生死、愛欲、権力欲に潜む複雑な心理を豊かに表現しうる歌唱力と語学力の習得、それらに加えて美学、宗教学、歴史学を考察する等、総合的に学び、国際感覚を備えた社会性豊かなオペラ歌手を養成する。
	歌曲研究室	歌曲研究室は国内外を問わず声楽家として活動するのに必要とされるドイツ歌曲・ドイツ語会話及び日本歌曲を研究の中心としたカリキュラムを編成している。それに加え、芸術歌曲及び宗教曲を通して声楽曲の高度な研究を進め、広く国際社会に通用する声楽家を養成する。
器楽専攻	ピアノ研究室	ピアノ研究室は、ソロ演奏の能力はもとより、室内楽、歌曲伴奏の分野でも実践的な経験を積み、国内外を問わず音楽家として活躍できる基礎力を教授する。また、その過程においてコミュニケーション能力、協調性など音楽家としての「人間力」の向上にも視点を置く。
	管弦打研究室	管弦打研究室はソリスト、室内楽奏者、オーケストラ奏者、教育者など多様な分野において、実践的な経験を積む機会を用意しており、より高度な技術と豊かな表現力を培うことを重視している。また、その過程において個を尊重しながら協調性を高める技術、音楽人としての優れた人格形成を目指す。

③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

音楽学部学則第1条に「音楽芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し」とあるように、本学では、個人レッスンによる実技科目（音楽学専攻のみ、少人数による専門の演習科目になる）を中心として、専門教育科目が構築されている。この個人レッスンという教育方法は音楽の世界では当然の方法であるが、本学では、希望するレッスンを担当する教員の許可があれば、その教員のレッスンを聴講できる「オープンレッスン」制度を平成19(2007)年度後期から実施している。さらに平成22(2010)年度後期より専門実技をより充実させることを目的に、専攻実技レッスン（年30回）とは別に、担当教員以外の実技レッスンを、前期・後期各1回受講できる「プラスレッスン」制度を導入することが決定している。

この個人レッスンを中心として、専攻別に指定された必修科目や選択必修科目、専攻横断の必修科目として音楽基礎科目（「音楽理論」「西洋音楽史概説」「副科鍵盤楽器」「ソルフェージュ」など）を配置している。ソルフェージュは、学生の自己申告による、習熟度別のクラスを編成して授業を実施している。

教養教育検討会議の議論の中から、新しい一般教育科目として、平成21(2009)年4月から初年次の導入教育として「教養基礎セミナー」をスタートさせた。これは1年次の前期に開講する必修科目で、1クラス約20～25名、専攻を混合した編成で8クラス置き、それぞれ担当教員を配置して実施している。担当教員は一般教育科目や外国語科目の専任教員だけでなく、作曲、音楽学、声楽、ピアノの専任教員も加わっている。内容は3回の「キャリア・デザイン」「学長特別講義」「図書館利用案内」「音楽博物館探訪」の他、クラスの担当教員が自分の専門分野での一端を紹介する講義4回、残りは担当教員がレポートの書き方や文章表現について注意すべきことや約束事などを講義している。専攻別のクラス編成としないことにより、声楽や管弦打楽器を専攻する学生が、ピアノ専攻の学生と知り合い、伴奏者を探す一助にもなっている。

さらに、平成23(2011)年度から、前期に「文化とオペラA」、後期に「文化とオペラB」を始めることになっている。この科目は、学長提案に基づき、教養教育検討会議で具体的

カリキュラムを策定した。本学では毎年2回、ザ・カレッジ・オペラハウスでオペラが上演されていることもあり、これらのオペラについて、歴史的な観点や、楽曲としての観点、演奏者としての観点など、様々な観点から複数の教員がリレー式講義で実施し、さらに実際に観劇することになっており、オペラ観賞もカリキュラムに組み込んだユニークなものである。

(2) 3-1の自己評価

音楽学部・音楽専攻科・大学院の各学科・専攻とも、教育目的の達成のために、目的・使命、教育目標・教育理念に基づいた教育課程を体系的かつ適切に編成しており、同時に教育方法にも教育目標・教育理念が十分に反映されている。音楽専攻科の各専攻は音楽学部と教育理念・教育目標を共有しているが、音楽専攻科独自の専攻別編成方針は策定されていない。

在学生・卒業生を含めて、各種音楽コンクールにおいて多くの入賞者を輩出していることから明らかなように、専門実技に関する学習意欲は極めて高く、また、それに見合った教育が実施できており、卒業時の専門実技の習得水準は維持されている。

一般教育科目や外国語科目などの教養教育の分野については、学長の提案による初年次導入教育はすでに実施され、次年度からリレー方式の講義も決定している。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

教育方法の改善として、平成23(2011)年度より演奏家特別コース（ヴァイオリン）の開設を予定している。さらに平成23(2011)年度から音楽学部と大学院はセメスター制へ移行することが決定している。このことから、カリキュラムの見直しが副学長を中心として、現在策定中である。専攻主科目の必修単位数を各学科で揃えること、これに伴う専門科目の見直しなど、セメスター制と連動した改訂を予定している。また、平成21(2009)年4月からスタートさせた「教養基礎セミナー」を平成23(2011)年度からは前・後期科目とすることが決定している。さらに現在策定されていない音楽専攻科の専攻別編成方針を策定する。

文部科学省による平成22(2010)年度「大学生の就業力育成支援事業」において「事実にもとづく日本語ライティング能力」を併設短期大学と共同申請し採択を受けた。この取り組みは、音楽活動の現場において体験した出来事を「事実にもとづいて正確な情報としての的確に伝えることのできる日本語ライティング能力」の開発・育成のための組織化と教育・支援プログラムの構築を試みるものである。本取り組みによって、音楽芸術を言葉として語り、書き、伝えることのできる表現力を修得させることで、これからの社会の創建に参画できる職業人としての学生の自己形成の支援を目的とする。

3-2 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

(1) 事実の説明（現状）

① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

＜音楽学部＞

音楽学部教育課程は、専門教育科目、一般教育科目、保健体育科目、外国語科目、教職課程に関する科目から構成されている。それぞれの科目での学習内容が段階的に関連、進展するように、全ての科目に基準履修年次を設定している。

進級については、専攻ごとに指定する科目の単位を修得していることとしている。3年次から4年次への進級については、指定する科目に加え、1年次から3年次までの修得単位数の合計が80単位以上であることとする。ただし、教職に関する科目のうち、卒業要件に算入することのできない科目の単位数は含めない。

また、3年次からの専門教育の受容性を高めるため、1・2年次に専攻を横断した音楽全般の基礎的な能力と知識の向上を目的とする音楽基礎科目を設けている。この他に入学年次から卒業年次まで、必修・選択の多くの専攻別専門教育科目、全専攻共通専門科目を置き、学生のニーズに応じた体系的な教育課程が編成されている。

教養教育（一般教育・保健体育・外国語）科目は、総合的な判断力、幅広い教養に基づく豊かな人間性の涵養、国際化の進展への対応、基礎体力の向上と健康管理に関する教育を提供することに加え、個別の音楽専門分野への発展性を有する基礎的な教育分野として編成されている。本学は、教養教育と専門教育が両輪となって「高い音楽性を核とした豊かな人間力」を醸成すると捉えており、教養教育科目は専門教育科目と並行して履修し、1～3年次での修得を基本としている。

＜音楽専攻科＞

音楽専攻科では、実技に重点を置いた実践的な教育を行い、常に聴衆や社会との接点で考える演奏家を養成できるようカリキュラムを編成している。特に「特別演奏実習」は学生が専攻の枠を超えて、学外での演奏会を企画・立案し「オータムコンサート」として実施するもので、実践教育の場として機能している。

＜大学院＞

大学院は、高度な専門性と広い視野に立った芸術性の育成のため、専門実技を中心に、専攻ごとに配された専門に関する科目、論文研究、芸術を広い視野から捉える「芸術文化の諸相」を年次別に履修するよう体系的に教育課程が設定されている。

② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

＜音楽学部＞

〔専門教育科目〕

各学科・専攻を通じて、学生は卒業までの4年間にわたり、教員と学生が一对一で向かい合う「実技科目」（個人レッスン、ただし、音楽学専攻では「音楽学演習」）を履修しなければならない。また個人レッスンでは、担当教員の許可のもと、他の教員のレッスンを見学できるオープンレッスン制度が導入されている。さらに平成22(2010)年度後期より作曲、声楽、ピアノ、邦楽を専攻する学生を対象にプラスレッスン制度が導入される。

「実技科目」を核に、選択または選択必修の専攻実技と密接に関連する科目を配置し、各科目の授業内容の相互作用により、専門技能・知識の着実な習得を可能にするとともに、学生が各自の学習過程を多面的に、また総合的に認識できるようにしている。

音楽の総合的な基礎能力を養うために、音楽基礎科目を専攻横断の科目として1・2年次に必修科目として置いている。「ソルフェージュⅠ・Ⅱ」「音楽理論Ⅰ・Ⅱ」「副科鍵

盤楽器Ⅰ・Ⅱ」または「副科鍵盤楽器演習Ⅰ・Ⅱ」「西洋音楽史概説」の中から、各専攻にに応じて、修得すべき科目が設定されている（ただし、邦楽専攻のみ一部選択）。このうち「ソルフェージュ」は学生各自の持つ能力を効果的に高めるため、学生の自己申告による習熟度別のクラス編成を行っている。このほか、「合唱Ⅰ」「副科声楽Ⅰ」、及び3年次に履修する専門教育科目として「外国語専門Ⅰ・Ⅱ」を専門必修科目として設定している。

上記以外に選択の専門教育科目として、専門をさらに強化する科目、異なる分野の履修を可能にする科目、幅広い人間力を身に付けるための社会実践的な科目、世界に広がる様々な音楽文化の意義や価値を考える科目、音楽の心理的・治療的な側面を学習するための科目等が設定されている。これらの科目は、個々の学生の目的や興味に応じて履修できる。

専攻ごとの授業科目の体系と履修上の留意点については学生便覧に記され、また具体的な内容についてはシラバスに明記されている。シラバスは本法人ホームページ上に公開されており、付属図書館、学務センターにプリントアウトされたものを置いている。

各授業科目の内容については、専攻の教育課程の編成方針に従って、専攻部会内、関連部会間で調整が図られている。

〔教養教育科目〕

教養教育科目として、現代社会が要請する幅広い教養と総合的な判断力を育むための一般教育科目、国際化社会に対応するための外国語科目、基礎的な体力と身体の反応力を高めるための保健体育科目を配置している。

一般教育科目として、人間の営みと歴史を探究する「哲学」「西洋史」、人間関係と心理のメカニズムを扱う「心理学」、諸芸術と比較文化に関する「文学」、数理的・科学的な考察力を育むための「音響学」、現代社会の法制に関する一般常識と時事問題の理解を扱う「日本国憲法」「時事問題ステーション」、情報化の進展に対応するための「情報処理概論」等の科目を設けている。平成21(2009)年4月から初年時導入教育としての必修科目として「教養基礎セミナー」を設け、キャリア・デザインや、施設の見学、学長特別講義などが実施され、大学に慣れることから始めている。

外国語科目として、英・独・仏・伊の4ヵ国語を開設しており、いずれか1ヵ国語、8単位履修を必修としている。外国語は、各専攻の専門教育科目としても、さらに4単位が必修であり、学生の希望に応じて、最初に修得した8単位と同一の外国語を継続履修することも、あるいは異なる外国語を履修することも可能になっている。また、国際化に対応する会話力の練磨を目的として、英・独・仏・伊の各言語の「外国語コミュニケーション」を選択科目として設け、原則的にネイティブ・スピーカーの教員が授業を担当している。

保健体育科目は、ソフトバレー、卓球、バドミントン、フリーテニスの「スポーツ」と、音楽を身体で表現する「リズム」のいずれかを選択して履修する。「スポーツ」は、学生の運動能力と体力の向上を図るとともに、楽器演奏に影響を及ぼす「突き指」等の可能性の少ない授業内容を設定し、「リズム」はエアロビクスやジャズダンス等を組み合わせて身体表現による小作品の創作発表へと導く授業内容を設定している。

＜音楽専攻科＞

1年間という短期間で一定の成果を引き出すため、専門実技とそれに関連した科目に特化した効率的なカリキュラムを編成している。

＜大学院＞

それぞれの研究室の教育理念に沿ったカリキュラムが設定され、個々の学生の希望する研究内容にも対応できる授業内容になっている。

また、平成 23(2011)年度からセメスター制に移行することになっている。これにより海外への留学希望者に対して、前期で単位を修得し、留学を終えて帰国した後、後期から受講することを可能にしている。

③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

年間学事予定・授業期間については、まず大学運営会議で審議の上、教授会において決定される。校地を共有する併設の短期大学部との調整も運営会議の審議中に行われている。

本学では、前・後期の授業期間はそれぞれ 15 週としている。これに、実技試験などの定期試験を含めると 35～36 週となっている。

また、大阪音楽大学履修規程第 3 条に「授業において休講した場合は、原則として補講をおこなう」と定められており、授業回数の 15 回は確保されている。

年間学事予定・授業期間の学生への周知は、履修ガイド（Campus Guide）に掲載し、さらに手帳サイズの行事予定表と共に配付することによって行われている。さらに、本法人ホームページ上でも在学生に対する「キャンパス・スケジュール」を掲載している。

④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。

単位の認定については履修規程第 14～15 条及び大阪音楽大学単位認定基準に次のように定められている。

第 14 条 成績評価は秀、優、良、可、不可とする。秀、優、良、可は単位を認定し、不可は単位を認めない。

なお、上記秀、優、良、可、不可は次の 100 点法基準に対応するものとする。

秀	優	良	可	不可
100～90	89～80	79～70	69～60	59 以下

2. 前項の成績評価を総合的に判断する指標として、GPA(Grade Point Average)を用いる。
3. 前項に定める GPA は、成績評価のうち、秀に 4.0、優に 3.0、良に 2.0、可に 1.0、不可に 0 をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、履修登録した科目の総単位数で除して算出する。
4. 学則第 37 条、第 38 条の規定により単位認定された科目及び、学則別表第Ⅱ教職に関する科目については GPA の計算の対象には含めない。
5. GPA は年度ごと、及び通算の値を算出する。

第 15 条 大学・短期大学既卒（中途退学を含む）入学者の単位認定については、単位認定規程に基づき、認定会議（当該専門部会、教育部長）で審議し決定する。

進級に関しては、学則第 6 章並びに第 7 章を基に履修規程に次のように定められている。

第 17 条 各年次の進級基準を次のとおり定める。

- (1) 1 年次から 2 年次及び 2 年次から 3 年次への進級については、学科（専攻）ごとに下表に指定する科目の単位を修得していることとする。
- (2) 3 年次から 4 年次への進級については、下表に指定する科目に加え、1 年次から 3 年次までの修得単位数の合計が 80 単位以上であることとする。
ただし、「教職に関する科目」のうち、卒業要件に算入することのできない科目の単位数は含めない。

各年次の進級基準

学科（専攻）ごとに下表に指定する科目の単位を修得していること。

学科	専攻	2 年次への進級	3 年次への進級	4 年次への進級
作曲	作曲	作曲Ⅰ 作曲理論Ⅰ	作曲Ⅱ 作曲理論Ⅱ	作曲Ⅲ
	音楽学	音楽学演習Ⅰ	音楽学演習Ⅱ	音楽学演習Ⅲ
声楽		声楽Ⅰ	声楽Ⅱ	声楽Ⅲ
器楽	ピアノ (ピアノコース)	ピアノⅠ	ピアノⅡ	ピアノⅢ
	ピアノ(ピアノ演奏家 特別コース)	ピアノ特ⅠA ピアノ特ⅠB	ピアノ特ⅡA ピアノ特ⅡB	ピアノ特ⅢA ピアノ特ⅢB
	オルガン	オルガンⅠ	オルガンⅡ	オルガンⅢ
	管楽器	管楽器Ⅰ	管楽器Ⅱ	管楽器Ⅲ
	弦楽器	弦楽器Ⅰ	弦楽器Ⅱ	弦楽器Ⅲ
	打楽器	打楽器Ⅰ	打楽器Ⅱ	打楽器Ⅲ
	邦楽	邦楽楽器ⅠA 邦楽楽器ⅠB	邦楽楽器ⅡA 邦楽楽器ⅡB	邦楽楽器ⅢA 邦楽楽器ⅢB

2. 音楽学部に進級判定は、進級判定会議において履修規程第 17 条の運用と審議の結果報告を受けた教授会の議を経て学長が決定する。

卒業・修了要件に関しては、音楽学部は学則第 31 条に次のように定められている。

第 31 条 1 年次入学生は、本学に 4 年以上在学し、3 年次編入学生は、本学に 2 年以上在学し、下記を含む 124 単位以上を修得することを卒業要件とする。

一般教育科目	21 単位以上
外国語科目	8 単位以上
保健体育科目	2 単位以上
専門教育科目	80 単位以上

2. 前項の 124 単位には、教職に関する科目の中で本学が指定する科目を合計 6 単位まで含めることができる。

音楽専攻科では、音楽専攻科規則第 7 条に「専攻科に 1 年以上在学し、選択科目を含めて 30 単位以上を修得することを修了要件とする」と定められ、修了の認定は第 10 条に「1 年以上在学した者の所定の課程修了の認定は、教授会の議を経て学長が行う」と規定している。

大学院では、大学院規則第 16 条で、「学生は専門教育の必修科目及び選択科目をあわせて 30 単位以上修得し、修士作品、修士論文、又は修士演奏の審査を受け、かつ、最終試験を受けるものとする。なお、各専攻・研究室の修得単位数については別に定める履修規程によるものとする」と定めている。そして、大阪音楽大学大学院履修規程の第 2 条に「音楽研究科課程修了（専攻）および学位（修士）取得のための最少修得単位数は次のとおり

とする」として、次の表を掲げている。

専攻名		最少修得単位数
作曲	作曲	38
	音楽学	34
声楽	オペラ	40
	歌曲	34
器楽	ピアノ	32
	管弦打	34

音楽学部の卒業判定及び専攻科の修了判定は、修了・卒業判定予備会議の議を経て、教授会において各学生の単位修得状況を卒業要件に照合して審議決定し、学長が認定する。

大学院音楽研究科の修了に関する事項は、大学院運営委員会において審議決定する。また、同事項は教授会においても大学院運営委員会の決定として報告される。

⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

履修単位数の上限については、大阪音楽大学履修規程第1条に次のように定められている。

第1条 4年次を除く各学年の卒業要件に関する受講登録単位数の上限を原則として40単位とする。

ただし、当該年度の前年度のGPA(Grade Point Average)に基づき、受講登録単位数の上限を次のとおりとする。

GPA	単位数
3.5以上	48単位
3.0以上3.5未満	44単位
1.5以上3.0未満	40単位
1.5未満	36単位

⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。

個人レッスンによる実技科目、数人程度の受講生で編成される「楽曲分析」「音楽学演習」「伴奏理論」等の演習科目、30人を基準としてクラス編成される「ソルフェージュ」「音楽理論」「外国語」等の科目、大人数の受講生と複数教員の配置で編成される「オーケストラ」「合奏」等の科目など、教育内容と受講学生数を配慮して教員配置とクラス編成を行っている。特に学生個人に対応することが求められる実技科目は、音楽学専攻を除く全学生について実施されているため、専任教員に加えて多くの非常勤教員を要する。在籍学生数を全教員数で除した「学生／教員比率」は2.8であり、学生と教員間のコミュニケーションを重視した少人数教育は本学の大きな特色である。

さらに平成19(2007)年度後期から、学生が希望すれば、他の教員のレッスンを見学できる「オープンレッスン」制度が導入されている。さらに平成22(2010)年度後期より作曲、声楽、ピアノ、邦楽専攻を対象に「プラスレッスン」制度が導入される。

また、音楽に関わる分野での著名な演奏家・研究者・他大学の教員等を招いて、「公開レッスン」や「特別講義」を随時開催している。これは学生に国内外の音楽動向への関心や、演奏の解釈・表現・技術等に対する問題意識を通常の授業とは異なる角度から喚起し、学習上の問題解決や学習意欲を高める目的で実施されている。

学習の成果を発表する実践教育の場として、演奏会・発表会・授業内発表等を数多く実施し、取り組むべき課題を学生に認識させて次の学習段階へ結び付けるとともに、学生相互の協力によって演奏会等を実施するように配慮している。

「合唱」「合奏 A」「室内楽」「オーケストラ」「吹奏楽」「オペラ実習」などの科目では、授業の一環としての演奏会を開催しており、受講者全員の参加を義務付けている。特に「オペラ実習」では、配役・コーラス・音楽スタッフ・舞台スタッフ・演出補を含むほとんど全ての役割を学生が分担してオペラを公演し、その過程を通じて各分野の専門的スキル・知識の習得を目的としている。

「ピアノ専門特殊研究」「ピアノ演奏法」「オペラ研究」等の授業では、それぞれ「大学 3・4 年 ピアノ専門特殊研究発表会」「大学 3 年 ピアノ演奏法Ⅰ選抜発表会」「大学 4 年 ピアノ演奏法Ⅱ選抜発表会」「大学 4 年 オペラ研究Ⅱ受講生による発表会」の名称で受講生の中から選抜された学生による発表会が開催されている。

「作曲作品発表会」は、音楽学部 3 年次以上の学生（音楽専攻科と大学院音楽研究科の作曲専攻生を含む）の出品を原則とするもので、作曲専攻の全学生がプログラム作成・舞台進行等の必要な作業を分担して運営している。

音楽学専攻では、「西洋古楽演奏演習」を履修する学生が授業内で発表会を行うほか、音楽博物館と連携した所蔵資料の活用に加えて、資料の分類・保管等に関する実地学習を行っている。また、ザ・カレッジ・オペラハウスにおけるオペラ公演の全体リハーサルの見学、「フィールドワーク演習」では、録音・録画機材による様々な芸能や祭事の取材を行い、記録した映像・音楽資料の分析を実施している。

授業内や授業の延長上にある演奏会・発表会等とは別に、「ザ・コンチェルト・コンサート」「ザ・カレッジ・コンサート」「ミレニアム・スチューデント・コンサート（短期大学部と合同開催）」は、オーディションに合格した学生による演奏会であり、出演者に選ばれることが目標となり、学生の学習意欲の向上につながっている。

インターンシップは音楽大学の特色を活かし、演奏会場・音楽マネジメント・音楽教室・楽器店を始めとする音楽関連企業を中心に実施している。希望する学生には、インターンシップ特別実習会議において実習記録とレポートと受入れ先の評価を総合することで、「インターンシップ特別実習Ⅰ・Ⅱ」として単位化し、成績評価を行っている。

「インターンシップ特別実習」の他にも「特別実習科目」として、「創作活動特別実習」「演奏論特別実習」「伴奏特別実習」「舞台論特別実習」「社会活動特別実習」があり、学内外における創作・音楽研究・演奏・伴奏・舞台制作等に関する学生の自主的な活動を積極的に評価している。成績判定は当該学生からの申請に基づいて行われ、提出された実習記録とレポートにより、「何を学んだか」という学生各自の内面的な成果に焦点を当てて成績評価と単位認定を行っている。

平成 19(2007)年度より「音楽産業論」を外部団体との提携による授業科目として開設している。これは、大阪市中央区に所在するいずみホールとの全面的協力の下、同ホールのスタッフが、公演の企画・広報・会報・資金調達・ホール内の様々な業務等を各回のテーマに掲げて実践論・経験論を展開するもので、いずみホール内の業務を見学する機会を含んでいる。ホール運営の全容を理解するとともに、授業内のディスカッションを通じて音楽の現場を知ることにより、音楽業界で活躍できる人材育成を目的としている。

また併設短期大学部との間に「単位互換に関する協定及び覚書」を締結し、単位互換を実施している。この制度により大学で開講されていない、特にジャズ・ポピュラー系の科目を履修することができる。この制度を利用する学生は「特別聴講学生」として、登録料及び履修料は無料、修得科目の単位・成績評価を本学の単位として認定している。また、「大学コンソーシアム大阪」の単位互換事業に参画しており、学生は申請により他の参画大学が提供する単位互換科目の履修ができる。これらの制度で修得できる単位数は「大阪音楽大学学則」第 36 条により 30 単位以内と定められている。

- ⑦ **学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。**

通信教育は実施していない。

(2) 3-2 の自己評価

専門教育科目では、それぞれ履修基準年次を設定することにより、学習が段階的に進展する形で体系的に教育課程が設定されている。また、選択の専門教育科目には専攻ごとの専攻必修の科目を含め、多様な分野の科目が開設されており、学生の目的や興味に応じて履修できるように整備されている。

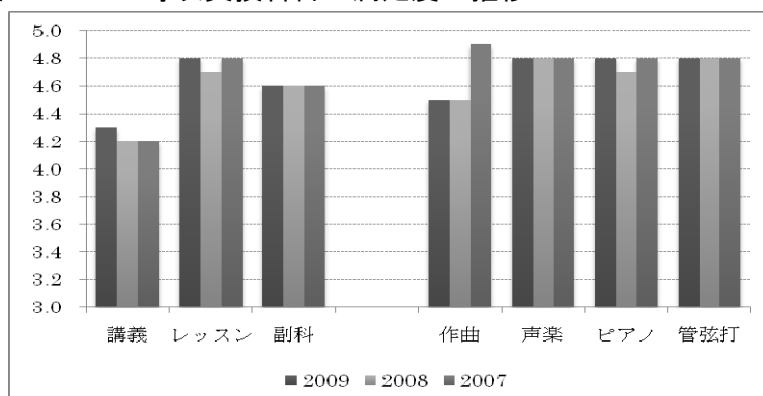
しかし、専攻によっては、特定の選択科目が専攻必修に指定されることにより、限られた時間割の上で、自由な科目選択ができない事例が発生している。また、選択科目が過度に多様化した結果、特定の曜限の教室確保が困難になる問題も発生しており、必修科目と選択科目のカリキュラム上のバランス調整が必要である。

平成 21(2009)年 4 月、学長の提案により、一般教育部会に保健体育、音楽療法科目を吸収し、教養教育部会とした。学長の教養教育への提案を受け、この新しい部会での議論や、教養教育検討委員会の議論から、平成 21(2009)年度に「教養基礎セミナー」を開講した。さらに平成 23(2011)年度からは「文化とオペラ A」「文化とオペラ B」が開講される。

成績評価は、シラバスに記載された「成績評価の方法」に従って適切に実施されている。成績評価への疑義は学務センターを窓口として、学生からの質問カードを受付け、当該授業の担当教員が書面で回答するシステムを取っている。

個人レッスンによる専攻実技科目は、専門教育科目の中心であり、学生が最も関心を寄せる科目である。図表 3-2-3 は平成 19(2007)年～21(2009)年に実施された「学生による授業評価アンケート」における授業の満足度の推移を示している。左には講義科目、レッスン、副科全体での満足度を、右側には専攻ごとにレッスンの満足度を示している。オルガン専攻と邦楽専攻については学生数が少ないこと、音楽学専攻はレッスンとは異なる授業であるので、下図では省略している。なお、数値は 5 段階評価による平均値で示している。講義系科目の満足度に比べるとレッスン系の満足度は高くなっていることが明らかである。

図表 3-2-3 専攻実技科目の満足度の推移



(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

平成 23(2011)年度から、セメスター制に移行することが決定している。このため、副学長を中心として、従来のカリキュラムの検証を行って既存科目の改廃、専攻ごとに必修単位数が異なっていることなどを是正する方向で策定を行っている。

セメスター制になることで、多様な科目が提供可能となるが、逆に特定の曜限で時間割が過密になることも考え合わせて、学生のニーズに応えつつ、満足度を上げる努力をしていく。

3-3 教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること。

(1) 事実の説明（現状）

① 学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。

学生の学習状況に関しては、毎年度、前期及び後期のほぼ中頃に全授業担当教員を通じて出席状況調査を実施しており、欠席や遅刻が多いなどの問題を持つ学生に対しては、学生生活担当の教職員を始め、各専攻の教育主任や専攻実技担当教員が個別に面談し、指導を実施するなどの対応を行っている。

また、自己点検・評価統括委員会が毎年 12 月に「学生による授業評価アンケート」を実施しており、学習状況や意識調査を行い、その結果は専攻主任や科目主任、さらに各担当教員に戻され、教育活動に反映されている。

就職状況の調査や資格取得のための講座はエクステンションセンターが行っているが、就職先の企業アンケートはまだ実施していない。

(2) 3-3の自己評価

学生の学習状況については、出席状況調査を前・後期に毎年定期的実施し、問題のある場合には学生部長、学生生活委員会、学生生活担当職員をはじめとする学務事務部門によって、できる限り迅速な対応をしている。また、授業評価アンケートも毎年実施している。

ただ、上で述べたように、学生が資格を取得するための講座は実施しているものの、学生がどんな資格を持っているのかという調査や、就職先の企業アンケートは実施できていない。

〔3〕3－3の改善・向上方策（将来計画）

授業評価アンケートについては実施しているが、この結果が学生に対してどのようにフィードバックできるかは、教員個人に委ねられている面もある。今後、 Semester 制の導入に伴って、カリキュラムの見直しも今後順次進めていく中で、授業評価アンケートのフィードバックの方法など、より積極的な活用方法を検討していくことで、学生の意識などをより多角的に捉えることにしたい。資格取得に関する調査および就職先の企業アンケートの実施についての検討に着手する。

〔基準3の自己評価〕

音楽学部・音楽専攻科・大学院の教育目的・目標は、建学の精神並びに各課程の目的・使命に基づいて適切に設定されている。また、教育目的・目標の達成のために教育課程の編成方針が明確に示され、編成方針に従って教育課程が体系化されている。ただし、音楽学部で開設されている科目については、専門教育科目の中の必修と選択科目の配分を見直す必要がある。

音楽大学における教育は、知識と技術を学生各自に身に付けさせるだけではなく、公開の場での演奏・発表を通じ社会的な活動の継続的反复により完成へと導かれるものと言える。この意味でザ・カレッジ・オペラハウスとミレニアムホールを効果的に利用し、さらに学外での演奏会の機会も設けて、教育課程の編成方針に沿った最適な教育環境を整えている。

また、国内外の著名な演奏家・音楽学者等を招聘して特別講義・公開レッスン・演奏会を開催していることは、授業科目を補完するだけに留まらず、本学の教育課程が世界的なレベルを視野に入れた普遍性と客観性を持つための重要な要素と言える。

〔基準3の改善・向上方策（将来計画）〕

教育課程に関して、平成23(2011)年度から Semester 制が実施される。これに伴いカリキュラムの見直し作業を進めるために、議論をする場を確保する。また、学科の再編も視野に入れ、専門科目と選択科目の必要単位数や科目の内容などに関して十分な議論を行う。

学生からの評価を教育の場にフィードバックすること、FD活動を推進することにより、学生の満足度を向上させることが必要であり、専任教員だけでなく、今後は非常勤教員を含め全学的にFD活動についての関心を高めていくことを考えていく。

基準 4. 学生（入試・入学、学習支援、学生サービス、就職支援、学生からの要望処理システム、卒業・進路指導、国際交流等）

4-1 アドミッションポリシー（受け入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

（1）事実の説明（現状）

① アドミッションポリシーが明確にされているか。

大学案内、本法人ホームページ、進学ガイドブック、入学試験要項等において、音楽学部・音楽専攻科・大学院の目的・使命及び教育目標、カリキュラムや授業内容の紹介とともに、求める学生像についての趣旨を掲載している。また、オープンキャンパスの全体説明会や、進路説明会の他、中学生や高校生、その他音楽大学を目指す人々を対象に、体験レッスン、学校説明、コンサート、進学相談などを学外の会場で行う「This is 大阪音楽大学」では、入学希望者に望まれる学習姿勢についての説明を行い、学習目標となる音楽的水準や表現力について範例を示している。

図表 4-1-1 求める学生像

<音楽学部>

学科	専攻	求める学生像	
作曲学科	作曲	作曲と和声の基礎的能力を有し、音に対する感受性と創造への意欲を持った者	
	音楽学	「読む、書く」力を中心とした基礎学力を身につけ、音楽に対する関心と好奇心を有する者	
声楽学科		基礎的な歌唱力を有し、音楽に対する深く豊かな理解力と感受性を育もうとする者	
器楽学科	ピアノ	ピアノコース	優れた演奏技術と豊かな感性を有し、音楽への幅広い関心を持つ者
		ピアノ演奏家特別コース	特段に優れた演奏技術と豊かな感性を有し、コンサートソリストとしてのピアニストを目指す者
	オルガン	優れた鍵盤楽器の演奏能力を有し、パイプオルガンとその音楽の学習に目的意識と意欲を持って取り組む者	
	管・弦・打楽器	楽器演奏と音楽全般に関する基礎力を身につけ、高度な技術と柔軟な音楽感覚を獲得できる将来性のある者	
	邦楽	伝統を継承するとともに、邦楽を広い視野から捉えなおし、時代のニーズに応える新しい音楽を創造しようとする者	

<音楽専攻科>

各専攻共通	専門分野のより高度な学習と実践に努め、実社会において音楽活動を展開しようとする者
-------	--

<大学院>

各専攻共通	音楽に関する優れた知識と技術を有し、強い意志と卓越した洞察力をもって研鑽に励む者
-------	--

② アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等が適切に運用されているか。

音楽学部の入学希望者は、高等学校音楽科等で専門的に音楽を学ぶ者、音楽教室等に通う者、吹奏楽部や合唱部等に所属しながら個人的なレッスンを受ける者など、様々な形で音楽の勉強に取り組んでいる。こうした入学希望者の多様な学習環境を考慮し、かつ、音楽学部の求める学生像に合致した志願者を選抜するため、図表 4-1-2 に示す入学試験の種別を設け、それぞれに適切な出願資格と試験の方法を定めている。

図表 4-1-2 平成 23(2011)年度 音楽学部 入学試験

入試の種別と募集人員	出願資格と入試方法
公募推薦入学試験 (募集人員は 63 人)	出願資格
	次の 1～3 すべてに該当する者 1. 高等学校（本学が高等学校に準じると認める学校を含む）を 2011 年 3 月卒業見込、または 2010 年 3 月・9 月卒業の者。 2. 出身高等学校長の推薦を得られる者。 3. 本学に合格した場合、所定の入学手続きを行い、必ず入学することを条件として出願する者（専願）。
	入試方法
特別推薦入学試験 (募集人員は 42 人)	1. 第 1 方式 志願する専攻に必要な全ての音楽基礎科目の認定を取得した人のための受験方式で、試験科目は専門実技課題と面接。 2. 第 2-A・第 2-B 方式 音楽基礎科目の認定を取得していない人の受験方式で、第 2-A 方式の試験科目は専門実技課題・面接・専門実技追加課題、第 2-B 方式は専門実技課題・面接・作文。
	出願資格
	次の 1～5 すべてに該当する者 1. 高等学校（本学が高等学校に準じると認める学校を含む）を 2010 年 9 月卒業、または 2011 年 3 月卒業見込の者。 2. 出身高等学校長の推薦を得られる者。 3. 合格した場合、所定の入学手続きを行い、必ず入学することを条件として出願する者（専願）。 4. 志願する学科・専攻に必要な全ての音楽基礎科目の認定を取得した者。 5. 次の A～C のいずれかに該当する者 A. 大阪音楽大学附属音楽院特別推薦 大阪音楽大学附属音楽院進学コース在籍者で特別推薦の適用を受けた者。 B. 高等学校音楽科特別推薦 高等学校音楽科または本制度適用認定の高等学校音楽コースに在学し、特別推薦の適用を受けた者。 C. 同窓会（幸楽会）特別推薦 同窓会（幸楽会）特別推薦実技認定審査において当該学科・専攻の実技の認定を受けた者。
一般入学試験 A 日程 (募集人員は 100 人) 一般入学試験 B 日程 (募集人員は 5 人)	入試方法
	A. 附属音楽院特別推薦：入学試験は面接のみ。 B. 高等学校音楽科特別推薦：入学試験は面接のみ。 ただし、事前に教職員を当該高等学校へ派遣し、入学希望者の実技の試聴等と面談を実施。 C. 同窓会《幸楽会》特別推薦：試験は面接のみ。
	出願資格
	次の 1～3 のいずれかに該当する者 1. 高等学校（本学が高等学校に準じると認める学校を含む）を 2011 年 3 月卒業見込または卒業した者。 2. 通常の課程による 12 年の学校教育を 2011 年 3 月修了見込または修了の者 3. 次の A～E のいずれかに該当する者、または 2011 年 3 月 31 日までにこれに該当する見込のある者。 A. 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。 B. 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。 C. 文部科学大臣の指定した者。 D. 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業認定試験に合格した者(大学入学資格検定規定による大学入学資格検定に合格した者を含む)。

	E. 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者。
	入試方法
	2008年度入試より、一般入学試験はA・Bの2つの日程に分けて実施している。 1. A 日程：入学試験科目は、専門実技課題・音楽基礎科目・外国語・国語。ただし音楽基礎科目の認定を取得している場合は、当該試験科目が免除される。 2. B 日程：入学試験科目は、専門実技課題と面接。
留学生入学試験 (募集人員は一般入試に含まれる)	出願資格
	次の1～3のすべてに該当する者 1. 外国籍を持ち、外国での学校教育において12年の課程を修了した者（日本の場合の高等学校卒業）。 2. 授業を理解できる日本語の能力がある者。（財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験2級程度） 3. 本学が留学生としての資格を認めた者。
	入試方法
	試験科目は、専門実技課題・日本語作文・日本語会話（面接）。
募集人員の合計 210人	

音楽学部に進学を希望する人を対象として、入学試験とは別に「音楽基礎科目到達度テスト」を実施し、入学試験において本学が音楽基礎科目として定めるソルフェージュ（旋律聴音・新曲視唱）・楽典・鍵盤楽器（ピアノまたは電子オルガン）について、その学習到達度を調べ、所定の成績をおさめた場合には入学試験において当該科目を免除している。高校2年生の10月からこのテストのための受験登録が可能で、毎年、3月・8月・12月の3回実施され、大半の受験生が認定を取得している。また、高等学校音楽科または本学が認める音楽コースの出身者については、全ての音楽基礎科目が認定となる。図表4-1-2内に記載されている「音楽基礎科目の認定」とはこのことを指す。

公募推薦入学試験・特別推薦入学試験・一般入学試験B日程等で行われる面接試験では、教員2人が1組となって試験委員を担当し、受験者の学習への意欲・目的、音楽的経験、高等学校の生活、本学志望の理由などを質問して適性を審査している。

また、昭和54(1979)年度入学試験より、専門実技試験における公正さを確保するため、独自の「入室番号制」を実施している。これは、志望専攻ごとの受験者をいくつかのグループに分け、そのグループ内の入室番号（演奏順番）を抽選で決めるもので、採点は受験番号を伏せ、入室番号により行われる。受験者の氏名・受験番号は実技試験のみならず、筆記試験の採点においても伏せられ、入試判定教授会における受験者の合否判定も受験番号は伏せ、整理番号により行っている。

音楽学部第3年次編入学試験、音楽専攻科入学試験、大学院入学試験については、図表4-1-3に示す通りの出願資格・入試方法を定めている。

図表4-1-3 出願資格・入試方法

平成23(2011)年度音楽学部 第3年次編入学試験

入試の種別	出願資格と入試方法
推薦入学試験	出願資格
	併設短期大学部卒業見込みの者を対象とし、基礎講座を含む専門実技、またはテーマ研究の平均成績GPA3.0以上、全科目の平均成績GPA2.8以上の者を短期大学部が推薦する。 (いずれも2年次前期までの3セメスター分の成績を、秀：4、優：3、良：2、可：1として算出)
	入試方法
	入学試験は面接のみを行う。

大阪音楽大学

一般入学試験	出願資格
	次の 1～2 のいずれかに該当する者 1. 短期大学または 4 年制大学を卒業した者、または 2011 年 3 月卒業見込の者 2. 本学において第 1 項と同等の資格を有すると認めた者
	入試方法
	試験科目は、専門科目・音楽基礎科目（ソルフェージュ・音楽理論・鍵盤楽器）・外国語（英・独・仏・伊のいずれか 1 カ国語を選択）。ただし、試験科目のうち、音楽基礎科目（ソルフェージュ・音楽理論・鍵盤楽器）については、それぞれ 4 単位以上、外国語については、1 カ国語を 4 単位以上習得している場合には、当該科目の試験が免除される。
募集人員は、推薦入学試験及び一般入学試験を合わせて 30 人（作曲学科 2 人、声楽学科 8 人、器楽学科 20 人）。また、外国人の音楽学部第 3 年次編入は、日本国内の大学・短期大学を卒業または卒業見込の者に限定している。	

平成 23(2011)年度音楽専攻科入学試験

出願資格
1. 4 年制大学音楽学部（音楽に関する課程を含む）を卒業した者、または 2011 年 3 月卒業見込の者 2. 本学において第 1 項と同等の資格を有すると認めた者
入試方法
入学試験は専門科目のみを行う。
募集人員は各専攻を合わせて 20 人（作曲 2 人、声楽 6 人、器楽 12 人）

平成 23(2011)年度大学院入学試験

出願資格
次のいずれかの項目に該当する者 1. 大学を卒業した者（卒業見込者を含む）。 2. 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者。 3. 文部科学大臣の指定した者。 4. 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者。 5. 大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者。 6. その他、本学の大学院で、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。 7. 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者。
入試方法
試験科目は、専門科目・小論文・外国語。ただし、オペラ・歌曲・ピアノの各研究室の出願者には、専門科目について第 1 次及び第 2 次試験を課し、小論文は、作曲・オペラ・歌曲・ピアノ・管弦打の各研究室の出願者に課す。 外国人留学生については、専門科目試験に加え、日本語の試験（作文・会話）を課す。 2009 年度入学試験より、前期日程と後期日程に分けて学生を募集する。
募集人員は各専攻・研究室を合わせて 10 人（作曲 2 人、声楽 3 人、器楽 5 人）

③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

音楽学部の入学定員に対する入学者の比率は、平成 18(2006)年度から平成 22(2010)年度までの 5 年間では、それぞれ 1.18、1.08、1.14、1.08、0.81 となっている。また、同じ期間での音楽学部の収容定員に対する在籍者数の比率は、1.21、1.15、1.13、1.10、1.08 となっている。次に、平成 20(2008)年 5 月 1 日現在の在籍者数を図表 4-1-4 に示す。

図表 4-1-4 収容定員・在籍者数

<音楽学部>

(人)

学 科	入学定員	編入学定員	収容定員	1 年	2 年	3 年	4 年	合計
作 曲	10	2	44	4	8	7	12	31
声 楽	60	8	256	27	42	56	49	174
器 楽	140	20	600	143	175	194	199	711
合 計	210	30	900	174	225	257	260	916

<音楽専攻科>

(人)

専 攻	入学定員	収容定員	在籍者数
作 曲	2	2	0
声 楽	6	6	13
器 楽	12	12	22
合 計	20	20	35

<大学院>

(人)

専 攻	入学定員	収容定員	1 年	2 年	合計
作 曲	2	4	3	3	6
声 楽	3	6	5	4	9
器 楽	5	10	5	7	12
合 計	10	20	13	14	27

(2) 4-1の自己評価

アドミッション・ポリシーについては、オープンキャンパスにおける公開授業や体験授業、教員・学生によるコンサート、学内の施設見学ツアー、学生寮見学ツアー、全体説明会、個別相談等を通じて、本学の教育目的や教育方法等と共に、具体的に説明している。特に、中学生、高校生、音楽大学を目指す人々を対象として各地において行っている「This is 大阪音楽大学」において、入学希望者に望まれる学習姿勢についての説明を行い、学習目標となる音楽的水準や表現力について範例を示していることは評価できる。

また、入学志願者に求められる専門分野の水準は、アドミッション・ポリシーに基づく入試課題曲等として明示されている。

これまで本学の学生の入学状況と在籍者数については、学科により定員充足率に多少の差が認められるが、大学全体としてはほぼ適正な範囲内にあったが、平成 22(2010)年度においては入学者数が定員を下回ることになった。

音楽基礎科目についての知識や能力を問わない公募推薦入学試験の第 2-A・B 方式及び一般入学試験 B 日程で合格した入学予定者に対し、本学での学習に支障がないようにするため、入学前に 4 日間の「楽典」の補習授業を行っている。

(3) 4-1の改善・向上方策(将来計画)

アドミッション・ポリシーについては、平成 20(2008)年度中により一層分かり易い形で成文化し、本法人ホームページ上への掲載、平成 22(2010)年度版からの大学案内、進学ガイドブック、入学試験要項等に掲載し、入学希望者と社会に向けてその浸透を図る。

大学院音楽研究科は、平成 20(2008)年度入学試験より前期日程と後期日程に分けて試験を実施し、優れた資質を備えた入学者の確保に努める。

4-2 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 事実の説明(現状)

① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

<新入学生>

新入学生に対しては入学以前に案内文書を送付し、開講科目等カリキュラム内容の説明を行って学習に対する自覚を促すとともに、①実技レッスン担当教員、②ソルフェージュ、音楽理論のスタート段階、③外国語科目(英・独・伊・仏)の選択、④教職課程の履修、について希望調査を行っている。

新入学生に対するオリエンテーションを入学式当日から授業開始までの1週間の間に重点的に行っている。さらに平成19(2007)年度より、初年次教育の一環として、全新入学生を25人程度のグループに分け、各グループに専任教員2人を配置し、数回のよりきめ細かなオリエンテーションを行っていた。これは前述のように平成21(2009)年度から「教養基礎セミナー」へ移行した。

毎年4月初旬に新入寮生全員とその他希望する新入学生を対象に、1泊2日の「フレッシュマン・キャンプ」を実施している。このキャンプでは、新入学生同士のみならず、上級生・卒業生、教職員との交流を通じて、大学生活のスタートを円滑にすることに重点を置き、企画・運営のほぼ全てを上級生リーダーに委ね、参加した新入学生がその後の大学生活の中で、リーダーシップを発揮する契機となっている。

在学生に対しては新年度開始前の3月下旬から4月上旬に学年、学科・専攻別に新年度のガイダンスを実施し、学生生活上の諸注意、カリキュラムの説明、受講登録の案内を行っている。

<履修・受講>

学生便覧、履修ガイド(Campus Guide)を発行し、カリキュラムの内容、履修規程、受講登録の方法、受講から単位の認定までの流れを案内している。その他、受講登録ガイダンスを専攻ごとに行っている。また、受講相談日を別に設け個別の相談を受け付けている。

受講登録についてはコンピュータによって処理し、個々の学生の履修状況を個別にチェックしている。また留学生、復学生、及び卒業・進級に係る要件単位が不足しそうな学生に対しては個別に履修相談を行っている。

シラバスでは各科目の授業のねらい(到達目標)、各回の授業内容及び担当教員名、単位数、成績評価の方法などについて説明している。シラバスは平成17(2005)年度より電子化しCD-ROMに収録したが、現在は本法人ホームページから閲覧できるようになっている。さらに平成20(2008)年度より本法人ホームページ上での一般への公開も実施している。

また、本法人ホームページへは携帯電話からもアクセスできるようにポータルサイトを開設しており、学生が登録することにより休講や補講、大学からの各種の情報などについても知ることができるような体制を整えている。

授業への欠席は学業不振に留まらず、深刻な学習困難に陥る兆候である場合が少なくないので、毎年度前期及び後期のほぼ中頃に全授業担当教員を通じて出席状況調査を行っている。欠席や遅刻が多いなどの問題を持つ学生に対しては、学生生活担当の教職員を始め

各専攻の教育主任や専攻実技担当教員が個別に面談し、指導を実施するなどの対応を行っている。

学習・履修に関する相談は、数人の担当職員が常駐する「学生支援センター」で常時受付け、対応している。質問については学生支援センターにおいて受付け、必要な場合は質問カードに記入し提出すれば、質問内容により教員・部会等から回答することになっている。

＜レッスン＞

レッスン担当教員は学生の希望と教員の担当授業時間数等を調整の上、年度開始時に決定するが、途中変更の希望については、学生生活担当が事情を聞いた上で学生部長・教務部長が面談し、変更が必要と認めた場合、各専攻教育主任と調整の上で変更している。

さらに、本学では、希望するレッスンを担当する教員の許可があれば、その教員のレッスンを聴講できる「オープンレッスン」制度を平成 19(2007)年度後期から実施している。さらに平成 22(2010)年度後期より「プラスレッスン」制度を導入することが決定している。また、休暇中を含む授業外のレッスンについては原則無料とすることを教授会において申し合わせ事項として決議している。

＜褒賞等＞

学習意欲を喚起することを目的とした報奨制度として、優秀学生に対する褒賞的給付制度及び卒業時に最優秀賞・優秀賞・社会活動賞等を選考して表彰する制度がある。

さらに専門実技の優秀な学生に対しては、オーディションなどを通じて大学や専攻主催の演奏会に出演できるなど、正課授業の延長線上にあるものとしてハード・ソフトの両面からバックアップを行っている。

＜図書館＞

付属図書館は、図書・楽譜・雑誌に加えて視聴覚資料を豊富に備えており、それらを閲覧・視聴できることが大きな特徴である。所蔵資料は電子データベース化され、本法人ホームページ上で検索が可能となっている。また毎年「ライブラリー・ツアー」として図書館内ガイド・ツアーを実施し、学生の図書館利用に対する援助を行っている。

＜練習室＞

学生が無料で使用できる多くの練習室を整備している（練習室数については図表 9-2-1 参照）。練習室の使用に関しては、第 1 キャンパス内の練習室は A 号館 1 階学生支援センター、第 2 キャンパス K 号館は K 号館事務室、P 号館は P 号館事務室、O 号館は O 号館事務室と、それぞれの施設に申込窓口を設置し、通常の授業時間帯の前から 20 時 30 分までの利用を可能にしている。ほとんどの練習室にはピアノが設置されており、個人的な練習やピアノを使った伴奏合わせ、その他のアンサンブルなどに活発に利用されている。

② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。

通信教育は実施していない。

③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

音楽大学の特質として、専門実技担当教員が学習支援を含めた学生の様々な相談に対して個別に対応することが可能であるが、組織的相談体制としては、学生支援センターが相談窓口として機能する。学生支援センターに持込まれた相談は、その内容に応じて各担当教員・各教育主任・各部長に伝達され、適切に対応される仕組みになっている。学習支援に関する事項については、教育部長及び教務担当職員によって担当されるが、複合的な問題である場合には、学生部長が協働するなど柔軟な対応ができるようになっている。

授業の満足度を調査するために、自己点検・評価統括委員会によって、実技科目を含む全科目を対象とした授業アンケート調査を毎年実施し、カリキュラム編成や授業改善に活用している。

学習支援活動の充実については、組織的な FD(Faculty Development)活動を平成 20(2008)年度から実施している（基準 5-4 参照）。

（２）４－２の自己評価

学生への学習支援は、学生支援センター及び担当職員、教育部長・学生部長等において適切に行っている。

新入学生対象のフレッシュマン・キャンプは充実した内容になっている。平成 21(2009)年度から始めた「教養基礎セミナー」は、初年次教育充実の取組み全体の中で進めているが、学習支援体制の強化方策として有意義である。

学生の学習上の悩み等については、日常的に最も密接な関係にある専門実技担当教員を通して行われる場合も多く、さらにオフィスアワーも設定し、学生にとっては複数の窓口を提供していることは評価できる。

（３）４－２の改善・向上方策（将来計画）

今後、自己点検・評価活動や FD 活動との連携を強化し、よりきめ細かい全学的な学習支援のあり方を追求する。

担当教員以外に相談する窓口としてオフィスアワーが設定されていることを学生および教職員に周知徹底し、積極的に活用する。

４－３ 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

（１）事実の説明（現状）

① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。

学生生活に関しては、教授会のもとに学生生活委員会が設置されている。学生生活委員会は学生部長、学長・学生部長から推薦された委員（6 人程度）、学務事務部門長で構成し、学生生活全般の支援、学籍異動審議（決定は教授会が行う）、奨学金給付に関する検討、学生相談、フレッシュマン・キャンプの企画運営、学生の自主演奏活動支援、学生寮の諸問題、学生自治会等の問題を協議している。

また、事務組織としては学務事務部門内に学生生活担当を置いている。

＜売店＞

庄内学舎内の学生サロン「ぱうぜ」2階には文具や日用品、軽食などを扱うミニ・コンビニを設置している。また、N号館1階には(株)ヤマハミュージック大阪の売店を設置し、楽譜や楽書、管弦打楽器の付属品、消耗品等を販売している。ここでは一部合奏授業等で使用する楽器などの斡旋、販売等も行っている。また、O号館1階学生控室では昼食時（昼休憩時）に学生サロン「ぱうぜ」より弁当、軽食の出張販売を行っている。

＜学生寮＞

本学には、第1キャンパスから南東へ約1,300mの場所に、自宅通学が困難な女子学生のための「豊南寮」がある。全室個室、フローリング、ベッド・収納棚を設置し、共有ではあるがユニットバスによる個別の浴槽及びシャワー室を備えている。全室ピアノの設置が可能であり、防音及び冷暖房設備により、寮生は22時まで練習することができる。個室でのインターネット接続も可能であるが、共用のパソコンも配備している。年度によって多少の変動があるが、ここ数年は毎年40人前後の入寮生を迎えている。かつては毎年70～80人が入寮していた時期もあるが、学生減に加えて集団生活や門限を始めとする様々な規則を好まない近年の学生気質も関係して、在寮生は減少傾向にある。

寮の自治組織として、入寮生による豊南寮運営委員会があり、定期的に学生生活委員会及び担当教職員との会合を行い、希望の聴取と大学としての生活指導を行っている。平成18(2006)年度以降は、入寮生への支援強化のために学生生活委員会に寮担当委員を置き、日常的に寮を訪問し実態把握に努めるとともに、7月と12月の年2回、寮生の親睦を深めるイベントを実施している。

＜下宿＞

下宿紹介を希望する学生には学生支援センターが対応している。ピアノの設置希望に応じるため、防音加工を施した平均家賃6～7万円程度の物件を中心に紹介している。毎年15～20件の下宿の紹介を行っている。

＜補償＞

通学時の災害補償として、自転車による通学者には学生総合保障制度に加入することを勧めており、豊南寮入寮生については加入を義務付けている。近接する幹線道路である穂積菰江線の整備により交通量が増加しており、自転車、徒歩に関わらず通学中の事故に対して注意を呼びかけている。自動車・単車による通学は、原則として認めていない。

＜アルバイト＞

アルバイトの斡旋・紹介は学生支援センターとエクステンション・センターが行っている。特に演奏関係のアルバイト情報についてはエクステンション・センターが提供している。

＜スクールバス＞

校地間の移動について、第1キャンパスから第2キャンパスまで約1,000mの距離があり、楽器等を携帯しての移動や両校地間の環境・交通事情などを考慮し、スクールバスを運行している（月～金 8:50～20:40／土 8:50～17:10）。運行時間は概ね授業の開始及び終了時刻に合わせ、30分から40分間隔で運行している。

② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

奨学金制度は、「日本学生支援機構奨学金」に加えて、本学独自の「大阪音楽大学奨学

制度」「大阪音楽大学奨学事業財団」を運用している。この他に学外の活動に対する奨励金として「大阪音楽大学奨学事業財団 奨励金」の制度がある。学生の経済的背景は年々厳しくなっており、授業料納付に困難を訴える学生が増加している。本学では、このような学生のための授業料延納制度を適用し、緊急かつ重大な困難を抱える学生に対しては特例的な奨学金貸与を行うなど、運用面でも支援を行っている。次の図表 4-3-1 に本学独自の奨学金制度の概要を示す。

図表 4-3-1 「大阪音楽大学奨学制度」及び「大阪音楽大学奨学事業財団」

大阪音楽大学奨学制度（給付奨学金）	音楽学部	フレッシュマン給付奨学金 1 年次 45 万円	大学 1 年次生の新入生の全専攻生 入学後、希望者に対して実技オーディションなどで選考して給付適用者を決定。 ※4 名に給付
		2～4 年次 A：90 万円 B：45 万円 C：30 万円	全専攻生 前年度の成績優秀者を選考して給付適用者を決定。 ※A：各学年 1 名以内、B：各学年 2 名以内、 C：各学年 4 名以内
	音楽専攻科	20 万円	本学卒業生 希望者のうち大学 4 年次の成績と入学試験成績により選考して給付適用者を決定。
	大学院	1 年次 50 万円	本学卒業生（卒業見込みを含む） 入学願書と同時に願し、本学在学中の成績と入学試験成績により選考して給付適用者を決定。 ※4 名以内
		2 年次 100 万円・50 万円	成績優秀者を選考して給付適用者を決定。 100 万円：1 名以内、50 万円：2 名以内
大阪音楽大学奨学事業財団	奨学金	54 万円（無利息）	人物、学業、成績ともに優れており、家庭の経済的事情により修学が困難な者に貸与。 ※若干名
	奨励金	経費の一部	人物、学業、成績ともに優れたものを対象として、下記の経費の一部を給付。 ・海外留学 ・海外・国内音楽講習会参加 ・海外・国内音楽コンクール参加（原則として入賞者） ・その他奨励事項 ※当該年度において一人につき 1 回限り

図表 4-3-2 2009 年奨学金運用度実績

奨学金の名称	学内・学外の別	給付・貸与の別	支給対象学生数 (a)	在籍学生総数 (b)	在籍学生数に対する比率 $a/b \times 100$	月額支給総額 (c)	1 件あたりの月額支給額 c/a
日本学生支援機構							
(第一種奨学金) 月額 30,000 円	学外	貸与	1	984	0.1%	30,000	30,000
(第一種奨学金) 月額 54,000 円	学外	貸与	58	984	5.9%	3,132,000	54,000
(第一種奨学金) 月額 64,000 円	学外	貸与	13	984	1.3%	832,000	64,000
(第二種奨学金) 月額 30,000 円	学外	貸与	7	984	0.7%	210,000	30,000
(第二種奨学金) 月額 50,000 円	学外	貸与	61	984	6.2%	3,050,000	50,000
(第二種奨学金) 月額 80,000 円	学外	貸与	42	984	4.3%	3,360,000	80,000
(第二種奨学金) 月額 100,000 円	学外	貸与	139	984	14.1%	13,900,000	100,000
(第二種奨学金) 月額 120,000 円	学外	貸与	70	984	7.1%	8,400,000	120,000
(入学時特別増額) 100,000 円	学外	貸与	0	984	0.0%	0	0
(入学時特別増額) 200,000 円	学外	貸与	1	984	0.1%	16,667	16,667
(入学時特別増額) 300,000 円	学外	貸与	8	984	0.8%	200,000	25,000
(入学時特別増額) 400,000 円	学外	貸与	0	984	0.0%	0	0

大阪音楽大学

(入学時特別増額) 500,000 円	学外	貸与	6	984	0.6%	250,002	41,667
大阪音楽大学奨学事業財団奨学金							
(一般) 月額 45,000 円	学内	貸与	94	984	9.6%	4,230,000	45,000
(特別奨学金※)	学内	貸与	1	984	0.1%	405,000	405,000(1 回)
小野奨学会	学外	給付	13	984	1.3%	390,000	30,000
明治安田 クオリティオブライフ文化財団	学外	給付	2	984	0.2%	50,000	25,000
あしなが育英会	学外	貸与	1	984	0.1%	50,000	50,000
電通育英会	学外	貸与	1	984	0.1%	40,000	40,000
朝鮮奨学会	学外	給付	4	984	0.4%	100,000	25,000
大阪音楽大学奨学制度							
大阪音楽大学給付奨学金 A							
(2 年) 年額 900,000 円	学内	給付	1	231	0.4%	75,000	75,000
(3 年・編入生除) 年額 900,000 円	学内	給付	1	226	0.4%	75,000	75,000
(4 年) 年額 900,000 円	学内	給付	1	275	0.4%	75,000	75,000
大阪音楽大学給付奨学金 B							
(2 年) 年額 450,000 円	学内	給付	2	231	0.9%	75,000	37,500
(3 年・編入生除) 年額 450,000 円	学内	給付	2	226	0.9%	75,000	37,500
(4 年) 年額 450,000 円	学内	給付	2	275	0.7%	75,000	37,500
大阪音楽大学給付奨学金 C							
(2 年) 年額 300,000 円	学内	給付	4	231	1.7%	100,000	25,000
(3 年・編入生除) 年額 300,000 円	学内	給付	4	226	1.8%	100,000	25,000
(4 年) 年額 300,000 円	学内	給付	4	275	1.5%	100,000	25,000
大阪音楽大学 フレッシュマン給付奨学金 (1 年) 年額 400,000 円	学内	給付	4	226	1.8%	133,332	33,333

※ 授業料不足分を貸与するため金額は個別で 1 回限りの貸与

さらに本学には、下記に示すように、学生の積極的な勉学を応援し、優れた学業成果を賞する「卒業時の優秀賞」「音楽社会活動賞」があり、学習意欲を高めている。

図表 4-3-3 卒業時の優秀賞及び音楽社会活動賞

卒業時の優秀賞

趣旨	実技成績（音楽学専攻の場合は「音楽学演習」）が優秀な音楽学部の学生の中から、卒業時に「最優秀賞」「優秀賞」を選考し表彰する。
選考方法	学内の委員会により選考。受賞対象者は卒業演奏会出演資格者であることを条件とする（音楽学専攻については別途審査する）。学生からの申請は受け付けない。
表彰	卒業式において学長より表彰状及び記念品を授与する。 「最優秀賞」受賞者には受賞者演奏会への出演資格を与える（音楽学専攻は受賞者演奏会の対象外とする）。

音楽社会活動賞

趣旨	音楽を通じた継続的なボランティア活動や創造的な音楽活動を表彰。コンクール等は対象外とする。
対象学年	全在学生（ただし最終学年の者に授与）
申請方法	自薦・他薦ともに申請書に所定の事項を記入して提出する。 いずれの場合も活動を裏付ける資料が必要。 また自薦の場合は第三者による推薦状を添付する。
申請期間	卒業・修了年度の 1 月下旬～2 月中旬
表彰	卒業式において学長より表彰状及び記念品を授与

さらに成績優秀者に対する褒賞的奨学制度の一環として、以下のような「海外留学助成金制度」及び「国内提携講座受講助成金制度」がある。

<海外留学助成金制度>

本学が提携あるいは覚書を締結した海外の大学・音楽院への留学を希望する場合に、その経費の一部を助成する制度。実技成績がきわめて優秀で、その他の科目の成績が優れて

いる学生より、書類審査と面接の上選考する。

＜国内提携講座受講助成金制度＞

この制度は、本学が提携あるいは覚書を締結した国内で実施される音楽研修・セミナー等へ夏期または春期休業期間中に受講を希望する場合、その経費の一部を助成する制度。実技成績がきわめて優秀で、その他の科目の成績が優れている学生より、書類審査と面接の上選考する。

図表 4-3-4 2009 年度海外留学助成金制度及び国内提携講座受講助成金制度実績

奨学金の名称	学内・学外の別	給付・貸与の別	支給対象学生数 (a)	在籍学生総数 (b)	在籍学生数に対する比率 $a/b * 100$	月額支給総額 (c)	1 件あたりの月額支給額 c/a
大阪音楽大学奨学制度							
海外提携校留学助成金（長期） （2～4 年次）年額 1,000,000 円	学内	給付	0	758	0.0%	0	0
海外提携校留学助成金（中期） （2～4 年次）年額 600,000 円	学内	給付	1	758	0.1%	50,000	50,000
国内音楽講座受講助成金 （2～4 年次・3 年次編入を除く） 年額 100,000 円	学内	給付	0	732	0.0%	0	0

③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

＜学生自治会＞

本学には学生自治会があり、選挙によって選出された学生役員によって運営されている。学生自治会は、学生の要望を大学に伝えるといった日常の活動の他、大学祭の主催やフレッシュマン・キャンプへの協力といった大規模な行事で重要な役割を果たしている。また、学生自治会公認のクラブ・同好会の支援活動も行っている。学生自治会の行う様々な活動に対しては、学生生活委員会及び学生支援事務部門学生生活担当が学生自治を尊重しながら支援及び指導を行っている。クラブ・同好会の数は多いとは言えないが、学生の課外活動は演奏会等、共通の目的のためにその都度メンバーが集まるという形のものが圧倒的に多く、この面では非常に活発な課外活動が展開されている。

＜大阪音楽大学音楽文化振興財団＞

本学では学生の演奏活動、音楽文化に関わる学生の自主活動等に対して援助を行う制度を設けている。これは「大阪音楽大学音楽文化振興財団」が担っており、事務的には学務事務部門学生生活担当が支援及び指導する体制を取っている。平成 21(2009)年度は、23 件の申請があり、約 256 万円の助成を行った。この中には毎年学生が学科・専攻を越えて自主的に企画・実施するオペラ公演「Tutti オペラ」があり、毎年充実した公演を行っている。

＜サウンドスクール＞

現在、豊中市教育委員会からの要請により、併設短期大学の学生と共に課外活動として豊中市立の小・中学校へ赴き、音楽の授業の支援活動を行っている。これは豊中市が提唱する「音楽があふれる学校づくり」を実現するための「サウンドスクール事業」の一環であり、その背景には「音楽や図工・美術の授業が崩壊することから連鎖的に学級崩壊がお

こる」という豊中市教育委員会の現状認識がある。

＜大学祭＞

大学祭は学生自治会を中心に実行委員会が組織され、教職員は学生の自主性を尊重しつつ学生生活委員会を中心に支援する体制をとっている。大学祭は例年 10 月末～11 月上旬の 3 日間開催しており、音楽を主体にした本学独自の手作り大学祭を目指している。平成 16(2004)年度からは後援会（保護者会）の協力を得て、保護者や教職員から寄託を受け、バザーを行うなど、地域との交流も深めている。

④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。

健康相談は保健室、心的支援は「心の相談室」、生活相談は学務事務部門学生生活担当が学生の相談を受け付けている。ただし、近年の学生からの相談は、健康・心の悩み・生活上の問題が複合あるいは混在していることも多く、状況に応じて相互に連携を取りながら対応している。

＜保健室＞

保健室は第 1 キャンパス内にあり、ここには看護師資格を持つ専門の職員が常駐している。毎月第 2 金曜日に校医が学生及び教職員の相談に対応している。また、保健室前には様々な健康に関わる情報を提供するために掲示スペースを確保している。毎年 4 月には定期健康診断を実施している。

学生の急病やけがに対処するために、応急時の体制については、O 号館や第 2 キャンパスでは事務室内に専用のスペースを設け、ベッド、車椅子、担架を設置している。そのほか救急箱は学生支援センター、オペラハウス事務室、P 号館事務室、O 号館事務室、豊南寮、体育用具室、K 号館事務室に設置され、AED（体外式心室除細動器）は A 号館、K 号館、O 号館、オペラハウス及び豊南校地に設置されている。また、教職員に対する AED の使用法等についての講習会を定期的に行っている。

＜心の相談室＞

本学では専門的な心的支援について、専門カウンセラーと契約を結び、「心の相談室」として月に 3 回相談に応じている。この日程以外に相談がある場合は、相談者が直接カウンセラーに電話で連絡できる体制を取っている。また、教員が担当する「なんでも相談室」も週 2 回開設されている。

＜ハラスメント対策＞

ハラスメント対策に関しては、ハラスメント防止のための規程を制定し、相談員（教職員の中から任命された教員 3 名、職員 2 名）を置いている。相談員は常時学生からの相談を受け付けるとともに、必要な場合には調査委員会を設置して、学長に報告し、学長は適切な処置を取ることとしている。さらに処分等が必要な場合には学長は理事長に報告し、諸規程に基づき懲戒等が行われる体制を整備している。また人権委員会はセクシュアル・ハラスメント以外の諸ハラスメント及び人権侵害に対する同様の相談及び調査活動を行っている。

学生に対しては学生生活に関する冊子履修ガイド（Campus Guide）を配付し、その中で本学が持つこれらのシステムの利用方法やハラスメント等に関する意識の啓発を図っている。また教職員に対しては諸ハラスメントの予防を図るために専門家（弁護士）による

講習会を実施してきた。

⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

学生サービスに対する学生の意見については、学生支援センターと学生生活担当職員が対応している。学生支援センターは、常時数人の事務スタッフがあらゆる相談を受けるオープンな体制を取っている。学生サービスに対する学生の意見は、直接学生支援センターで受付対応しているが、質問カードに記載して提出することにより、教員を含め関係の部署からの回答を受取ることもできる。

(2) 4-3の自己評価

学生サービス、厚生補導のための組織は整備されている。設備面での改善は段階的に進めてきた。学生生活委員会は平成 18(2006)年度より、「行動する学生生活委員会」として、学生サービスの向上を意識化し、教員と職員の協働体制を築くことで、学生の意見を積極的に汲み上げる姿勢を鮮明にしてきた。

経済的困難を訴える学生に対する経済的支援は、制度を弾力的に運用することで、できる限りのことを行っている。褒賞的給付奨学金は平成 19(2007)年度に制度化の作業を終え、平成 20(2008)年度から導入した。また、学生の課外活動支援も多面的かつ積極的に行っている。このように学生相談は、適切に行われているが、学生の状況が多様化する傾向を考慮すれば、相談体制の見直しと強化が必要である。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

学生サービスについては、施設・設備面も含めて計画的な改善・向上が必要である。喫緊の課題として現在検討中のものは以下の通りである。

- ・学生寮の環境改善について、寮生の意見を取り入れつつ学生生活委員会で検討している。
- ・学生の意見を汲み上げるとともに、それを学内に反映させる新たな仕組みを構築するには、学内の様々な組織の協働のあり方を同時に構想しなければならない。

4-4 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 事実の説明（現状）

① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

就職・進学に関しては、エクステンション・センターがキャリア・デザイン講座や進路ガイダンスを開催している。進路ガイダンスは、3年次の5月に行っており、その際にハンドブックを配付し、また、「進路調査カード（兼求職票）」で将来に対する志望を調査し、進路指導を実施している。

さらに就職支援として、平成 21(2009)年度夏より、「音楽の仕事情報館」（平成 21(2009)年度「大学教育・学生支援推進事業」【テーマB】において採択）稼働しており、音楽の仕事に特化した情報集約と能力育成の拠点となっている。2名の音楽の仕事コーディネーターの主導のもと、SNS「OMSBI(Ondai Music Service & Business Information)=おむすび」における情報の集約と相互交換を実施しているほか、学外において数多くの課外音楽

活動を実施し、参加した学生が音楽にまつわる様々な仕事の存在とその重要性を学び、また自らの適性を見極めることが可能となっている。さらに、この「OMSBI」には様々な音楽分野で活躍する卒業生が上記の課外音楽活動に数多く参加しており、在学生に対し最新の音楽現場情報や、実際の活動における様々なノウハウを提供している。

大学院及び音楽専攻科への進学に関しては、適宜、進学ガイダンスを実施している。就職・進学に関しては、随時、エクステンション・センターで相談や助言を行っている。また、情報を入手するための検索用コンピュータを設置しており、必要ならば、これを使って企業へのエントリーを行うことや、情報を得ることもできる。

教職課程については、毎年度始めに教職課程ガイダンスを実施している。また学生が中学校・高等学校へ教育実習に赴く場合には教職部会の教員に加え、教職部会以外の専任教員が参加して実習校への訪問指導を行っている。

さらに留学等を通じてより積極的に学ぼうとする学生のために以下のような海外の大学と提携・交流協定を結んでいる。

- ・ 啓明大学校音楽・舞台芸術大学（韓国・平成 17(2005)年）
- ・ 上海音楽学院（中国・平成 19(2007)年）
- ・ デトモルト音楽大学（ドイツ・平成 20(2008)年度）
- ・ ワイマール・リスト音楽院（ドイツ・平成 20(2008)年度）
- ・ フォルクヴァング芸術大学（ドイツ・平成 20(2008)年度）
- ・ 王立ウェールズ音楽演劇大学（イギリス・平成 20(2008)年度）
- ・ ブローニュ＝ビヤンクール地方音楽院（フランス・平成 20(2008)年度）

② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

＜教職課程＞

本学は教職課程を置き、所定の単位を修得することにより、中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状が取得できる。また大学院及び音楽専攻科を修了し所定の単位を修得すれば中学校教諭専修免許状・高等学校教諭専修免許状を取得することができる。

＜キャリア・デザイン＞

エクステンション・センターではキャリア・デザイン講座を開催し、エクステンション事業委員や専門のキャリアカウンセラーによる相談日を設けている。また、資格を取得するための情報提供や、講座を実施している。

平成 19(2007)年度には、資格取得講座として「カワイ音楽指導グレード 4 級・5 級」「秘書技能検定準 1 級・2 級」を開講した。

＜インターンシップ＞

インターンシップは音楽関連企業や団体を中心にして実施している。本学では「インターンシップ特別実習」の科目を開設している。学生の申請により、インターンシップ特別実習委員会が実習記録及び実習先企業等からの評価を基に審査を行い、卒業年次に単位を認定している。インターンシップは夏期（8～9 月）と春期（2～3 月）の年 2 回行っているが、平成 19(2007)年度は延べ 38 人、平成 20(2008)年度は延べ 46 人、平成 21(2009)年度は延べ 43 人が実習を受けた（併設短期大学を含む）。実習先は下記の通りである。

三木楽器、大阪アーティスト協会、いずみホール、大阪音楽大学附属音楽幼稚

園、大阪センチュリー交響楽団、河合楽器製作所、ザ・フェニックスホール、清家楽器、大阪音楽大学音楽博物館、びわ湖ホール、尼崎総合文化センター、ヤマハミュージック大阪、ヤマハミュージック神戸、MIKI ミュージックサロン、ワールドストアパートナーズ、大阪城ホール文化振興部、サウンドフォンティン、さざんかホール、ラクジン、近畿ブライダルミッション、テクニコ、フルタニ産業（順不同）

実習終了後は、実習生全員とエクステンション事業委員が出席してインターンシップ報告会を行い、各自の体験を再確認するとともに、大学側も学生の意見や要望を取り入れて、次年度以降の運用に活かしている。

＜事実にもとづく日本語ライティング能力＞

文部科学省による平成 22(2010)年度「大学生の就業力育成支援事業」において「事実にもとづく日本語ライティング能力」を併設短期大学と共同申請し採択を受けた、日本語ライティング能力の開発・育成を目指す 3 つのプログラムは次の通りである。

I. 日本語ライティング・プログラム

現場体験での 5W1H を基本とした「事実を正確な情報としての確に伝える」日本語ライティングの基礎的な実践・実習を行う。

II. リライト・アンド・パブリッシュ・プログラム

書き直すことの重要性に気づかせる。そのために、音楽に関わる現場体験の事実にもとづいた「音楽活動ポートフォリオ」の作成、公開等による、自己表現と客観的な評価を認識できる場を創り出す。

III. キャリア・デザイン・プログラム

日本語ライティング能力の応用として、キャリア相談室との協働によって、プレゼンテーション能力の向上を目指す。

なお、平成 21(2009)年度の就職決定率（就職者数÷就職希望者数×100）の実績は 93% である。

（2）4－4 の自己評価

学生の就職及び進学の実支援体制はエクステンション・センターを中心に組織的に行っている。同センターはそれ以外にも、在学生及び卒業生の演奏活動、社会活動、地域活動を支援している。音楽大学の学生の進路には就職と進学という一般的な進路の他に、演奏者や指導者として新たなキャリアを開発するという独特の進路があり、場合によっては自ら活動の場を切り拓くという特徴を持つ。このような活動に対しては社会的な支援が重要な要素となるが、エクステンション・センターは積極的にこの支援を担っている。このような活動を通して前述のように比較的高い就職率を上げていることは評価できる。

（3）4－4 の改善・向上方策（将来計画）

音楽の世界における専門就職とは、企業・団体、学校や機関に所属し演奏活動や教育指導に限らず、自宅での指導、個人での演奏活動なども広い意味では就職に当たると考えられ、一般的な就職という概念では捉えきれない部分がある。しかしながら卒業生はこのよ

うな音楽業界での活動ばかりではなく、当然一般企業へ就職する者も少なからず存在する。本学が目標とする「社会を牽引できる音楽人」として活躍する場を開拓しつつ、本学の目標そのものの社会性を確認するためにも、インターンシップやキャリア教育を、全学的な問題としてカリキュラムと連動させることの検討を開始している。

〔基準4の自己評価〕

入学者選抜は厳正に行われており、入学定員及び収容定員の管理については適切であるが、平成 22(2010)年度入学者数が定員を下回ることになった。アドミッション・ポリシーについては学内外により積極的に周知し、志願者確保のための活動を展開する必要がある。

学習支援については新入学生を含む全学生に対して充実したオリエンテーション及び履修ガイダンスを実施し、学生へのサービス体制も整備されている。

学習をめぐる相談体制は整備されているが、退学者や休学者が増加傾向にあり、事後の相談体制にとどまらず、問題が深刻化する前に有効な方策を講ずることを検討する必要がある。なお、オフィスアワーについては平成 20(2008)年度から実施している。

カウンセリングやハラスメントの防止については十分に機能していると考えているが、問題意識を喚起するために講習会の開催などを恒常化する必要がある。

就職と進学に対する支援についてはエクステンション・センターが組織的・継続的に活動することにより成果が上がりつつある。またキャリア教育が実施され、資格取得の支援が行われている。卒業生を対象に実施している「音楽人材登録」制度は専門就職率向上に寄与するものである。

「音楽の仕事情報館」「事実にもとづく日本語ライティング能力」が文部科学省に採択されたことにより、キャリア支援が充実してきたことは評価できる。

〔基準4の改善・向上方策（将来計画）〕

アドミッション・ポリシーに基づいた入学者の確保のために、広報体制、高等学校との連携を積極的に進める。海外の大学・音楽院との提携に合わせて、留学生受け入れの体制を整える。

入学前の教育については大学におけるカリキュラムの説明と科目やクラスの選択についての事前調査などを行っているが、入学前の授業そのものは実施していない。入学試験制度が多様化しているため、音楽基礎科目についての入学前の教育を受けていない新入生に対する教育に関してはカリキュラム上、進度別クラスの設定により対応しているが、推薦入学試験の合格通知から入学までの4ヵ月余りの期間を有効に活用するプログラムを設定することを含めて、入学前教育について具体的に検討する必要がある。

授業だけではなく、学生の学習・就職支援体制を構築し、学生の多様な相談に組織的に対応するべく「学生相談室」の設置を検討する。

学生の進路に関しては、学生のキャリア・デザインに対する意識を高めるとともに、今まで以上に大学が社会に積極的に働きかける方策を検討する。就職支援の一環として、平成 23(2011)年度から、音楽マネジメント、音楽療法、音楽教育、音楽研究の4分野の科目を体系的に展開できるプログラムを学生便覧に掲載し、さらに平成 24(2012)年度からはこのプログラムを発展させた、副専攻制度の導入を検討している。

基準 5. 教員（教育研究活動、教員人事の方針、FD(Faculty Development)等）

5-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

（1）事実の説明（現状）

① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

大学設置基準で定められている専任教員数は、本学の場合 36（34+教職 2）人である。平成 22(2010)年 5 月 1 日現在の専任教員数は 42 人、充足率 117%となり、必要な教員数を十分に満たしている。これらの教員は作曲・声楽・器楽の 3 学科及び一般教育科目・教職課程・音楽博物館にそれぞれ適切に配置されている。

② 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

専任教員 43 人に対して、非常勤教員は 289 人（平成 22(2010)年 5 月 1 日現在）であり、非常勤教員の割合が高くなっている。これは本学が実技の個人レッスンを中心とした少人数教育を行っていることに加えて、器楽学科においては楽器ごとに教員の配置が必要なためである。

専任教員の男女別の構成については専任教員全体での男女比は、概ね 2.2 対 1 となっている。現在、外国人の専任教員はいない。

年齢別の構成については、専任教員の定年は 68 歳であり、61～68 歳の年齢層がほぼ 5 割を占めている。これは昭和 49(1974)年と昭和 53(1978)年に入学定員増を行っており、この時期に専任教員を集中して採用したことが大きな要因となっている。

教員の専門分野による構成は、学科別の教員構成であること、一般教養教育及び教職課程の専任教員を配置していることなどにより、バランスのとれたものとなっている。

（2）5-1 の自己評価

専任教員数は大学設置基準を満たしている。しかし、現状では年齢層の高い教員の比重が大きく、バランスを欠いている。

非常勤教員の比率が高い点に関しては、先述のようにレッスンという一対一の実技教育が行われていること、多岐にわたる楽器をカバーする必要があることが大きな要因であり、是正することは難しいが、専門実技分野の多様性を保障する面も併せ持っており、積極的に評価できる。

（3）5-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後の新規採用に当たっては、専門分野・年齢構成に加えて、男女比等様々な点を考慮して計画的な採用を行うことにしている。

年齢構成の面では、今後 5 年間に相当数の定年退職者が出るようになっており、計画的な採用により、ここ数年のうちに、よりバランスの取れた年齢構成となることが予想される。

非常勤教員の比率については、是正するのは容易ではないが、専攻ごとの学生数の動向を勘案しつつ、採用計画の検討を行う。

5－2 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

(1) 事実の説明（現状）

① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

本学の教員の採用、昇任は法人の人事計画に基づいている。教員採用に関しては学則に基づき、人事委員会による選考、推薦の上、教授会において審議・決定する。

特に、専任教員採用については、募集する専門分野や担当科目、募集方法などが人事委員会において審議・決定される。募集に関しては専任教員・非常勤教員共、原則として公募により行われる。

② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

教員の採用・昇任に関しては以下の規程を定めている。

- 1) 大阪音楽大学人事委員会規程
- 2) 大阪音楽大学専任教員採用選考基準
- 3) 大阪音楽大学専任教員昇格基準

専任教員の採用については、応募者に対して、①書類審査による第一次選考、②専門分野における資質を問う第二次選考の面接（実技審査を含む）を行った上で、③大学人としての適性を問う面接及び模擬授業あるいは模擬レッスンによる第三次選考を行う。

選考に当たっては第一次から第三次を通して、当該専門分野の専任教員に人事委員会から専門外のメンバーを加えることにより、客観性と公正を期している。また、第三次選考では学長・副学長がオブザーバーとして参加する。その後人事委員会で審議し候補者を選出、人事委員会からの推薦を受け、教授会において審議・決定し、理事長が任命する。

昇任については人事委員会が、専任講師または助教から准教授への昇格、及び准教授から教授への昇格について、各専門分野からの推薦候補者を審査基準に従って審査し、推薦者を教授会へ上程し審議決定する。推薦候補者は専任講師または助教歴4年、准教授歴4年がそれぞれ必要である。これに研究業績、社会活動、教育活動について、評価基準に基づく審査を行い、大学運営活動を加味した上で、審議・決定する。

現状の採用・昇任は基本的にこれらの規程・基準に沿って人事委員会規程の採用・昇任に関する条項に基づき大学独自の判断により運用している。

(2) 5－2の自己評価

専任教員の採用や昇任は、明確な方針と基準と手続きに基づき、適切に運営されている。専任教員の採用及び昇格については大学と併設短期大学とではそれぞれ別組織として審査を行い、審議はその違いを考慮して行ってきたが、基準自体は共通であった。この点は改善する必要があるので、人事委員会にプロジェクト・チームを設け、平成20(2008)年10月23日に基準を改定した。

(3) 5－2の改善・向上方策（将来計画）

平成24(2012)年度に計画している、3学科から1学科への再編に沿って、適切な人事計画を策定する。

5－3 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

(1) 事実の説明(現状)

① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。

授業担当コマ数については、明文の規定はないが、併設短期大学部を含めての担当コマ数が講義系科目担当教員は週6コマ、実技レッスン担当教員は週7コマを超えた場合は加給支給基準の対象としている。この基準を下回る教員が若干名いるが、これは役職員兼務者や専任嘱託教員の場合であり、大半の専任教員は併設短期大学部での兼担コマ数を合わせると、前記基準コマ数以上の授業担当を行っている。

② 教員の教育研究活動を支援するために、TA(Teaching Assistant)・RA (Research Assistant) 等が適切に活用されているか。

平成20(2008)年に検討に入ったTA制度は、平成21(2009)年9月10日に「ティーチング・アシスタント規程」制定、同年後期授業からの事前運用を経て、平成22(2010)年正式運用となった。専任教員からのTA配置要請のあった授業に対し、①大学院生の募集を行い、②大学院運営委員会の議を経て、③理事長の決済により、④配置が確定する。またRAについても同規程を準用して平成22(2010)年度より運営を開始している。

③ 教育研究目的を達成するための資源(研究費等)が、適切に配分されているか。

教育研究目的を達成するための研究費等の配分等については、各専攻及び各科目部会から選出された委員に加え、研究部長、図書館長、音楽博物館長、研究事務部門長により組織される研究委員会において審議している。この委員会は教員の研究のための諸問題の検討、図表5-3-1に示す研究助成制度に係る申請の募集と受諾についての審議、学長・理事長への提案、付属機関の間の共通課題の検討、研究紀要に投稿される論文等の査読と掲載の可否などを所轄する。なお、研究助成規程の改定等、研究面での重大な変更を伴う案件の決定については、研究委員会の審議・承認を経て教授会が行う。

図表5-3-1 研究費関連の制度

【第一区分】年間利用限度額	40万円
1) 個人研究費	6万円以内
2) 通常研究(申請)	34万円以内
3) 研究出張(申請)	20万円以内
4) 研究紀要論文執筆補助(申請)	3万円(年間利用限度額には算入しない)
【第二区分】年間利用限度額	70万円
1) 特別研究(学術分野・申請)	70万円以内 研究期間1,2,3年のいずれか
2) 特別研究(芸術分野・申請)	70万円以内
3) 特別プロジェクト研究(申請)	研究経費全額 研究期間1,2,3年のいずれか
4) 研究成果出版助成(申請)	70万円以内
5) 長期特別海外研修(申請)	250万円以内 6か月以上1年以内、通算2年以内
6) 海外研修(申請)	200万円以内
	長期・補助、長期・私費、短期・特別、短期・補助、短期・私費に分類
7) 国内研修(申請)	150万円以内
	機関・特別、機関・補助、機関・私費、在宅・特別、在宅・補助、在宅・私費に分類

同一申請者による1年間の利用限度額は第一区分と第二区分の合計110万円であり、当該年度を含めた過去5年間の利用限度額は350万円となっている。ただし、3) 5) 6) 7) は、当該年度利用限度額合計の起算時に70万円を越えるものについては70万円と読み替える。

(2) 5-3の自己評価

専任教員の業務には、担当授業の準備、講義、採点以外にも、担当する委員会やプロジェクト・チームでの議論や審議、入試に関する業務などが挙げられる。また、研究は重要な本来の業務である。その中で、現在の実質的な授業担当基準の講義6コマ、実技7コマは適切であると評価できる。ただし、実技科目担当者は少人数教育であるため担当授業数が多くなる傾向がある。これは、実技科目については、レッスン担当者の希望を学生から受け付けていることも影響している。

研究費に関しては、明確な支給基準が制定されており、基本的には申請を行い、承認されれば研究に充当できる制度が整備され、運用されていると評価できる。

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

教育担当時間数については、実技系教員と講義系教員の間で大きな差がある。学生数が多い専攻の実技教員の担当時間数が増える主な要因は学生の希望をできるだけ取り入れてレッスン担当教員の決定を行っているため、ある程度やむを得ない面もあるが、専任教員採用や非常勤講師を配置する等の処置により是正することを計画的に進める。

平成 18(2006)年度をもって非常勤教育助手制度は廃止され、演奏員制度が導入された。しかし、平成 22(2010)年度より、本来の授業を補助する業務としての助手が必要であるとの認識から、新たに非常勤助手制度を導入した。また現在 TA 制度の規程を準用している RA 制度の規程の整備を予定している。

研究費について、学内の制度が適正に適用されているが、公的・民間を問わず学外からの資金の導入を積極的に進める。

5-4 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

① 教育研究活動の向上のために、FD 等組織的な取組みが適切になされているか。

平成 18(2006)年 7 月「FD プロジェクト・チーム」発足、平成 19(2007)年 7 月「FD 推進会議準備委員会」、更に平成 20(2008)年 4 月「FD 推進室」の立ち上げを経て、現在は FD 統括主事を置き、「FD 総括委員会」が本学における FD 活動を担っている。

基本的な課題を提示した「第 3 次 FD 活動基本計画」は平成 20(2008)年の第三者評価実施調査時のヒアリングにおける意見、質問を踏まえたものとなっている。

具体的な活動として、月 1 回開催される FD フォーラム (FD シンポジウムを FD フォーラムと改称)、FD 学生フォーラム、FD セミナーの開催、それぞれのまとめとしてのリーフレット配付を行っている。

加えて、「FD 研修会」として「ソルフェージュ模擬授業」(平成 21(2009)年 9 月 5 日)を開催したほか、各専攻独自の FD 活動の具体例が FD フォーラムにおいて報告された。

非常勤教員に対して、FD 活動案内としてのパンフレット配付、また「FD・授業改善への工夫」に関する現状調査アンケート(複数回実施)を行い、結果報告することにより啓蒙活動としている。また、平成 22(2010)年度より「FD 活動推進のための助成金制度」をスタートさせている。

② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

研究委員会が月 1 回開催され、教員の研究に関する諸問題の検討、研究助成制度に係る募集、申請の可否、学長・理事長への提案、附属図書館・音楽博物館の共通課題の検討、研究紀要の発刊などについて審議している。

教員の教育研究活動に関しては、毎年業績調査が実施されている。また、本法人ホームページに教員の主要な業績が掲載されている。

平成 20(2008)年度から、研究部長を委員長とする FD 総括委員会の設置に併せて FD 推進室を開設した。平成 22(2010)年度からは FD 統括主事を置き、各専攻からの委員と共に研究部長、同事務部門長らで月 1 回開催している「FD 総括委員会」、全学的には「FD フォーラム」（月 1 回開催）などが FD 活動の促進を担っている。

「学生による授業評価アンケート」は毎年実施し、集計結果の公表、各担当教員へのフィードバック、各部会へのフィードバックを実施している。

(2) 5-4 の自己評価

本学では少人数授業が多く、学生とのコミュニケーションは活発だと言える。

FD 活動はこれまで試験的・部分的な実施に留まっていたが、平成 20(2008)年度の FD 総括委員会の設置に伴い活発に活動を展開し始めたところである。具体的には、FD 推進室の設置、責任部署の確定、調査研究に資する人的配置、関連規程の整備、シンポジウムの企画、FD に関する教員フォーラム・学生フォーラムの創設、様々な提案をリアルタイムで発信するリーフレットの発行等である。

学生による授業評価アンケートの調査結果が授業の改善資料として十分に活用されているとは言えず、具体的な改善方策に結び付けるための仕組みを FD 活動と関係付けつつ検討している。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

FD 活動については、非常勤教員を含む全学的な FD 活動とするために、学内の諸委員会、特に大学運営会議との連携を円滑にするための環境作りを急いでいる。アンケートなどで高評価を得た授業を公開するなどの施策が必要であると考えられる。

[基準 5 の自己評価]

専任教員数については大学設置基準を満たしているが、年齢構成、非常勤教員とのバランスでは改善すべき問題がある。専任教員の採用や昇任は、法人の人事計画に定められた方針に従っており、実際の採用・昇任の手続きも規程に定められた手順に厳格に従って行われていることから、適切に運用されていると評価できる。教育担当時間については、本学の開講科目は、実技科目、演習科目が多数を占めており、これらにおいて少人数教育を実施していることから、これらの科目を担当する教員の授業数が多くなっている。

研究費に関しては、規程及び基準が明確に整備されており、申請が承認されれば定められた額が支給される。

【基準5の改善・向上方策（将来計画）】

今後数年間で専任教員の退職者が増加するため、新規採用については、特に年齢構成に配慮して計画的な運用を行う。

TA 制度は運用を開始しているが、RA 制度の運用規程を独自に制定する。非常勤助手制度は一部の特定の科目について実施しているが、本格的な運用を図る。

FD 活動の新しい展開として、講義系授業を全ての教員に公開し相互に意見を交換する取組みを開始する。

基準 6. 職員（教育研究支援、職員人事の方針、SD(Staff Development)等）

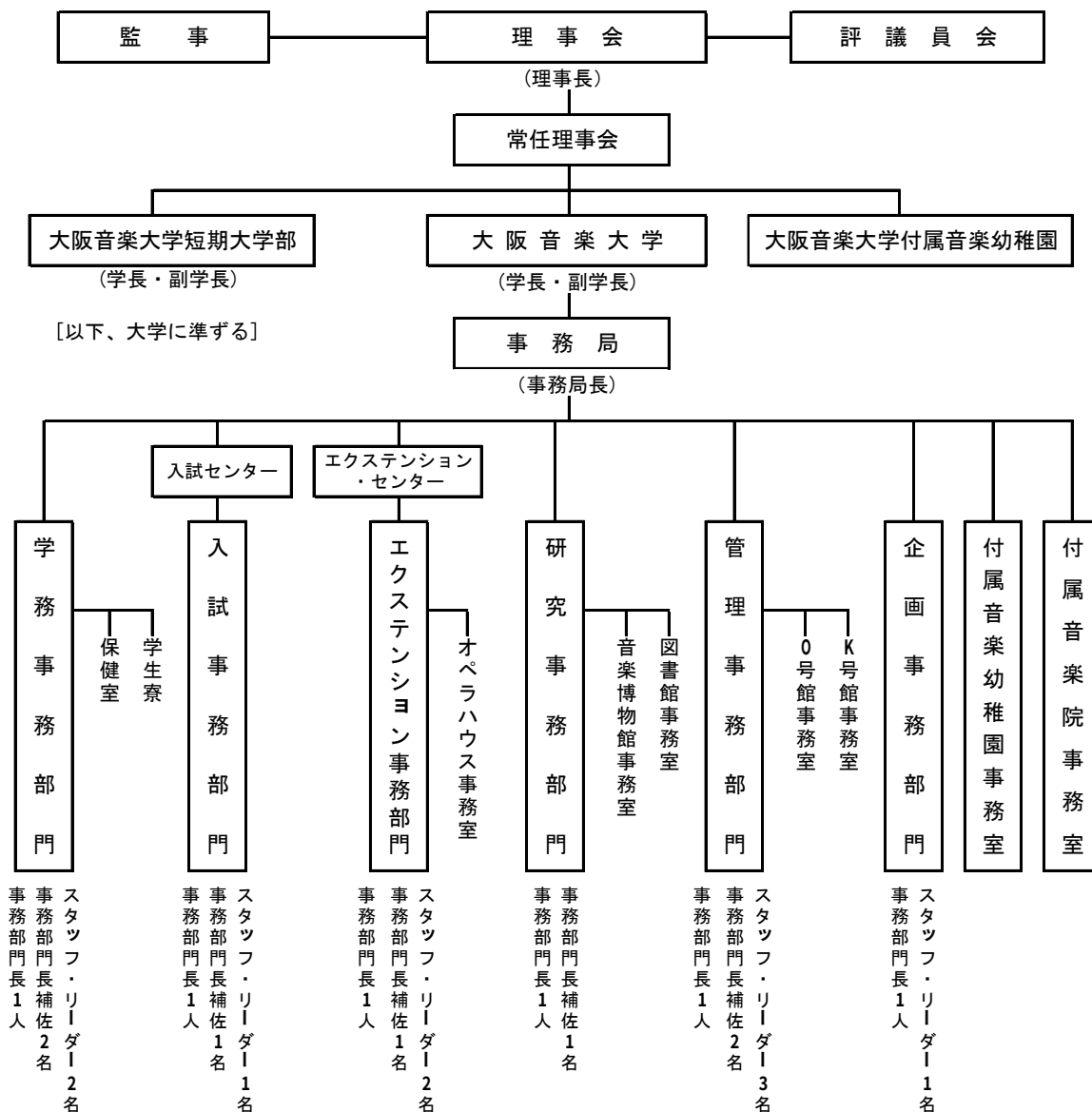
6－1 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

（１）事実の説明（現状）

① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

事務組織の現状は以下の図表の通りである。

図表 6－1－1 学校法人事務局組織図 平成 22(2010)年 5 月 1 日現在



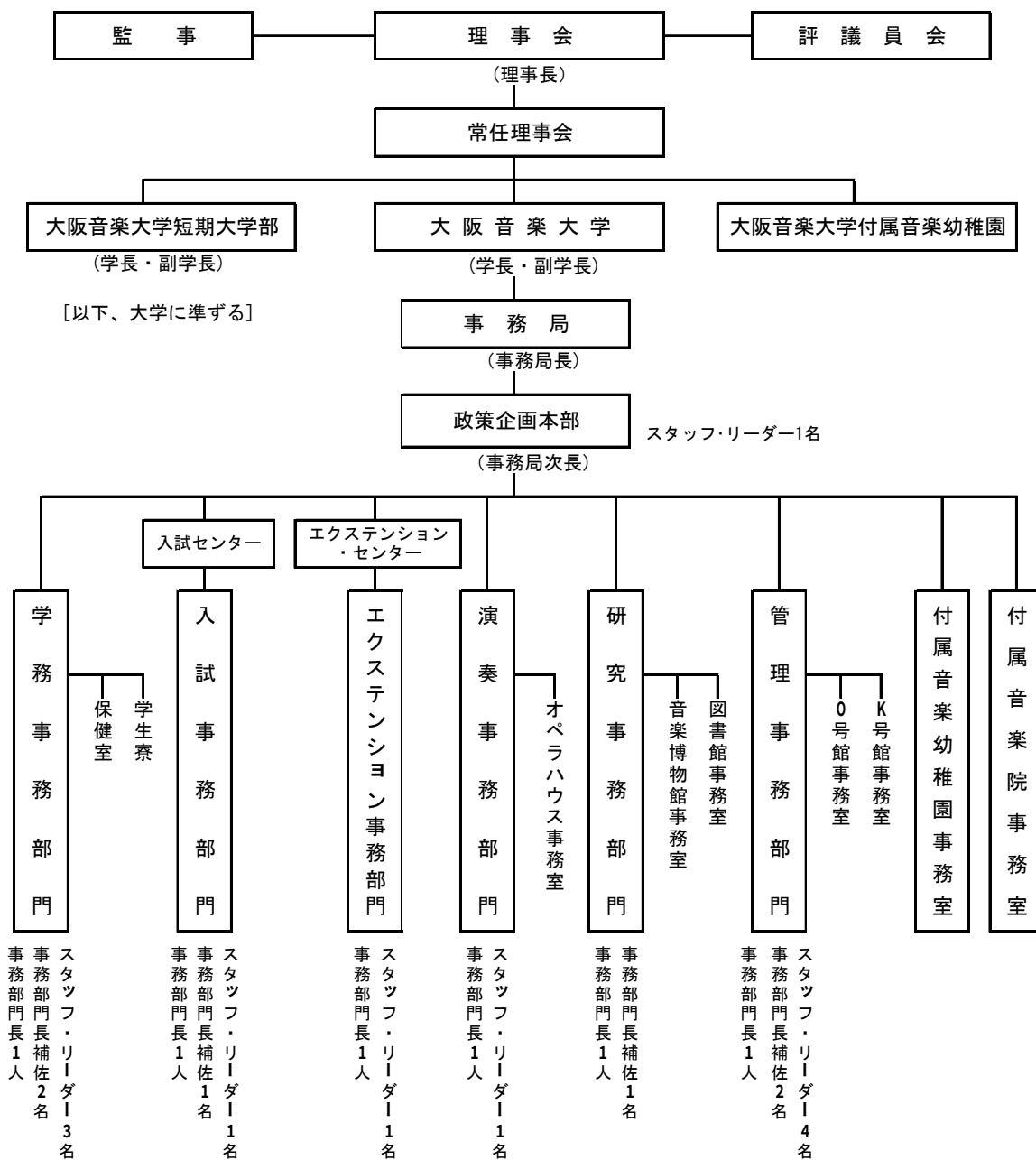
なお、平成 17(2005)年 4 月 1 日に施行された改正私立学校法の趣旨である「学校法人が近年の状況に適切に対応するとともに、様々な課題に対して主体的かつ機動的に対処できる体制にする」ことを主な目的として、平成 22(2010)年 6 月 1 日より事務組織を次の図表のとおり改組することがすでに確定している。

新たに置かれる政策企画本部は、当面の間、現在企画事務部門が担当している「法人業務」「広報」「自己点検・評価」「国際交流」等を学校法人の管理運営を担う理事会に近いボ

ジションから担当することになる。

また、現在のエクステンション事務部門からオペラハウスや演奏会に関わる業務を分離し、個別の事務部門として演奏事務部門を発足させる。

図表 6-1-2 学校法人事務局組織図 平成 22 (2010) 年 6 月 1 日以降



本法人は「学校法人大阪音楽大学組織運営規程」「学校法人大阪音楽大学事務局組織運営規程」に基づき、専任職員 34 人、嘱託 19 人、パート（アルバイトを含む）36 人、派遣 17 人、合計 106 人の事務職員を各事務部門等に配置している。事務局組織は併設の大阪音楽大学短期大学部と共有の組織になっていることから、短期大学部に所属する専任職員 13 人が同じ組織の中で勤務している。

学生の総合窓口である学生支援センターなど各事務部門の窓口には、これらの職員を業

務上必要とされる人数を勘案して配置している。さらに大学の使命・目的である「良識ある音楽家を育成すること」を達成するために、演奏会業務、附属図書館など音楽面での学生支援に従事する職員を確保している。

また、平成 22(2010)年 4 月 1 日よりエクステンション事務部門内に「キャリア相談室」を置き、学生一人ひとりの目標に応じたキャリア支援を開始した。

② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

過年度の財政試算には専任教職員数が十数年先まで示されているが、近年はその根拠となる在学生数が計画を大きく下回っていること等から、財政試算そのものに修正が加えられている。したがって、事務局会議（事務局長、事務部門長）は多くの場合、退職者を補充するための採用活動を常任理事会の承認を得て行っている。

また、役職者（スタッフ・リーダー、事務部門長補佐、事務部門長、事務局長）の任期は 4 年とされており、昇任・異動は基本的にこの間隔で行われている。

規程によりこの定例異動は毎年 6 月 1 日付けで行うこととしており、平成 22(2010)年 6 月 1 日には事務局組織の改組により、これまで空席であった役職の「事務局次長」に職員が配置されることが確定している。

③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

職員の採用・昇任・異動に関する規程は次の通りである。

「就業規則」 第 4 章 第 1 節（採用） 第 2 節（異動）

「大阪音楽大学事務局組織運営規程」

第 15 条（任期） 第 16 条（任用） 第 17 条（適任者の選任）

「学校法人大阪音楽大学専任事務職員採用規程」

「学校法人大阪音楽大学専任事務職員異動規程」

「学校法人大阪音楽大学専任嘱託職員規程」

「学校法人大阪音楽大学非常勤嘱託職員規程」

「学校法人大阪音楽大学アルバイト職員規程」

「パートタイム職員規程」

平成 19(2007)年度に事務局組織運営規程、および専任職員に関する採用規程、異動規程が定められ、採用試験や事務局会議ではこれらを遵守している。常任理事会における決裁事項を含め、規程は適切に運用されている。

（２）６－１の自己評価

前述のとおり学校法人全体の財政計画に下方修正が生じており、必要な職員の確保に関しては、今後の学生数の推移や将来の事業展開を視野に入れて、慎重に検討する必要がある。学内LAN等の活用により、職員のデスクワークは省力化・効率化が図られてきたが、平成22(2010)年6月1日より新たに置かれる「政策企画本部」の名称に象徴されるように、広報活動や国際交流など一定の専門性が求められる業務に対応できる職員の確保や育成が今後の課題である。

また、職員人事については事務局会議が採用候補者や異動案等を策定し、常任理事会がこれを審議・決裁することが学内規程により定められているが、「学校法人が様々な課題に対して主体的かつ機動的に対処できる体制」を考えた場合、今後必要に応じて下意上達型ではない採用・昇任・異動の方針を新たに検討する必要がある。

（３）６－１の改善・向上方策（将来計画）

大学が社会から求められる機能や役割が多様化する中で、これまでのところ専任職員のみでは不足するマンパワーを派遣職員やパートタイム職員など多くの非正規雇用者に求めてきた。この傾向を直ちに改めることはできないが、本来これらの職員は臨時的・一時的な存在であり、コンプライアンスの面からも専任職員が担当する業務とはより明確に領域を区分する。

今後は人事制度（等級制度）の議論を深める中で、各階層別の職員像や業務に求められる能力をより具体化する検討を学内で推進する。また、その中で事務局組織のあり方や適正な職員数について方向性を見出す。

６－２職員の資質・能力の向上のための取組み（SD 等）がなされていること。

（１）事実の説明（現状）

① 職員の資質・能力の向上のための研修、SD 等の取組みが適切になされているか。

平成 21(2009)年 2 月に事務局会議の下に「SD 検討チーム」が置かれ、事務局組織として SD 活動に具体的に取り組むこととなった。このチームのミッションは、①SD 推進が求められている背景や要因を詳しく調べ学内に周知すること、②今後特に重視されるであろう大学職員の資質や能力について詳しく報告すること、③本学の特色を踏まえた上で事務局組織が取り組むべき SD 活動を具体的に提案することであり、各地で開催されるセミナーへの参加や学内向け広報紙の作成等を通じて、SD への問題意識を高めることに努めている。

これに先立ち、平成 20(2008)年 10 月より SD 活動の第一歩として「資格取得の支援」を開始しており、職員には申請により受験料や講習会への参加費用が大学から支給されることとなった。現在のところ「スチューデントコンサルタント」や「第二種衛生管理者」の資格取得につながっている。

また、平成 21(2009)年 6 月からは、事務職員が業務に活用できる知識や情報の他、視野を拓げるために知っておくべきことがらを提供することを目的に「SD 講座」を開講している。業務に関連する一つのテーマを選び、その分野に最も詳しいと思われる担当者が業務上のポイント等を報告、説明することとした。行事予定の関係から頻繁に開講できないが、これまでに「18 歳人口の推移と入学試験の動向」「大学広報の現状」「OPAC とデータベース活用」等をテーマとして取り上げ、いずれも活発な質疑応答につながる結果となった。

さらに、過年度から継続している取組みとして、毎年 9 月 1 日を全館閉鎖とし、職員研修を実施している。近年では「窓口対応の効果的なすすめ方」「クレーム対応の技術」「コミュニケーション研修」等をテーマとして外部から講師を招聘し、派遣職員・パートタイ

ム職員・業務委託者を含む 100 名以上の職員が毎年これに参加している。いずれも民間のコンサルティング会社等が外部で開催しているセミナーを本学に合わせてカスタマイズした内容であり、各職員の知見を広げている。

（２）６－２の自己評価

平成 20(2008)年度より SD に関する取組みを開始しており、主として若年層の職員がこれによく応えていることもあり、理解は深まったと自己評価する。しかしながら、現在の SD 活動は萌芽的な段階にあり、試行錯誤も少なくない。また、資質・能力の向上に集団的に取り組む場合は、スケジュール調整が困難なことが多い。

現在、職員研修や能力開発の予算管理は企画事務部門において適切に行われているが、内容の検討は「事務局会議」や「SD 検討チーム」で項目ごとに行なわれているため、今後はこれを大学の中で統括する仕組みが必要である。

（３）６－２の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く環境が大きく変化する中で、本学の職員数は減少傾向にあり、将来はより少ない人数で多様なサービスを提供できる体制とする必要がある。したがって、各職員に求められる資質・能力には学生支援や会計、音楽等の専門性に加え、共通項として何らかのマネジメント力が不可欠であり、今後は特にこの分野を重視した研修に力点を置く。

６－３大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

（１）事実の説明（現状）

① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

平成 22(2010)年 5 月 1 日現在の組織図は図表 6-1-1 のとおりであり、平成 12(2000)年 9 月の事務機構の改組以降、6 部門による事務局組織が継続している。当初より学生生活に関する総合窓口として「学務センター」を開設し、平成 21(2009)年 9 月には取扱い業務の拡充とともにこれを「学生支援センター」に改称した。また、平成 22(2010)年 4 月にはアドミッション事務部門を入試事務部門に改称し、エクステンション事務部門内にキャリア相談室を置いた。

教学との連携の面では、事務局長、各事務部門長が教授会にオブザーバー参加することで教学の動きを理解し、情報を共有している。また、教授会傘下の各種委員会に事務職員が構成員として参加し、協議に積極的に関わる場合もある。

各事務部門が取り扱う業務は次のとおりである。

平成 22(2010)年 5 月 1 日現在

<学務事務部門>

教学に関する業務、学生生活・課外活動など学生に関わる業務を担当。前述の学生支援センターを含む。

<入試事務部門>

入学試験に関する実務の他、進学相談や志願者動向等の分析、オープンキャンパスの企

画立案等を担当。

＜エクステンション事務部門＞

インターンシップや就職、キャリア形成の支援を担当する他、各種の生涯学習講座を実施。さらに、オペラハウスが主催する演奏会やコンサート・センターが扱う演奏会業務を統括している。

＜研究事務部門＞

教員の研究に関わる事務に加え、付属図書館、音楽博物館の業務を担当。これら以外に教育研究データベースの運用やFD活動の支援に携わっている。

＜管理事務部門＞

財務会計・施設設備・人事総務に関わる業務全般を担当。システム管理室では学内のIT開発や管理に取り組んでいる。

＜企画事務部門＞

理事会や評議員会、教授会等、法人運営や教学責任者の業務に関わる事務を担当。これ以外に自己点検・評価や広報業務を統括している。

平成22(2010)年6月1日以降の変更点

＜政策企画本部＞

学校法人が様々な課題に対して主体的かつ機動的に対処できる体制とすることを目的として、現在の「企画事務部門」を「政策企画本部」に改め、「法人業務」「広報」「自己点検・評価」「国際交流」を学校法人の管理運営を担う理事会に近いポジションから担当する。

＜演奏事務部門＞

現在のエクステンション事務部門からオペラハウスや演奏会に関するコンサート・センターの業務を分離し、個別の事務部門として業務を担当する。

（２）６－３の自己評価

事務体制は大学を取り巻く環境の変化に対応することが常に求められており、一つの完成形を想定することは難しい。キャリア相談室を既存の事務部門内に新たに設置したように、組織変更に至らない場合であっても教育研究を支援するための体制づくりは継続されていると自己評価する。

（３）６－３の改善・向上方策（将来計画）

学校法人全体の財政計画が見直される中で、一定数の専任職員を維持することが徐々に困難な状況になっている。現行の営繕業務の如く特定の業務分野を一括して外部委託するような新たな方策を打ち出す必要がある。

また、事務局組織は各規程や事務局会議の協議に基づいて運営されており、これについては特段改善の余地は無い。しかしながら、「学校法人が様々な課題に対して主体的かつ機動的に対処できる体制」とするためには、事務局組織が自己完結的に運営されるだけでなく、学校法人がガバナンスを確立する中で理事会や教学執行部がより具体的に運営に関わることを提案する。

【基準6の自己評価】

専任職員は減少傾向にあるが、本学は音楽の単科大学として一定の専門性を持つ職員を各事務部門に配置しており、このことが教育研究活動に貢献していると自己評価する。また、平成 22(2010)年 6 月 1 日には事務局組織に一部改組が生じることが確定しており、これをより積極的な教育研究の支援につなげることを目指している。

SD は取組みの重要性を周知する段階はすでに終わっており、今後は具体的な成果を上げるために努力する必要がある。

【基準6の改善・向上方策（将来計画）】

大学の事務組織には様々な分野の業務があるが、専任職員である限り何らかのマネジメント力が求められる。すなわち、特定分野で能力を発揮しながらも、様々な雇用形態の職員に業務の説明や指示をすることが要求される。今後の SD の取組みはこのような観点から行う。

また、平成 23(2011)年度に新人事制度として等級制度が実施される予定になっていることから、各職員に対して現行の役職経験年数等に基づく等級への格付けを行い、これを事務局組織の活性化につなげる。

基準7. 管理運営（大学の管理運営体制、設置者との関係、設置者の管理運営体制等）

7-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

（1）事実の説明（現状）

① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

1) 大学の目的と寄附行為・学則

学校法人大阪音楽大学寄附行為前文に「この学園は、大正4(1915)年永井幸次が音楽教育の必要を痛感してこれを創立しその努力によって大阪音楽大学に至るまで発展せしめた。この開学の精神を尊重し益々音楽教育に貢献せんとするものである。」と定め、学校法人全体が基準1において示した建学の精神を基に行われるべきものであることを定める。また建学の精神を短期大学教育において実現するために大阪音楽大学学則はその第1条において「本学は音楽芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的および応用能力を展開させ、良識ある音楽科を育成することを目的並びに使命とする」と定める。

2) 学校法人大阪音楽大学の管理運営体制

学校法人の業務は、最高議決機関である理事会が決定する。理事会は「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」（寄附行為第18条第1項）。この規定に基づき理事長は、学校法人を代表して、その業務を統括し、執行している（寄附行為第7条第2項）。理事会は学校法人の最高議決機関であるが、予算、借入金、事業計画、その他の重要事項についてはあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない（寄附行為第23条）。また私立学校法に基づく、法人の解散及び解散時の残余財産の帰属・法人の合併に関しては理事会の議決に加えて評議員会の議決を必要とする。（寄附行為第37条、第38条、第39条、第40条）

理事会の議事は、法令及び寄附行為に定める場合を除き、理事総数の過半数で決する。また、寄附行為の変更には理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を要する。理事長はその職務を円滑に遂行するために「副理事長」を置くことができる。また「常任理事」を任命する。

理事会は平成19(2007)年度7回、平成20(2008)年度5回、平成21(2009)年度4回開催し、寄附行為の変更、予算、決算、補正予算、事業計画、大学の組織改編に関する届出、重要な規程の制定や変更、寄付金の募集などについて審議・決定を行い、学校法人の最高議決機関として機能している。また評議員会は平成19(2007)年度3回、平成20(2008)年度3回、平成21(2009)年度3回開催し、事業計画、予算、決算をはじめとして、諮問事項等について審議を行っている。

また寄附行為により、理事会において決定した法人の業務並びに理事長の職務を円滑に遂行するため理事総数の2分の1を超えない理事長及び常任理事によって構成される常任理事会を置いている（寄附行為第18条）。現在常任理事会は理事長及び理事長が任命した4人の常任理事により構成され、月2回開催を基本として、年間に25回以上開催され、理事

長を中心にして、法人内部の運営に関して業務執行を牽引する役割を担っている。

監事は予算及び業務執行の内容、執行の経過について監査を実施し、その結果を理事会及び評議員会に報告している。監査の取組みとしては、理事長から監事に対しては、理事の執務状況当該年度の事業計画案・予算案、前年度の事業報告・決算内容等学校法人の業務を説明し、これを受け、監事からは理事長に対し毎年度末に、これらの事項に対する監査報告書が提出されている。なお、平成21(2009)年度において監事から指摘を受けている改善事項はない。

なお監事は寄附行為上、常に理事会に出席し、学校法人の業務全般に関する理解を深めるとともに、必要に応じ見解を述べる事としているが、全ての理事会に出席している。

3) 大阪音楽大学の管理運営体制

学長は、教育理念の確立、育成すべき学生像の明確化、研究体制の充実など、教育研究活動全般の推進について、執行部を形成する副学長、政策企画、教育、学生、演奏等の各部長を統轄し、中心的な役割を果たしている。学長のリーダーシップによって提起された基本的方向性に基づく教育、研究に関する様々な事項は、教授会の了解のうえで、まずプロジェクト・チームなどによってさらに精査、検討された案として具体化される。平成22(2010)年度これを執行部と教育主任によって組織された「大学運営会議」で徹底審議を加えた上で教授会に提案し、審議を経て決定するという手順を踏んでいる。

学長の主導による提起事項は、各種の会議、または学長主導のプロジェクト・チームによって検討・審議され、適切な決定がなされている。

学長は平成22(2010)年度開始に当たり、専門科目の再構築・初年次導入教育の徹底・キャリア支援履修システムの整備・FD活動の推進・入試改革・人間形成科目の充実等の改革課題を掲げ、現在、教授会と運営会議が審議中である。

大学教授会の審議事項は下記の通りである。(学則第54条)

- (1)学則の制定および改定に関する事項
- (2)授業および研究に関する事項
- (3)学生生活および勉学環境の整備に関する事項
- (4)試験・入退学・卒業・賞罰等学生の身分に関する事項
- (5)学長・名誉教授・教授・准教授・講師・助教・助手・その他授業を担当する者の任免について理事会に推薦する事項
- (6)他大学または短期大学との間の単位互換等、他の教育機関との協定に関する事項
- (7)その他大学に関する重要な事項

② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

1) 法人役員等の選任

役員及び評議員の選考及び任用に関しては全て寄附行為に明確に規定している。

理事長は理事の中から理事の互選により選出され法人を代表する。

副理事長を置くときは理事会の同意を得て理事長が選任する。

理事の定数は10～15人である。その構成は①学長、②評議員互選理事2人、③本法人に関係のあるもの又は学識経験者の中から評議員会の意見を聞いて理事会が選任する理事、より成る。

監事は2人とし、評議員会の意見を聞いて理事会において選任する。

常任理事は理事長・副理事長を含め理事の総数の2分の1以下の定数で理事長が理事会の承認を得て任命する。

評議員の定数は21～31人であり、理事会が専任区分に基づき選任する。評議員の選任区分は、①本法人の職員から選任された者7～12人、②本法人の設置する学校の卒業者で年齢25年以上の者のうちから選任された者5人、③学長及び理事長、④本法人に関係ある者又は学識経験者7～12人、と寄附行為において明文化している。

（２） ７－１の自己評価

理事会、評議員会は寄附行為に基づいて適正に業務を行っている。役員及び評議員の選出は寄附行為に基づいて厳格に行っている。

また理事及び評議員の構成については、外部有識者の登用を積極的に行っていることは開かれた大学運営として評価できる。

学校法人の役員・評議員の定数については、平成18(2006)年3月に寄附行為の改正を行い、設置学校の種類や学生数等の法人の規模を勘案し、理事定数は15人から10～15人に変更した。評議員の定数は31人から21～31人に変更した。平成22(2010)年5月1日現在、理事総数は11人、評議員総数は24人である。全役員の中で本法人の役員・教職員及びその経験者以外の外部理事は3人、外部監事は1人、外部評議員は9人であり、外部からの理事、監事、評議員の登用を積極的に行っている。

本法人の管理運営全般にわたって、その意思決定から執行に至るまで、寄附行為に基づいて適正に行っている。法人の重要事項は必ず理事会の審議、議決を経て行っている。またその執行については理事長のリーダーシップの下で常任理事会が中心となっていて行っている。

大学の管理運営は、学則の定めるところにより学長がリーダーシップを発揮し、教授会による学則上の決定事項を教学執行部とともに執行している。また各種委員会を整備し、学内における審議の活発化を常に図っている。

（３） ７－１の改善・向上方策（将来計画）

法人の管理運営は、理事長のリーダーシップを中心に、理事会及び評議員会により重要事項について審議を行っている。理事会、評議員会は現在その役割を果たしている。開催回数は年度によっては少ない場合があるが、理事会は四半期に1回以上開催している。監事は私立学校法及び同会計基準に基づき会計監査を適正に行うとともに、毎回理事会に出席しているが、財務及び業務全般について全学的な改善案を具申できる体制と環境をさらに整備することを検討する必要がある。短期大学の管理運体制については、すでに稼働中の、学長を中心にした教育・研究の全般的な改革プロジェクトの推進を図る。

７－２ 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

（１） 事実の説明（現状）

① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

理事長は法人管理部門の長として法人を代表する権限と責任を有している。学長は短期大学を統括し、学則に基づいて短期大学運営を行う。管理部門と教学部門については下記のように相互の連携を保っている。

学長は教学部門の最高責任者であると同時に寄附行為の定めにより常に理事となり、さらに常に常任理事となっている。この意味で法人と教学の間での重要な橋渡し役を担っている。学長を中心にして副学長、教育部長、学生部長、研究部長等が教学執行部体制を取り、教育・研究・社会連携の運営を進めている。またこの執行部と各学科・専攻・共通科目主任、入試センター長の参加により大学運営会議が月例的に開催されている。

管理部門と教学部門の連携を図るために理事会と教学組織との意思疎通を図るために会「執行部連絡会議」を設置してきたが、平成21(2009)年9月より「執行部連絡協議会」と改称し、必要な場合は学内各審議機関に提案する機関とした。協議会は原則として月1回定例的に開催している。会議の統括及び議長は事務局長が担当している。「執行部連絡協議会」には理事長、学長、常任理事、事務局長、事務局次長、各部長・館長・センター長、各事務部門長等の理事会及び教学執行部が参加し、相互の連携、意見交換、情報交換及び連絡調整を行い、このため管理部門と教学部門の連携は円滑に行われている。

(2) 7-2の自己評価

本法人の管理運営は、法人の理事長と教学の学長のリーダーシップと権能を明確にするとともに、相互の連携を図っている。平成22(2010)年現在、理事長と学長は兼任している。兼任しない場合も、学長は寄附行為上必ず理事となることと定められている。「執行部連絡協議会」は月1～2回定期的に開催され、管理運営と教学運営の連携を図っている。

(3) 7-2の改善・向上方策（将来計画）

管理運営部門と教学部門の連携のあり方に関しては特に問題を生じていない。今後ともこの組織体制を維持・継続すべきであると考えている。今後は事業計画の策定・実施・点検を通じて、この連携体制を管理運営の活性化のために積極的に活用する。

7-3 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。

(1) 事実の説明（現状）

① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

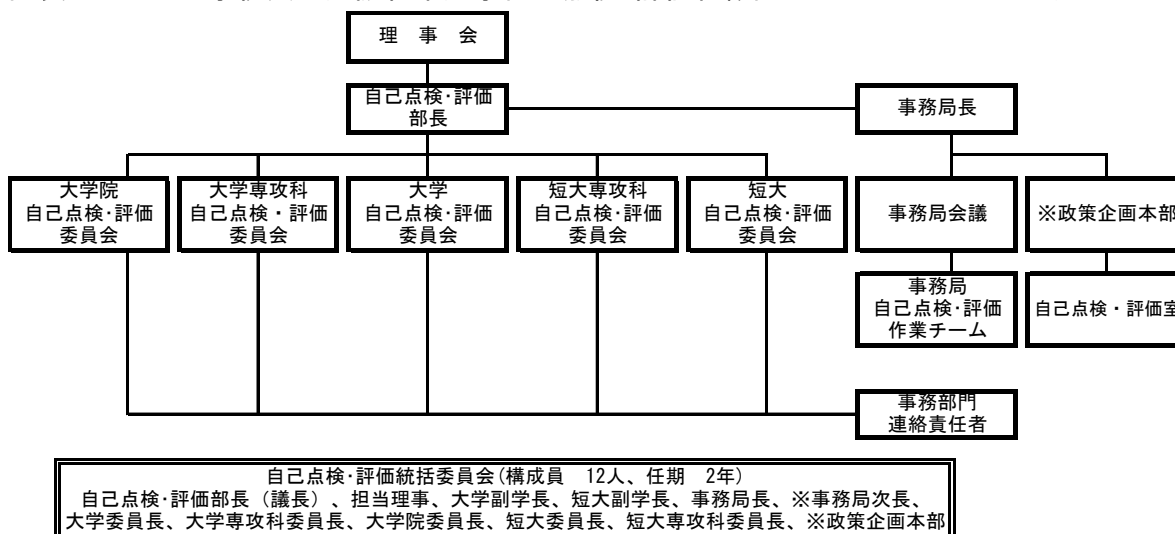
1) 自己点検・評価活動の経緯

本学の自己点検・評価組織は平成 5(1993)年 5 月の「自己点検・評価委員会」設置に始まる。委員会における予備的な討議を経て、平成 10(1998)年に学生による授業アンケート及び教員による授業アンケートを実施した。平成 14(2002)年 12 月には「大阪音楽大学授業アンケート報告書」を発行した。この後、自己点検・評価活動は、学生による授業アンケートと自己点検・評価活動に分化し、「自己点検・評価統括委員会」の下に統一的に展開してきた。

2) 自己点検・評価組織

全学の自己点検・評価組織は下記の構成となっている。

図表 7-3-1 学校法人大阪音楽大学自己点検・評価組織図 ※平成 22 (2010) 年 6 月 1 日以降



- 自己点検・評価統括委員会 任期 2 年
自己点検・評価部長(議長)、担当理事、大学副学長、短大副学長、事務局長、
※事務局次長、大学委員長、大学専攻科委員長、大学院委員長、短大委員長、
短大専攻科委員長、※政策企画本部
- 大学自己点検・評価に係る体制
大学自己点検・評価委員会 (委員長、委員)
大学専攻科自己点検・評価委員会 (委員長、委員)
大学院自己点検・評価委員会 (委員長、委員)
事務機構(事務局長、※事務局次長、事務部門連絡責任者、自己点検・評価室)

3) 第三者による学習・教育目標の検証

認証評価機関による認証評価を受審するための組織的な取組みを行う。

② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。

自己点検は、建学の精神に基づく教育目標・教育研究・学生生活・社会的活動・管理・運営等の基本的事項について自己点検・評価を行い、客観的な評価、教育研究への還元、及び社会への説明責任等による自己点検・評価の充実を目指している。

自己点検・評価の活用については大学運営会議を通じて、アンケート結果の通知や検討、個々の教員へのフィードバックなどを行っている。

運営会議及び平成 16(2004)年度に発足した「教育改革プロジェクト・チーム」は、自己点検・評価を検討した結果、平成 18(2006)年度に、教育課程の見直し・改善を実施すべく「ワーキング・グループ」を発足させた。また自己点検・評価及び学生による授業評価の活用を図る審議の中から FD 活動が組織化され、準備活動を経て平成 19(2007)年度より全学的な規模の「FD フォーラム」が設置され、活動している。

③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

全ての報告書は本法人ホームページ及び学内 LAN 上に公開している。また各報告書を刊行物として発行している。報告書は、文部科学省、日本私立大学協会、日本私立短期大学協会、短期大学基準協会、その他関係諸機関等に送付する。

自己点検は、建学の精神に基づく教育目標・教育研究・学生生活・社会的活動・管理・運営等の基本的事項について自己点検・評価を行い、客観的な評価、教育研究への還元、及び社会への説明責任等による自己点検・評価の充実を目指している。

(2) 7-3の自己評価

本学は7年に2回の自己点検・評価報告書の作成を行うこととしている。これに基づいて、平成19(2007)年3月に「自己点検・評価報告書―大阪音楽大学専攻科の現状と課題2003-2005年度」、平成20(2008)年2月に「自己評価報告書・大阪音楽大学大学大学院の現状と課題2003-2005年度」、平成20(2008)年3月に「自己評価報告書―大阪音楽大学の現状と課題2003-2005(平成15～17)年度」を作成し、公表した。また平成18(2006)年に卒業生アンケートを実施し、その報告書を本法人ホームページで公開している

自己点検・評価活動を大学の運営に反映させるために、「大学運営会議」及び「FDフォーラム」との間に連携が図られている。このような連携による成果の一つとして成績評価に関する検討が行われ、平成19(2007)年度履修規程において成績評価の見直しを行った。

(3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の実質化のために、FD 活動のための組織を確立し、具体的な計画を立案・実施することをすでに決定し、活動に入っている。

第三者評価に関しては、本学は平成 20(2008)年に(財)日本高等教育評価機構による大学機関別評価を受審し、認定評価を取得した。

[基準7の自己評価]

大学設置者である学校法人と教学組織の大学について、両者ともその管理運営体制が整備され、密接な連携を保ちながら適切に機能している。現在、両者の代表者である理事長と学長は兼任であり、さらには管理運営の代表組織である理事会と教学の意思決定機関である教授会は、意志決定機関及び執行機関として相互に連携しており、かつ適切に運営されている。

自己点検・評価活動については比較的早くから委員会活動を展開してきたが、学校教育法に基づき学則による自己点検・評価の義務づけと実施体制の確立を経て自己点検・評価報告書の作成と公開を進め、大学運営に反映している。さらに、認証評価機関による第三者評価の適格認定を受けたが、今後も短期大学が一体となって点検・評価に取り組んでいる。

[基準7の改善・向上方策（将来計画）]

開学以来、理事会と大学教授会は良好な連携関係を維持しながら、管理運営および教学業務を遂行してきた。今後も、これまでの連携を維持しつつ、「執行部連絡協議会」のより

一層の活用を図り意思疎通を行う。

今後の自己点検・評価活動においては、管理運営側および教学側ともに自己評価及び外部評価をさらに推進し、評価結果の積極的活用を図る組織体制を明確化し、法人と大学、大学と短期大学が一体となって具体的な改善を図る。

基準 8. 財務（予算、決算、財務情報の公開等）

8－1 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

（１）事実の説明（現状）

① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

本法人は短期事業計画に基づく４ヵ年の短期財政計画、及び中期８ヵ年の財政試算を策定し、予算編成の根拠としている。これらの計画や試算の中で学生数の推移を分析し、今後の学生生徒等納付金収入を算定するための基礎資料を作成している。同様に補助金や資産運用等についても、過年度実績を参考に今後の収入を予測している。さらに毎年、収支計算書類の監査が終了した時点で算定結果を補正し、精度を高めている。このような資料作成により、複数年にまたがる視点から財源を確保するための方策を立てている。

支出については、収入予算の枠内で編成することを原則とし、平成 21(2009)年度末の決算では繰越支払資金が減少したものの、消費収入超過を計上した。このように収支のバランスを考慮する中で、奨学制度の充実、施設・設備の改修、各種演奏会の開催など、教育研究目的を達成するために可能な限り予算を充当している。

② 適切に会計処理がなされているか。

本法人の会計は「経理規程」「経理規程施行細則」「固定資産及び物品調達規程」と平成 21(2009)年 3 月に制定された「資産運用規程」に従って処理している。

予算執行の実務はすべてシステム化されており、予算成立とともに事業項目、予算枠など新年度のデータ入力作業を行い、年度の更新とともに各事務部門の端末から予算執行票の起票が可能な状態としている。

物品の購入や報酬の支払いの際は、各事務部門の担当者が、見積書・稟議書・納品書・請求書等を精査の上、システム上から事業目的、勘定科目等を入力することでまず予算執行票を起票する。次に所属事務部門長がこれを承認する。執行票は管理事務部門長の下に集約され、同部門の担当者が業者への支払い手続等を行い、最後に会計伝票を作成する流れとなっている。

③ 会計監査等が適正に行われているか。

本法人は有限責任監査法人トーマツと契約を結び、平成 21(2009)年度は、平成 21(2009)年 11 月 30 日に監査計画概要書を受け、延べ 59 日間、会計監査等を受けた。期中の会計処理、決算、予算、棚卸し等資産管理、帳簿と現金の照合などが主な監査の対象であるが、これ以外に業務処理上の具体的な指導も受けている。

毎年、有限責任監査法人トーマツによる決算監査終了後に行われる監査実施報告の際には監事も同席し報告を受けることとしている。近年では資産運用において、保有する有価証券（仕組債）の時価が下落している状況に対して、これらに大きく左右されにくい金融商品とその割合を考慮するよう示唆を受けた。

平成 22(2010)年 4 月 29 日に、平成 21(2009)年度の「独立監査法人の監査報告書」及び

「監査実施報告書」を受理し、適正に会計処理されている旨の報告書を得ている。

(2) 8-1の自己評価

平成 21(2009)年度末の決算では帰属収支差額（帰属収入－消費支出）が 4,800 万円の黒字、及び基本金組入後の消費収入超過が 3,700 万円となった。

消費収支の収入構成を財務比率の観点から考えた場合、学生生徒等納付金比率 75.9%（学生生徒等納付金／帰属収入）が平成 20(2008)年度の全国平均値よりも高く、寄付金比率 0.1%（寄付金／帰属収入）、補助金比率 7.4%（補助金／帰属収入）はそれを下回る。また支出構成では人件費比率 62.4%（人件費／帰属収入）が全国平均値を上回る。

これらの数値には本学が実技レッスンを中心とする個人指導や少人数教育に重点を置いていること、大きな収益事業が無いこと等が影響していると考えられる。近年では志願者数と入学者数の激減により学生生徒納付金収入が減少し、帰属収入にも大きな影響を及ぼしている。現在まではかろうじて収支のバランスを保っているが、今後はより人件費等支出の削減に努める必要がある。

また資金収支計算書を組み替えてキャッシュフロー（得られた収入から外部への支出を差し引いて手元に残る資金の流れ）ベースにした場合、現在資金ショートや自己資本取り崩しの緊急性は低いと判断され、財務は健全であると評価できる。

図表 8-1-1 教育研究活動のキャッシュフロー(CF)を基礎とする経営状態の区分

●教育研究活動のキャッシュフロー(CF)		
収入	平成 21(2009)年度決算	平成 20(2008)年度決算
学納金収入	3,073,502,872	3,221,574,096
前受金収入	170,350,000	198,750,000
前期末前受金	△ 198,750,000	△ 215,980,000
手数料収入	23,380,000	26,383,400
一般寄付金収入	0	0
補助金収入	300,024,473	312,385,944
資産運用収入	185,345,448	151,892,240
事業収入	140,523,850	139,023,321
雑収入	323,033,066	362,053,626
計	4,017,409,709	4,196,082,627
支出		
人件費支出	2,580,163,801	2,743,504,392
教研費支出	775,112,604	837,648,540
管理経費支出	318,610,668	325,722,837
借入金利息支出	3,831,800	4,598,160
計	3,677,718,873	3,911,473,929
収入－支出	339,690,836	284,608,698
「教育研究活動のCFは2年連続黒字である」		
●外部負債		
	平成 21(2009)年度決算	平成 20(2008)年度決算
長期借入金	49,980,000	66,640,000
長期未払金	72,536,016	14,374,710

短期借入金	16,660,000	16,660,000
未払金	66,965,203	53,006,546
学校債	0	0
手形債務	0	0
計	206,141,219	150,681,256

「返済に10年以上要する外部負債は無い」

●運用資産

	平成 21(2009)年度決算	平成 20(2008)年度決算
現金預金	728,567,624	1,009,863,739
長期性預金	500,000,000	500,000,000
退職給与引当特定資産	1,495,511,022	1,479,915,537
減価償却引当特定資産	600,000,000	600,000,000
有価証券	1,971,191,666	1,498,116,000
計	5,295,270,312	5,087,895,276

●帰属収支差額

	平成 21(2009)年度決算	平成 20(2008)年度決算
帰属収入	4,050,510,976	4,228,835,958
消費支出	4,002,377,183	4,825,577,600
収入－支出	48,133,793	△596,741,642

2008 年度決算 支出超過 14.11%

2009 年度決算 収入超過 1.19%

2008 年度の支出超過は世界経済の不況による保有有価証券の評価損を計上

会計処理は全てシステム上での作業であり、これが事務の省力化につながっている。また日々の業務において勘定科目や伝票の起票などに関して不明な点がある場合は、ただちに有限責任監査法人の公認会計士に相談し、学校法人会計基準に準拠した指導を受ける体制が整っている。

(3) 8-1 の改善・向上方策（将来計画）

財務比率において明らかな通り、本法人にとって学生生徒等納付金収入の確保、すなわち入学者を安定的に確保することが最も重要である。このために広報活動やアドミッション事業をさらに活発に展開する予定である。また、財務基盤強化に寄与し、独自の新規事業を展開することを目的に、平成 17(2005)年 3 月 3 日、本法人の 100%出資により「株式会社テスタ」を設立した。これまでの事業は本法人の施設管理や物品購入等に限っていたが、平成 21(2009)年度から音楽人材の派遣など音楽を軸とする新たなビジネスへの展開を検討している。

今後、教育研究環境を維持、向上させる目的で複数年次にわたる施設改修を計画している。このために各年次の収支において無理のない資金の確保を試算中である。

8-2 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

私立学校法に従い計算書類（資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表）、財産目録、事業報告書、監査報告書は希望者に対して常時閲覧可能な状態としている。

また、決算終了後に財務の概要を学生に配付している。教職員には「大阪音楽大学学内報」の中で財務情報を公開している。双方ともデータの記載だけではなく、一般的に分かりにくいと言われる学校会計の平明な解説を試みている。

平成 16(2004)年度の決算より、計算書類（資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表）と決算概要を説明する「決算説明」を本法人ホームページに掲出している。さらに、平成 21(2009)年度の決算報告には資金収支と消費収支の内訳表も公開した。

（２）８－２の自己評価

法令に従い財務情報が概ね適切な方法で公開している。また、本法人ホームページ上に公開しており、積極的に財務情報を公開していると評価できる。

（３）８－２の改善・向上方策（将来計画）

ステークホルダーへの説明責任を果たす目的で、企業会計とは異なる学校会計を理解しやすくするため、その説明の内容をさらに工夫する。

８－３ 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

（１）事実の説明（現状）

① 教育研究を充実させるために、寄附金、委託事業、科学研究費補助金、各種 GP(Good Practice)などの外部資金の導入や収益事業、資産運用等の努力がなされているか。

本法人は平成 17(2005)年 10 月 15 日に創立 90 周年を迎えたことを記念して、学生の国際交流や国内外の研修制度に役立たせる目的で「大阪音楽大学教育振興資金」の募集を開始した。特定公益法人の認定を事業開始前に取得し、平成 22(2010)年 10 月 14 日までの 5 年間にわたって総額 5,000 万円の寄附金を集めることを目標としている。

本法人の主な収益事業として、受験講座、大阪音楽大学付属音楽院が開講する講座、大阪音楽大学付属音楽幼稚園が課外で行う音楽実技の指導などが挙げられるが、いずれも教育活動の延長上にあり、収益性は高くない。

本法人の大学と短期大学部が共同で申請した 3 年間に亘る取組（「音楽の仕事情報館」構築による学生の音楽仕事力育成と就職支援）が、平成 21(2009)年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業（学生支援推進プログラム）」として採択された。

また、先に記したとおり、平成 21(2009)年 3 月に「資産運用規程」を制定し、規定に従ってデリバティブ預金・仕組債などの金融商品によって積極的に資産運用を行っている。したがって、資産運用収入は増加したが、昨今の円高株安により多額の含み損を抱える結果となってしまったので、今後はリスクをコントロールしつつ効率のよい資産運用を行いたい。

（２）８－３の自己評価

決算において資産運用収入が帰属収入に占める比率は低いが、平成20年度・21年度はかなり積極的に運用を行ったことで収入が増加した点は評価できる。ただし、同時に多額の評価損を計上しているので、今後はリスクとリターンのバランスを考慮して金融商品を選

定する必要がある。また、寄附金の募集は本法人にとって初めての試みであり、寄附の総額は目標の4割程度に止まっている。今後さらに広報活動に力を入れる必要がある。本学の現状からは学生生徒等納付金比率の高い財務体質から脱却は望めないが、競争的資金の獲得を含め、今後新たな収入を開拓する必要がある。

（３）８－３の改善・向上方策（将来計画）

資産運用の対象となる様々な金融商品の中には流動性が低く、現金化が困難なものも含まれる。運用に際しては単にクーポンだけではなく、資産構成を十分に考慮に入れる。また本法人の100%出資により発足した「株式会社テスト」が音楽という専門領域や施設・設備を活かし、新たな事業を展開できるよう法人としても側面的な支援を行う。

〔基準８の自己評価〕

平成 21(2009)年度決算における消費収支差額は若干の収入超過となり、収支バランスは保たれているが、学生生徒等納付金比率の高い財務体質となっているので、安定して学生生徒等納付金を獲得していけるよう努める必要がある。また可能な限り寄附金や資産運用、収益事業などによる収入の比率を高めるために新たな方策を講じる必要がある。

学内の会計処理や情報公開は、学内の情報インフラが整備されたこともあり、システム上の処理、本法人ホームページへの公開がスムーズに進行した。

会計監査の体制は適格で法令の基準を十分に満たすものであるが、学内における監事の権能をさらに強化する必要がある。

〔基準８の改善・向上方策（将来計画）〕

学生生徒等納付金収入を補完する新たな資金の確保が同時に求められているが、本法人の財務状況を改善するためには、入学者を安定的に確保することを優先的に考える必要がある。このために、既存の広報活動、アドミッション事業を一元化し、法人全体としての視野に立って効果的に積極的な展開が必要である。

支出の面では高い人件費比率を是正する必要があるが、単に抑制を打ち出すのではなく、業務の効率化を同時に進めながら、労使合意に基づいた、新たな人事制度のもとでの報酬制度の導入に向けた検討を開始する。

基準 9. 教育研究環境（施設設備、図書館、情報サービス・IT 環境等）

9-1 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

（1）事実の説明（現状）

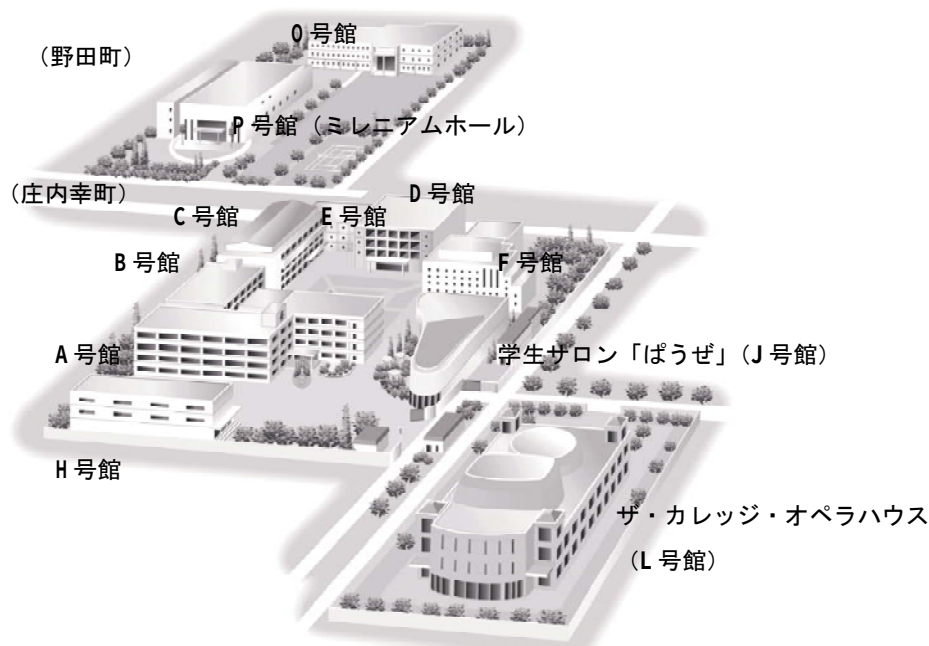
- ① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

学校法人大阪音楽大学が設置する大阪音楽大学（音楽専攻科と大学院を含む）および大阪音楽大学短期大学部（専攻科を含む）は校地を共用しているため、以下、基準 9 に関する記述には、大阪音楽大学と大阪音楽短期大学部が含まれる。

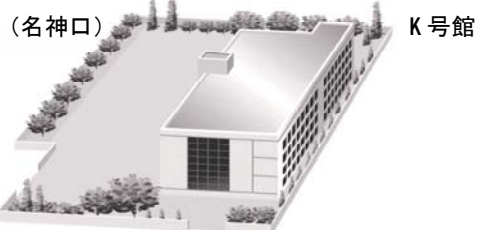
図表 9-1-1 及び図表 9-1-2 に示す通り、庄内幸町、庄内西町、野田町に広がる第 1 キャンパス、名神口の第 2 キャンパスに加え、豊南町の校地は女子学生寮と付属音楽幼稚園の敷地として利用されている。さらに、これらの校地からおおよそ 20 km 北に位置する箕面市下止々呂美の山間部にも校地があり、課外活動やクラブ等の合宿での使用を想定した箕面学舎を置いている。

図表 9-1-1 <キャンパスマップ>

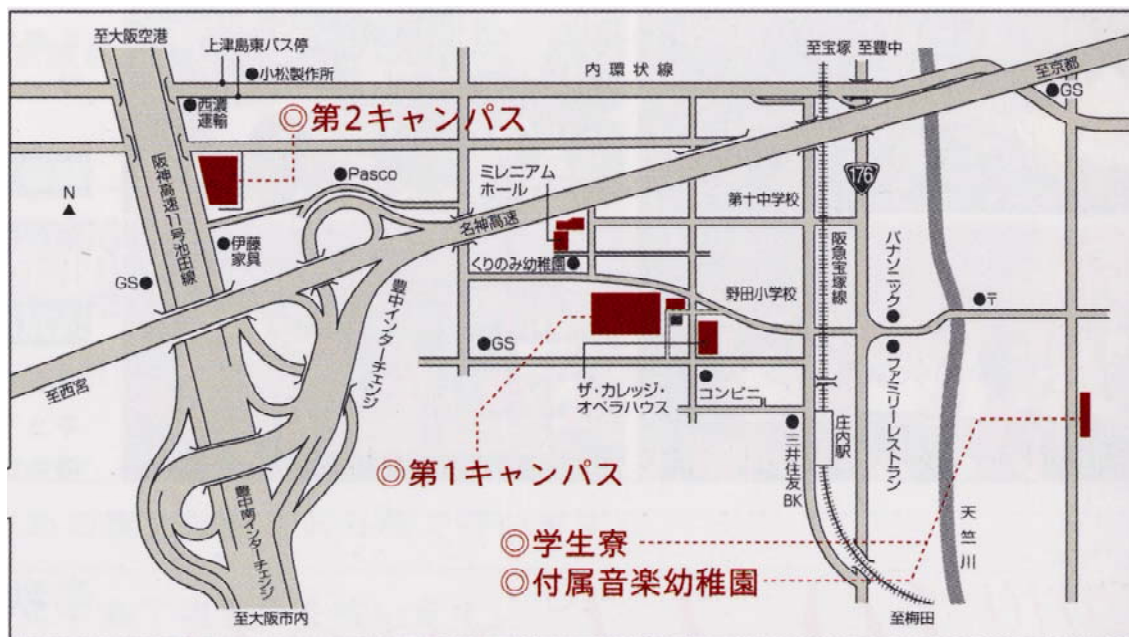
第 1 キャンパス



第 2 キャンパス



図表 9-1-2 <周辺地図>



本学は大阪・梅田から電車で10分の庄内駅周辺に位置しており、この立地条件は「ザ・カレッジ・オペラハウス」や「ミレニウムホール」、あるいは学外の主要なコンサートホールにおける各種演奏会開催など、専門分野の教育研究活動において有利に作用している。

第1キャンパスへは

- 大阪・梅田から阪急電車宝塚線（普通）で4つ目、庄内駅下車。西出口より北西へ約700m。
- 新幹線 新大阪駅から車で約15分。
- 大阪空港（伊丹）から車で約15分。
- 大阪空港（伊丹）からモノレール（大阪空港～蛍池）— 阪急電車（蛍池駅から梅田行き普通）を經由して約30分。
- 名神高速道路・豊中インターチェンジ、阪神高速道路・豊中南インターチェンジから車で約5分。

第2キャンパスへは

- 第1キャンパスから北西へ約1000m。（第1キャンパスH号館西口からスクールバス運行）
- 名神高速道路・豊中インターチェンジ、阪神高速道路・豊中南インターチェンジから車で約2分。

附属音楽幼稚園と学生寮へは

- 阪急・庄内駅から東へ約1,200m。

本学の主たる教育研究活動の場である第1キャンパス、第2キャンパスにおける校舎の概要は以下のとおりである。

第1キャンパス

（庄内幸町）

A号館 学生支援センター、エクステンション・センター、事務局、教室、レッスン室
会議室、教員集会室、職員集会室、応接室、保健室、学長室等

B 号館 教室、レッスン室

C 号館 図書館、教室、演習室、レッスン室

D 号館 試聴室、視聴覚室、教室、演習室、レッスン室

E 号館 練習室、クラブ用部室

F 号館 演習室、教室、レッスン室、練習室

G 号館 学生自治会室、練習室

H 号館 教員研究室

J 号館 学生サロン「ばうぜ」

N 号館 コンサート・センター、入試センター

(庄内西町)

L 号館 ザ・カレッジ・オペラハウス

M 号館 同窓会《幸楽会》事務室、売店

(野田町)

O 号館 演習室、教室、レッスン室、研究室、練習室

P 号館 音楽ホール型大教室「ミレニアムホール」、大学院研究室、演習室、レッスン室、練習室

第2キャンパス

(名神口)

K 号館 音楽博物館、録音スタジオ、屋内体育施設、教室、演習室、レッスン室、練習室、食堂、教員控室、研究室

本学の主要な施設の概要は次のとおりである。

<運動場および体育施設>

併設教育機関と共有する運動場及び体育施設として、第1キャンパス・野田校地内にテニスコートを整備している。第2キャンパス・K号館4階には1,615.03 m²の屋内体育施設があり、主に体育の授業で利用されている。K号館の屋内体育施設は体育の全授業を開講していることから稼働率が高い。ただし、第1キャンパスから約1,000mの距離があり、スクールバスの利用も可能であるが、移動時間を考慮した授業運営が必要である。

<付属図書館>

付属図書館は総数約13万3,000点の図書・楽譜と、約50,000点のCD、DVD等の視聴覚資料を所蔵している。平成19(2007)年度までに、図書・資料等の必要なデータの遡及入力をほぼ完了し、これらの目録をOPAC(On-line Public Access Catalog)で検索することが可能となった。このデータベースは人名・曲名による検索が可能で、閲覧者の様々な要求に応えている。

開館時間は月曜日～金曜日 9:20～18:00、土曜日 9:20～13:30 を基本としており、館長その他、専任職員5名(内、図書館司書資格を有する者1名)、その他の職員10名(業務委託者1名、派遣社員3名を含む)を置いている。

図書館の利用範囲と蔵書数

付属図書館の利用範囲は図書・楽譜・新聞・雑誌(バックナンバーを含む)の館内閲覧、図書・楽譜の館外貸出し、図書館資料の文献複写(著作権法に基づく)、LP・CD・カセッ

トテープの試聴（試聴室D号館 1F）、DVD・LD・ビデオの視聴（視聴覚室 D 号館 1F）となっている。また本図書館は私立大学図書館協会、音楽図書館協議会(MLAJ)に加盟しており、教職員、学生はこれらに加盟する各図書館において閲覧、調査、貸出などのサービスを受けることができる。次の表に付属図書館の蔵書数を示す。

図表 9-1-3 図書館蔵書数一覧

平成 22(2010)年 5 月 1 日現在

	和書		洋書		学術 雑誌	楽譜*	視聴覚資料		
	一般書	音楽書	一般書	音楽書			音響	映像	その他
冊（種）	34,189	33,475	19,471	46,002	54(種)	43,153	42,763	6,137	1,110
	67,646		65,473				50,010		

※ 全て併設の短期大学部と共用 * 和書・洋書の音楽書中に楽譜（43,153 冊）が含まれている。

利用状況

付属図書館では音楽書、一般書、楽譜、視聴覚資料が活発に利用されている。下表に図書館の利用状況として、平成 19(2007)～21(2007)年度の入館者数の一覧を示す。

図表 9-1-4 図書館の入館者数

(人)

年度	施設区分	教職員	学生	その他	合計
2007 年度	C 号館	5,034	37,508	1,795	44,337
	D 号館（試聴室・視聴覚室）	8,043	32,634	1,174	41,851
2008 年度	C 号館	5,229	35,580	1,408	42,217
	D 号館（試聴室・視聴覚室）	8,430	31,783	1,175	41,388
2009 年度	C 号館	5,274	31,758	1,612	38,644
	D 号館（試聴室・視聴覚室）	7,562	25,329	0,934	33,825

※ 併設の短期大学部を含む

<音楽博物館>

平成 14(2002)年 4 月 1 日、音楽研究所（音楽文化研究室、民族音楽研究室）と楽器博物館を統合して音楽博物館に改称した。この施設は第 2 キャンパスの K 号館 4 階に位置しており、開学以来の音楽研究の成果をアーカイブ化すること、さらに音楽資料を総合的に収集、研究することを目的とする独自の博物館である。

開館時間(通常)は月曜日～金曜日 10:00～16:00（祝祭日、本学の休日を除く）で 8 月・2 月を除く月 1 回程度、土曜日（月 1 回）13:00～16:30 に開館している。

所蔵資料は大きく「世界の楽器と音楽」「関西の西洋音楽」「関西の伝統音楽」の 3 分野で構成されている。

所蔵楽器については図表 9-1-5 の通りであるが、この中にはサントリー株式会社より寄贈を受けた弦楽器 42 点、弓 22 点、その他 12 点の計 76 点の中にはストラディヴァリウスのピッコロ・ヴァイオリンやガスパロ・ダ・サロ製作によるヴィオラ・ダ・ガンバ等の世界的に貴重な逸品も含まれ、常時展示されている。

さらに平成 16(2004)年 4 月には創立者である永井幸次の展示コーナーを設け、関西における洋楽教育の先駆者であった幸次の年譜、自作曲の楽譜、愛用のオルガン等を公開している。

また平成 17(2005)年度より、音楽博物館が所蔵する資料のデータベース化を行っており、平成 21(2009)年度に本法人ホームページ上で公開した。

図表 9-1-5 音楽博物館 所蔵資料の内訳 平成 22(2010)年 5 月 1 日現在

楽器	1,754
楽器以外の立体資料	818
視聴覚資料	17,112
書籍・逐次刊行物	19,368
書籍以外の文献	2,961
関西洋楽史資料	274,000
大阪音楽大学校史資料	38,261

図表 9-1-6 音楽博物館入館者一覧 (人)

年 度	学 生	教職員	授業参加	一 般	グループ見学	催事参加者	合計
2007年度	494	132	521	675	740	454	3,016
2008年度	642	159	640	750	976	539	3,706
2009年度	396	182	477	1,346	875	450	3,726

※ 入館者数「学生数」、「教職員」、「授業参加」には併設の短期大学部を含む。

<L 号館 ザ・カレッジ・オペラハウス>

ザ・カレッジ・オペラハウスは平成元(1989)年、創立 70 周年記念事業の一環として竣工した日本初のオペラハウスである。

年間を通じて、専属の管弦楽団や合唱団によるオペラ、定期演奏会、室内楽など様々な催しを行っている。この内オペラについては、7 月のサマーオペラ「モーツァルト・シリーズ」、および平成 13(2001)年 11 月から新たにスタートした「20 世紀オペラ・シリーズ」の年 2 回公演が定着している。

またオーディションによって選抜された学生による「ザ・コンチェルト・コンサート」「ピアノ・グランド・コンサート」「学生オペラ」などの演奏会も活発に開催され、学習成果の発表の場となっている。

図表 9-1-7 ザ・カレッジ・オペラハウス概要

敷地面積	建物面積	延床面積	階数	残響時間	客席数	舞台面積	後ろ舞台
3,609㎡	2,256㎡	5,489㎡	地上7階・地下2階	1.2~1.4秒(満席時)	756席*	580㎡	48㎡

* オペラ公演時は 652 席

<P 号館 ミレニアムホール>

ミレニアムホールは、学生の自主的な利用に供し、かつ、学生自身が音響や照明等の機器を操作し、実践を通して舞台機構を学習することを目的として、平成 12(2000)年 9 月に完成した音楽ホール型の大教室である。この施設は第 1 キャンパス(野田町)の P 号館内に位置し、二重屋根と二重壁により外部の騒音を遮断する構造を有し、また空調の消音化、音響設計の工夫により本格的な音楽ホールとしての役割を果たしている。学生による自主演奏会、授業延長上の発表会、教員の研究発表の他、公開講座としてのレクチャーコンサートなど年間を通じて稼働率の高い施設である。

図表9-1-8 ミレニアムホール概要

建物面積	延床面積	階数	残響時間	客席数	舞台面積
1,588㎡	2,601㎡	地上3階	1.7秒	302席(内可動62)	106㎡

また、大学院においては、研究のための専有施設を P 号館に設置し、学生の研究活動に有効活用されている。

<情報サービス・IT 環境>

学内数か所に学生用のコンピュータを設置し、授業の準備、図書館の資料検索、就職情報の閲覧などに有効活用されている。とりわけ、学生サロン「ぱうぜ」には、インターネット接続が可能な端末を 17 台配置しているが、学生の利用頻度が非常に高いため今後の増設を検討している。

図表 9-1-9 情報機器等の設置状況

平成 22(2010)年 5 月 1 日現在

教室	機器の概要
F109 ML 教室	電子ピアノ 14台、制御用 PC
F212 コンピュータ演習室	Win37 台、プロジェクタ、スクリーン
F213 コンピュータ演習室	Win21 台、プロジェクタ、スクリーン
K118 DTM 演習室	Mac 24 台、教員用 Mac1 台、プロジェクタ、スクリーン、MIDI音源、MIDI 鍵盤、MIDI、MIDI鍵盤、MIDI、MIDIピアノ
K 号館 1 階コンピュータ・ルーム	Win11 台 Mac1 台 MIDI音源、MIDI鍵盤
K504 MIDI テクノロジー演習室	Win 20台、教員用 1 台、MIDI音源、MIDI鍵盤
F313 ML 教室	電子ピアノ 21 台、制御用 PC
K120 ML 教室	キーボード・シンセサイザー41 台
K 号館第 2 サロン	Win12 台
学生サロン「ぱうぜ」	Win17 台（インターネット接続可）
O 号館 1 階サロン	Win6 台
学生寮	Win10 台

併設の短期大学部と共用

<学生寮>

庄内学舎から南東へ 1,300m、徒歩約 20 分の場所に、自宅通学が困難な女子学生に対して、学生寮「豊南寮」を設置している。毎年約 70～80 人（併設短期大学部を含む。）の入寮者を迎えるが、希望者が多数の場合は書類審査によって入寮者を決定している。平成 14(2002)年度には老朽化を解消し、環境を現在の学生の生活スタイルに合わせるために全館のリニューアル工事を完了。全室をフローリングの個室に改修し、ベッド、収納棚を備え付けた。また共用のシャワー室を整備し、個人用のユニットバスを設置した。

本学は寮内へのピアノ持込を可能とし、防音及び冷暖房を完備することで、22 時までの練習を許可している。過年度は毎年約 70～80 人（併設の短期大学部を含む。）の入寮者を迎えていたが近年は入寮者数が減少傾向にあり、空き室の練習室への転用など、施設を有効に活用している。基本的に昼夜とも警備員と職員が常駐し、不審者の侵入に備えるとともに、在寮生の急病などに対処している。概要は次の図表のとおりである。

図表 9-1-10 学生寮の概要

平成 22(2010)年 5 月 1 日現在

名 称	大阪音楽大学豊南寮	
所在地	〒561-0814 豊中市豊南町東 1-5-1	
本学との距離	徒歩にて約 20 分	
建物の構造	鉄筋コンクリート 2 階建：3 棟、3 階建：1 棟、食堂（平屋）1 棟	
入寮定員	191 名（個室）	
室の広さ・数	大	6 畳・・・・・・・・13 室
	小	4 畳・・・・・・・・178 室
入寮費	70,000 円（入寮時のみ）	
寮 費	小室：年額 342,000 円 大室：年額 372,000 円	
設 備	食堂（兼談話室）、浴室（個別浴槽と温水シャワー）、洗濯場、洗面室、物干場、冷暖房完備	
食 事	食費 年額 147,000 円消費税込（全員納入制） （朝・夕食 200 日分、4 期分納）	
楽器の持込	ピアノ（アップライトのみ）持込可 防振台は大学で用意	
管 理	寮担当職員 4 名 警備員 1 名（幼稚園警備を兼ねる）	

② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

施設設備は管理事務部門が統括し、営繕業務を委託している業者と連携を取りながら、授業用の機器機材等の設置や日常のメンテナンスなどを支障なく実施している。また学外の専門家からコンサルティングを受け、法定点検などの他に日常的に不具合の発生などを細かくチェックし、改修工事に関する計画を立案するなど校舎の維持管理に努めている。

教育研究用の情報機器に関しては、システム管理室が授業担当教員の意向や学生のニーズを把握し、機器の選定や設置、維持管理を行っている。

ザ・カレッジ・オペラハウスについては、舞台機構の専門家を職員として配置し、演奏会等の際には施設設備や警報機器に問題がないかどうか、万全の点検を行っている。また広く社会へ公開する催し物の場合は、非常時の避難誘導に備え、ホール内の扉ごとに人員を配置している。

音楽博物館では資料保全の目的もあり、専任教員および技術員が専門的な見地から、温度や湿度の管理を含め、施設設備の状況について細心の注意を払っている。

（２） 9-1 の自己評価

第 1 キャンパスは、大阪市に隣接する豊中市の南部に位置し、交通アクセスは良い。また第 2 キャンパスへはおよそ 1,000m の距離があるが、スクールバスでの移動も可能である。この 2 つのキャンパスの周囲には住宅の他に商業施設や工場などが密集していることから、自然環境不足は否めない。箕面市の山間部に位置するセミナーハウスがこれを補完できるが、距離的な問題もあり、近年の利用者は極めて少ない。

学修や研究の成果を演奏で発表することは音楽大学の特質である。この意味において、ザ・カレッジ・オペラハウスおよびミレニウムホールは、選抜学生による演奏会や、学生の自主公演などに活発に利用されており、教育研究にとって極めて有効性の高い施設である。

音楽博物館に関しては、コレクションの充実を進める中で、特別展示、ミュージアム・セミナー、ミュージアム・コンサート等を開催するなど、利用環境は順次整備されている。

また、グループ見学の場合は館内ガイド・ツアーを随時実施するなど、利用の促進にも努めている。今後は学生の見学や講習会等への参加、レファレンスサービスの利用を増やし、一層の活用を促すことが教育上の課題である。

情報機器についてはインフラ整備を事務系 LAN から着手したこともあり、教育研究に関する環境整備は後発となった。今後、MIDI の活用など、音楽分野でのコンピュータ環境を一層整備し、映像分野との連携も視野に入れる必要がある。

(3) 9-1 の改善・向上方策（将来計画）

キャンパスは都市部に位置しており、校地の拡張、校舎の増設は困難な状況にある。したがって今後は、年次計画によるリニューアル工事等により既存の施設の経年劣化を可能な限り防ぎ、教育研究環境の質を維持、発展させる。

また平成 19(2007)年度に実施した B 号館のレッスン室の改修に見られるように、単に外観の維持に留まらず、各教室のサイズや機能性を見直すなど、現代の大学へのニーズに応える環境を整備する。

9-2 施設設備の安全性が確保されていること。

(1) 事実の説明（現状）

① 施設設備の安全性（耐震性、バリアフリー等）が確保されているか。

本学は法令に定められた耐震診断を受診し、利用方法の見直しを検討中の一部校舎を除き、各校舎の耐震補強工事を完了している。アスベストについては各校舎等を調査の結果、空気中の濃度に全く問題はなかったが、一部の教室や倉庫において石綿の吹き付けが確認されたことから、これらの除去・囲い込み工事をただちに完了させた。

防災の面では、所轄消防署の指導を受け、毎年 2 回職員を中心に消防訓練を実施している。平成 18(2006)年には「自衛消防隊規程」を制定し、火災発生時の通報連絡、避難誘導、消火など事務職員の役割分担をルール化した。教職員と在寮生には校地ごとに編集された「防災のてびき」を配付しており、校舎の特徴などを踏まえた上で消火栓や避難器具の使用方法などを周知している。

第 1 キャンパス、第 2 キャンパス、および豊南校地には防犯対策として守衛室を設けて警備員を配置し、学内巡回により不審者・不審物の発見や事故防止等に取り組んでいる。特に学生寮がある豊南校地では警備員を 24 時間常駐とし、寮内には職員が昼夜交代制で在室している。また、第 1 キャンパス、第 2 キャンパスにおける自動車の出入口に監視カメラを設置し、映像を一定期間保している。

バリアフリーの面では、障害者用トイレの新設、段差部分の一部スロープ化、点字ブロック敷設など、徐々にではあるが取組みの範囲を拡大している。K 号館のエレベーターは障害者の来館を想定し、過年度に補助金を得て改修したものである。また平成 19(2007)年度には補助金を得て点字ブロックの敷設範囲を拡大した。

(2) 9-2 の自己評価

耐震補強は、今後の利用計画などの都合で 1 校舎のみ工事が完了していないが、アスベ

ストに関しては全て措置済みの状態となった。また、所轄の警察署が地域で展開する防犯運動に大学として協力していること等から、防犯や防災の意識は高まっていると考えられる。施設設備の安全性は概ね確保されており、日頃から教職員に対して不具合を速やかに報告するよう呼びかけ、事故防止に努めている。

(3) 9-2の改善・向上方策（将来計画）

現在のところ電気、ガス、水道などのライフライン系に特に問題は生じていないが、経年劣化が想定される部分もあり、今後は安全性の確保を第一に十分な保守点検を行う。また、大阪音楽大学短期大学部は平成 22(2010)年度も視覚障害の学生を受け入れており、点字ブロックの敷設エリアを各校地・校舎に拡大するなど、今後バリアフリー対策を一層充実させる。

9-3 アメニティに配慮した教育環境が整備されていること。

(1) 事実の説明（現状）

① 教育研究目的を達成するための、アメニティに配慮した教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

<教室の設備>

本学は音楽大学としての特質から、講義科目や演習科目においても視聴覚教材を使用する授業が多い。このため、これらに使用される教室のほぼ全てに AV 機器（CD・LP・DVD プレーヤー、VTR、大型モニター）およびグランドピアノを設置している。

ピアノ専攻生以外に選択科目として開講されている「副科鍵盤楽器演習」では、ML (Music Laboratory) システムを備えた F313 教室を過年度より使用している他、平成 21(2009)年度には F109 教室を全面改修し、新たに ML システムを導入した。

舞踊系科目の「ダンスⅠ・Ⅱ」が平成 18(2006)年度から開講されたことに伴い、F214 教室を専用の仕様（鏡張りの壁面、衝撃吸収性フローリング材の床）に改修した。

F434 教室にはスポットライトや調光卓など簡易な照明設備や音響設備があり、演劇公演や演奏会に対応している。

K118 教室は「デスクトップ・ミュージック演習」や「コンピュータ音楽研究Ⅰ・Ⅱ」等の授業に用いられており、平成 20(2008)年 3 月にはコンピュータや MIDI 音源等、使用する機器のほぼ全てを更新した。最新のリモート・デスクトップ技術を用いて、指導教員は学生のコンピュータを随時モニターしながら、個別に指導することが可能となった。

P 号館内にある音楽ホール型大教室「ミレニアムホール」は、独自の音響・照明システムにより舞台機構の学習も行えるように工夫されている。施設の運用は学生の自主演奏会での使用を中心としている。

合唱や合奏など、大人数で使用する演習室や中規模のアンサンブル用演習室の一部では演奏会形式の授業や自主演奏会などの設営が可能である。また、O101 教室、O202 教室には懸架式のマイクロフォンを備えた録音設備を常設している。

<練習室>

学生の自学自習及び演奏活動を支援するために、第 1 キャンパス、第 2 キャンパスに合

計合 179 室の練習室を確保している。その内訳を次の表に示す。ほとんどの練習室にピアノを設置しており、専攻に応じてパイプオルガン、電子オルガン、シンセサイザー、チェンバロ等を設置している。

O 号館に管弦打楽器専攻生のための専用練習室を設けている。合同で練習する機会が多いため、全ての練習室が室内楽の編成に対応し、防音設備と個別の空調設備を備えている。また学生が個人的に所有することが容易ではない特殊な楽器を館内の楽器楽譜室に保有し、日常的な使用に供している。さらに大型楽器を運搬するためのエレベーターを 1 基設置し、授業や練習の準備に役立てている。

図表 9-3-1 各施設における練習室数

平成 20(2008)年 5 月 1 日現在

	1 階	2 階	3 階	4 階	5 階	小 計
E 号館	—	—	8	—	—	8
F 号館	4	—	9 (4) ^{※1}	28	9 (2) ^{※2}	50 (6)
G 号館	—	5	5	—	—	10
K 号館	24	—	5	—	2	31
O 号館	2	8	20	—	—	30
P 号館	— ^{※3}	25	25	—	—	50
合 計	—					179 (6)

※1 F 号館 3 階には合計 9 室の練習室があり、その内の 4 室は、大学院生専用の 2 室と音楽専攻科の学生専用の 2 室となっている。他の練習室は併設の大阪音楽大学短期大学部と共用している。

※2 F 号館 5 階には合計 9 室の練習室があり、その内の 2 室は大阪音楽大学短期大学部専攻科の学生専用となっている。他の練習室は併設の大阪音楽大学短期大学部と共用している。

※3 P 号館の 1 階は大学院ゾーンであり、各教室は大学院生の自習や練習にも使用することができる。

<学生サロン「ぱうぜ」>

第 1 キャンパスには、グランドピアノの形を模した建物の学生サロン「ぱうぜ」がある。1 階に食堂、2 階にコンビニエンス・ストア、ベーカリーなどを配置し、平成 7(1995)年の竣工以来、学生の食事や憩いの場として活用されている。また 2 階にはグランドピアノを設置し、サロンコンサート形式の演奏会の開催が可能である。前述の通り、この「ぱうぜ」ではインターネット接続が可能なパソコンを学生に開放しており、稼働率は極めて高い。

第 2 キャンパスの K 号館にも学生用の第 1・第 2 サロンを設けており、第 1 サロンは主に食堂として利用されるほか、ライブハウスとしての活用も可能である。

<機器・備品>

学内にはグランドピアノや電子オルガン、チェンバロ等の鍵盤楽器が約 800 台、クラリネットやヴァイオリン、ティンパニ等の管・弦・打楽器が約 500 点、箏・三絃等の邦楽器やリコーダー、古楽器等の合奏・アンサンブル用の楽器が約 850 点用意されている。合奏等で使用する大型の管楽器や弦楽器、ハープや打楽器などはそれらを専攻生に無料で貸与している。また専攻生以外にも副科用の楽器を用意し、有料で一年間貸し出している。貸出用楽器のメンテナンスは必要に応じて外部に委託し、保全に努めている。

ピアノの調律は 1 台につき数か月に一度の割合で定期的に外部委託で行っている。これ以外の各教室の機器整備は管理事務部門の職員が担当しており、教員や学生のニーズに応じて整備計画を立案している。限られた予算の中で最適な状態を維持するように努力している。

<ICT (Information and Communication Technology)環境>

近年、各大学で学生が本法人ホームページ上でシラバスを閲覧し、教務上の諸手続を行うなど、学生向けの ICT 環境が急速に広がっていることを受け、本学も平成 19(2007)年 4 月よりインターネット上にシラバスと休講・補講の情報について掲載を開始した。平成 20(2008)年 3 月からはシラバスの閲覧に伴う ID やパスワードを不要にし、シラバスの完全公開に踏み切った。同じく 3 月から、ID やパスワードが必要であるが図書館の蔵書検索も本法人ホームページからのアクセスが可能となった。さらに同年 4 月からは、学生への情報伝達をより確実にするためポータルシステムの運用を開始し、授業や行事等の情報を提供した。このポータルシステムの導入とともに、平成 20(2008)年度より 3 年間の予定でサーバの増設やセキュリティ強化などインフラの整備を進め、平成 22(2010)年度からは受講登録をこのポータルシステムを通じた Web 登録に変更した。

(2) 9-3 の自己評価

昼食時には学生サロン「ぱうぜ」は多少混雑するが、学生数の変化もあり、それ以外の時間帯ではミーティングやライブ等、多目的に活用されている。また、教室やレッスン室の中で設備が必ずしも十分だとは言えない施設に関しては、改修工事などにより順次充実を図ってきた。このように快適さという観点から施設設備を考えた場合、一部に改善の余地が残るものの、基本的に良好な状態にあると考える。

(3) 9-3 の改善・向上方策（将来計画）

過年度より学生からの要望に基づきトイレの改修工事（シャワー式等）を順次行ってきた。また、多くの学生に貸与している個人ロッカーを順次新しいものに更新している。アメニティの向上という観点からこれらの改善は今後も継続して行うと同時にキャンパスの周囲に自然環境が少ないことから、花壇や鉢植えの草木を増やすなど、キャンパスの緑化を推進する。

〔基準 9 の自己評価〕

図表 9-1-1 および 9-1-2 で示した通り、キャンパスは庄内幸町、庄内西町、野田町、名神口の 4 つのゾーンに分かれた状態であり、郊外型大学の広いキャンパスが持つアメニティや機能性には及ばない部分も多い。しかしながら、本学は少人数教育を中心とする音楽の単科大学であり、その教育研究目的を達成するための施設設備は適切に整備され、状態は基本的に良好であると認識している。

〔基準 9 の改善・向上方策（将来計画）〕

一般的に音楽系の専攻分野は視覚障害を持つ学生を受け入れる機会が多いことから、バリアフリー化に関しても点字ブロックのみならず、学生の希望を参考として整備を進める。ICT 化の取組みに関しては、付属図書館・音楽博物館以外が保有する音楽関連資料のデータベース化、学内外への公開を平成 21(2009)年度に実現したところであり、今後もその更新作業を継続する。

また、各教室や演習室において授業に PC を活用したいという希望が増加傾向にあり、今後プロジェクタを順次設置し、PC データをスクリーン上に投影できるように整備する。

基準 10. 社会連携

10-1. 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

<大学施設の開放>

本学は「新音楽新歌劇ノ発生地タラン」ことを掲げた建学の精神を実現するために、様々な物的・人的資源を社会に提供するための努力を積み重ね、多くの社会連携事業を展開している。大学の施設関係の開放については、音楽博物館を通年一般に公開している。また、公演、学会、講演会等に、ザ・カレッジ・オペラハウス、ミレニウムホール、教室などを開放して、教育研究活動と社会連携活動を両立させている。さらに、付属図書館では、市民の音楽及び音楽情報へのニーズの高まりに応じて、大学間の相互利用サービスに加え、卒業生・一般市民に閲覧サービスを提供している。

<公開講座>

本学は音楽大学として持つ様々な人的・物的資源や施設を活かした公開講座を数多く開催している。本学に於ける公開講座はすでに 20 年以上の歴史を持ち、近年は児童・生徒から熟年層に至るまで、音楽学習の基礎的なものから、教養的な興味を満たすための講座まで幅広い内容で開講している。これらの講座には、本学及び併設短期大学部による主催のものと本学と行政の共催により開催しているものとがある。

平成 12(2000)年に完成した「ミレニウムホール」を利用した「ミレニウムホール特別講座」はレクチャーコンサートの形式を取り、平成 19(2007)年度は 4 回の講座に、865 人の入場者があり、その後も平成 20(2008)年度、817 人、平成 21(2009)年度 881 人と人気を集める講座として定着している。また平成 17(2005)年より始められた「カレッジ・オペラ講座」は、内容をオペラに特化して「オペラ物知り講座」「一般社会人のためのオペラ講座」「高校生のためのオペラ講座」などをテーマに開催されている。

行政と共催の講座は年々盛んになり、現在は「古今東西音楽考」(大阪府立文化情報センターと共催)、「公開講座フェスタ」(阪神奈大学・研究機関生涯学習ネット/33 大学が加盟と共催)、「音楽・心の旅」(豊中市立中央公民館と共催)、「音楽の宝石箱」(高槻市立生涯学習センターと共催)、「はびきの市民大学講座」(羽曳野市市民人権協働ふれあい課と共催)の 5 講座が行われている。関西圏の諸地域と結びついたこれらの講座は、多くの参加者を得て、本学の社会連携の代表的な事業となっている。

<指導者研修>

K 号館開館後、昭和 56(1981)年に学校教員や音楽指導者を対象に発足した「指導者研修」は、本学の社会連携活動の中でも重要な位置付けを持つものである。この事業は、一般の参加者対象のものであるが、平成 16(2004)年より大学コンソーシアム大阪の呼びかけに応じ、大阪府教育センターの「大学等オープン講座」としても実施している。

指導者研修については「打楽器」「指揮法」「合唱」「幼児音楽」「和楽器」「ピアノ」「リコーダー」「ソルフェージュ」「様々な身体表現」などの講座が、多くの参加者を得て開催されている。また平成 21(2009)年度より導入された教員免許更新制に対して、これら指導者

研修の中で得られたノウハウを活かして、更新制に係る講習会を社会的な責務ととらえ積極的に受講生を受け入れる方向で検討している。

＜ザ・カレッジ・オペラハウス＞

ザ・カレッジ・オペラハウスは、学内講堂として各種の演奏発表会場として利用されるだけではなく、社会に向かって多様な発信を続けている。ハードとしての会場の利用はもちろんであるが、特筆すべきはオペラハウスが有するプロの演奏団体である「オペラハウス管弦楽団」及び「オペラハウス合唱団」の活動である。これらは主催公演を中心に対外的にも評価される演奏に取り組むと同時に、外部よりの依頼演奏も幅広く積極的に受けている。

本学の創立 90 周年記念事業として平成 17(2005)年に、本学制作のオペラ「沈黙」が、新国立劇場によって進められている地域招聘プロジェクトの第 1 号として招かれた。またザ・カレッジ・オペラハウスで上演された同オペラが第 60 回記念文化庁芸術祭大賞を受賞した。

＜付属音楽院＞

付属音楽院は会員制音楽教育機関であり、幅広い年齢層の人を対象とし、また、目的も専門性を極めたい人、趣味で音楽を学びたい人、音楽・芸術大学への進学をめざす高校生、将来豊かな子どもたちまでと多岐にわたって「音楽生涯学習の場」を提供するために、平成 15(2003)年に開設された。

教養講座には器楽、声楽、DTM（デスクトップ・ミュージック）、指揮・作曲／編曲、ダンス・鑑賞といった講座が用意されている。

こども音楽教育講座は、昭和 32(1957)年に設立された、音楽院の前身である付属音楽学園からの音楽教育のノウハウを活かして、こどもの情操教育を目的とした様々なクラスを開講している。

進学講座は音楽大学への進学を希望する高校生のための特別なコースであり、専門講座は専門教育を終えた人や、すでに演奏活動をされている人を対象に、更なるスキルアップをめざす講座である。

また、この他にも特別講座、各種イベント、コンサートなどのプログラムを提供している。

＜音楽人材紹介＞

本学卒業生を、演奏者や指導者など音楽人材を求めている所に紹介するためのシステムであり、本法人ホームページ上で公開している。平成 20(2008)年 5 月現在で 795 人（併設短期大学部卒業生を含む）の登録がある。

＜音楽博物館の一般公開＞

楽器展示と楽器に関する書籍、視聴覚資料は学外にも公開している。また、年2回のミュージアム・セミナー、年2回のミュージアム・コンサートも企画し、一般に公開している。個人向けと団体見学者向けにガイド・ツアーも随時行っている。海外からの見学者も増える傾向にある。

（2）10－1の自己評価

本学は教育研究の成果を社会に還元するために、長い時間をかけてその資源を蓄積し、

施設を充実させるとともに、多様な形態での活動を進めてきた。

音楽博物館、ザ・カレッジ・オペラハウス、付属図書館はそれぞれに館長及び事務組織を置き、安定した運営を行っている。教育・研究と社会連携のあり方については、学内に設置された研究、エクステンション事業などの各委員会がそれぞれ常に企画・検討を重ね、管理運営を行っている。また学内に、学生の卒業後支援と社会連携を一体的に進めるエクステンション・センターを置き、学校法人と教学組織がその運営に当たってきたが、平成20(2008)年度からは、エクステンション・センター内に、オペラハウスを中心とした広く社会に公開される演奏会と学内の演奏会を統括する機関として、演奏統括委員会が組織され、社会に向けた演奏会を中心とする本学からの発信を、より積極的に進めるための機構整備が行われた。

さらに、平成21(2009)年度には「音楽の仕事情報館」が開設された。これは平成21年度「大学教育・学生支援推進事業」【テーマB】(文部科学省)において、「各大学等における学士力の確保や教育力向上のための取組みの中から、達成目標を明確にした効果が見込まれる取組みである」として採択を受けた事業である。SNS「OMSBI」の設立、運営のほか、現場体験にもとづく「音楽の仕事力」の育成のための様々なイベントを実施している。

本学の社会連携は現在、連携先・市民の高い評価を得ており、今後もこの体制を継続する。

(3) 10-1の改善・向上方策(将来計画)

本学では多様な社会連携事業をエクステンション・センターが中心となって推進しているが、前述の演奏統括委員会での検討のほかにも、学務事務部門、企画事務部門、入試事務部門などがそれぞれの立場から立案、推進する事業もある。本学の社会に対するアピール戦略を総合的に検討する対社会戦略会議が設置され、その後広報委員会へ発展した。この場での本格的な議論が本学の社会連携事業に対する取組みを大きく発展させる一助になると期待される。

また、本学の社会に対する取組みを、より広範に周知するための広報戦略と広報体制の一元化についても平成22(2010)年6月より「政策企画本部」を開設する予定であり、その活動を軌道にのせつつある。

10-2. 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

(1) 事実の説明(現状)

① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

企業との連携については企業からの研究資金調達とともに平成13(2001)年度に開始したインターンシップを毎年実施している。

インターンシップは、主に音楽系企業や、ホールなどの音楽関連企業に依頼して行われている。学外での実習は、就職に対する学生の意識を高め、そこで得た実践的な経験が他の学生への刺激にもなり、学習意欲の向上につながっている。

平成18(2006)年度より、大阪市のいずみホールと全面的なタイアップを行った講座「音

楽産業論」を開講している。1年間にわたり、いずみホール各担当部署から人材を派遣して頂き、音楽ホールの実際を丁寧に学ぶというもので、本学における産学協同の重要な試みである。

大学間の連携については大阪府内の大学により「大学コンソーシアム大阪」が平成18(2006)年に設立され本学も参加している。以来大学間単位互換事業については、本学は学生の送り出し、受け入れともに行っている。また、受け入れに関しては音楽大学の特性を活かして、複数の音楽専門科目を提供している。また平成22(2010)年には「中学生サマー・セミナー」に参画し、募集定員をはるかに上回る大阪府下の中学生52名の参加を得た。

関西の8音楽大学・音楽学部が40年以上にわたり提携して活動を行っている「関西音楽大学協会」に参加している。この協会は昭和35(1960)年大阪音楽大学、大阪学芸大学（現・大阪教育大学）、京都市立音楽短期大学（現・京都市立芸術大学）、神戸女学院大学、相愛女子大学（現・相愛大学）、同志社女子大学、武庫川短期大学（現・武庫川女子大学）の7大学、及び昭和47(1972)年から大阪芸術大学を加えた8大学が共同で音楽に関する研究と交流を行うために設立した大学連携団体であり、毎年「関西新人演奏会」及び「アンサンブルの夕べ」の演奏会、その他研究会活動を行ってきた。事務局は設立以来本学が担当している。

平成22(2010)年には有馬温泉観光協会と4大学が協同して開設した「有馬温泉ゆけむり大学」に参加した。この事業は、有馬温泉の街並み全体を大学のキャンパスに見立て、学生が観光客向けに多彩な「講義」を開くもので、神戸芸術工科大、武庫川女子大、近畿大、大阪音楽大学・同短期大学部の各大学の学生が、自分たちの専門を生かした音楽ライブや作品展などの「講義」をおこなうものである。観光産業と大学の連携という今日的な課題に取り組んだことは、大学スタッフと参加学生に大きな手応えを与えた。

国際間の大学連携に関しては、平成17(2005)年に、韓国の啓明大学校音楽・舞台芸術大学との間で、相互の交流協定が締結され、両国において相互に招聘事業が行われた。平成19(2007)年には中国の上海音楽学院と相互の交流協定が締結された。さらに平成20(2008)年度には、国際交流室が設立され、ドイツのデトモルト音楽大学、ワイマール・リスト音楽院、フォルクヴァング芸術大学、英国の王立ウェールズ音楽演劇大学、フランスのブローニュ＝ビヤンクール地方音楽院と交流協定が締結された。この協定によりドイツ、英国からそれぞれ、1名ずつの交換留学生を受け入れ、本学からもすでに1名（ワイマール・リスト音楽院）を交換留学生として派遣し、さらに1名（王立ウェールズ音楽演劇大学）を平成23年に派遣する予定である。

研究助成としては、平成22(2010)年にザ・カレッジ・オペラハウス主催の「20世紀オペラ」シリーズの一環である、A.プレヴィン作曲「欲望という名の電車」（平成22(2010)年11月公演予定）に対して、「ロームミュージックファンデーション」から研究資金助成を受けることが決定している。

（2）10-2の自己評価

企業との連携に関してはインターンシップと研究資金への応募が中心である。インターンシップは学生の職業への意識を高めるだけでなく、音楽系企業の本学に対する認識を

高める役割も担っている。研究資金への応募に関しては、対外的に大きなアピール性のある公演などに対して申請を行っており、助成に対する成果を上げていると評価できる。またこれらの資金は優秀な音楽人材の育成にも寄与している。

いずみホールとの産学連携講座は学生に社会における音楽産業の実際をダイレクトに学ばせるという意味で大きな効果を生み出している。

大学間の連携に関しては、組織的なものとしては関西地方の音楽大学との連携に限られるが、学生はこの他にも、全国的なあるいは地方において開催される各種コンクールにも積極的に応募・参加し多くの成果を上げている。全国規模あるいは専門分野を異にする大学との交流に関しては組織的な連携は少ない現状である。

国際間の大学連携については、現在、提携校は7校にまで増え、相互の学生交換が進んでいる。今後は海外留学助成金制度をより充実させ、参加人数を増やすとともに実質をともなった交流が望まれる。

(3) 10-2の改善・向上方策(将来計画)

企業との連携に関しては、社会貢献及び文化支援活動に対して大学側からも取組みを積極的に強化する必要がある。大学間の連携については国際間の連携を図るため、国際交流室を設置し、平成20(2008)年度より国際交流室主事の役職も置かれることになった。今後、交流協定提携先との招聘事業や留学生の交換について、より円滑な事業運営と本学における留学生教育の内容の充実(英語による授業の実施など)について具体的な検討と実施をおこなう。

10-3. 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

(1) 事実の説明(現状)

① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

地域社会との関係は双方向的なものであり、常に積極的な相互交流を行っている。大阪市、豊中市を始めとした関西各地の国公立の学校、音楽ホール、文化会館、放送、報道機関などとは定期的あるいは単発でも様々な連携を行っている。外部団体主催の演奏会への出演、教員の各種音楽コンクールへの審査員としての参加、地域の学校からの委嘱による出張授業等が主なものである。

大学が立地する豊中市との連携については、「大阪音楽大学開放講座／音楽・心の旅」を共催、平成2(1990)年より継続して市民に音楽の楽しさを伝えている。また大学の位置する豊中市立第十中学校校区地域教育協議会とは7回を数える「地域ふれあいコンサート」を共同で実施している。これはザ・カレッジ・オペラハウスを会場とするコンサートで、地域住民との交流を図るものである。また豊中市との提携により、一年を通じて「サウンドスクール事業」を実施している。これは本学学生が市内の小中学校を訪問し、音楽鑑賞や指導などを通して児童、生徒に音楽の素晴らしさを体験させるものであるが、平成19(2007)年度は延べ42回実施され、延べ日数65日、派遣人数延べ430名、平成20(2008)年度の実施件数は50件、平成21(2009)年度の実施件数は37件と、豊中市内の小中学校との連携を確実なものとしている。その他、大学コンソーシアム大阪、大阪府立文化情報センター、大学・

研究機関生涯学習ネット、羽曳野市、高槻市立生涯学習センターとも連携をとって市民のための講座を開設している。

また先のサウンドスクールのほかにも学生自身の中・高校の音楽系クラブ活動に本学卒業生とともに指導者として多数参加し、地域連携の役割を担っている。

豊中市内における具体的事業と主なものとしては、老人ホーム「プレジール豊中」におけるウェルカムコンサートの実施、中途障害者施設「工房 羅針盤」主催のチャリティーコンサートへの参加、曾根駅前にて開催された「夢の樹広場クリスマスコンサート」への参加、千里中央駅前にて開催された「ラ ミュジク マルシェ せんり 2010」への参加（予定）、などが挙げられる。

豊中市外における具体的事業や大学間連携事業の主なものとしては、平成 22(2010)年 4 月より隔週日曜日に三宮ミント神戸で継続実施している「大阪音楽大学ストリートライブ」、宝塚市の主催する「手塚治虫誕生日記念イベント」の実施内容の企画と運営（平成 21(2009)、22(2010)年度継続実施）などがある。

（２）１０－３の自己評価

地域連携については、大学が立地する豊中市を中心にして関西圏全体に一定のネットワークが形成され、本学が地域における文化活動の中核の一端となる環境が形成されつつある。先に述べた各種講座や演奏会の開催などにより関西の音楽シーンに本学の果たす役割は非常に大きなものとなっている。また本学の多くの卒業生がこれらの地域において、主に音楽教育の面で重要な役割を担っていることは評価できる。

（３）１０－３の改善・向上方策（将来計画）

本学が所在する豊中市との間では、緊密な連携事業が行われているが、より包括的な連携協定の締結により、組織的な協力体制を強化することが必要である。また近畿圏の府県・市町村レベルでの連携は大阪府、高槻市及び羽曳野市との連携事業が始められているが、今後拡大を図ることを検討している。

【基準１０の自己評価】

全ての学問分野はいずれもそうであるが、特に音楽の分野は「送り手」と「受け手」の相互的なコミュニケーションが不可欠である。多くの交流・連携は自然発生的ないしは慣習的に形成されたものであるが、より組織的・継続的な連携を構築することが大学の教育研究を深める環境を形成することとなる。このような観点から見て、本学の社会連携は企業との連携、大学間、地域連携のいずれをとっても充実しており、成果が上がっていると評価できる。しかし、より組織的、継続的な展開という面では環境・条件を、今後進展させる余地がまだまだ残されている。

【基準１０の改善・向上方策（将来計画）】

企業との連携に関しては研究資金への応募とインターンシップはいずれも有意義であるが、「音楽産業論」でのいずみホールと連携のように、他にも正規カリキュラムの中に音楽産業・団体との連携講座を拡大する方向で検討に着手している。また「大学コンソーシア

ム大阪」への更なる積極的な参加を検討している。

環境整備や充実という点に不可欠な資金面について、本学はこれまで外部資金の獲得に必ずしも積極的ではなかったが、文部科学省をはじめとする競争的資金の獲得にむけて、大学組織として取り組んでいく。

基準 1 1. 社会的責務（組織倫理、危機管理、広報活動等）

1 1 - 1 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

（1）事実の説明（現状）

① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

本学は教職員の法令順守、服務規律に関する組織倫理の一般的な規範を「就業規則」に定めている。（就業規則第1条第4項）

公益通報及び公的研究費の不正防止に関するガイドラインに関しては、平成21(2009)年12月に「競争的資金等の管理・監査及び公益通報者保護に関する規程」及び「科学研究費補助金の取扱いに関する規程」を制定し、法令の順守・相談並びに通報窓口の設置・モニタリングの監査・情報公開を規定する。また、利益相反については、毎年「関連当事者との取引について（調査）」のポリシーに基づき、役員等への調査を実施し、該当する当事者に対して取引の開示を行う。

セクシュアル・ハラスメントの禁止及び予防については、同就業規則（第4条第2項、第4条の二第1項第4号及び同条第2項）及び「セクシュアル・ハラスメント防止規程」に明文化している。同規程に準じて、現在では諸ハラスメントの禁止及び予防の観点からパワーハラスメント、アルコール・ハラスメントを含むアカデミック・ハラスメント全般を対象にしている。

個人情報保護については「個人情報保護指針」を定め本法人ホームページ上で公開している。また、「個人情報保護規程」を定めている。さらに「学内LAN」、本法人ホームページの運用については、情報セキュリティを図るため、「情報セキュリティポリシーに関する規程」「ネットワーク管理規程」等を通じて、情報の安全と個人情報の保護を図っている。

公衆の安全・衛生・衛生等に関しては、衛生管理規程を定め、ほぼ月1回衛生管理委員会を開催し、衛生管理担当者、産業医、衛生管理者、衛生に関する経験を有する教職員が出席する。また、独自のものとして、「本学主催、または本学の教育に関連して催される曲目に含まれる人権問題についての指針」を定め、人権委員会を中心にして公演における人権尊重のガイドラインを定めている。

② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

「就業規則」に定める組織倫理の確立のために、事前の予防を中心としているが、必要な場合には調査委員会を設置し懲戒手続きを定めている。不正防止、公益通報に関しては法令及び本学基準により適正に行っている。また、ハラスメント防止規程に基づき、相談・苦情を受け付けるために、理事長が任命する「教職員担当相談員」と学長が任命する「学生担当相談員」を置き、調査委員会の設置要望がある場合には任命者が調査委員会を設置し、調査委員会は必要な調査を行った上で任命権者に報告し、任命権者は必要な措置を講じることとしている。事案がある場合には上記の手続きを厳格に執行し、適切に運営している。また、ハラスメント講習会を適時実施している。個人情報保護に関しては、法律上の「個人情報保護指針」を制定・実行するとともに本法人ホームページ上に公開し、各分野における個人情報保護の具体化を進めている。特に教育・研究面における学生・教職員

の個人情報保護とともに、併設の短期大学部を併せ3万人を超える卒業生の名簿に関して、さらに平成17(2005)年1月には、併設短期大学卒業生を含む同窓会である「幸楽会」との間で「名簿管理システムの運用に関する申し合わせ」を締結し、大学と同窓会の交流と個人情報保護を進めている。

(2) 11-1の自己評価

組織倫理に関する高等教育機関としての組織体制は規程と組織を整備し、効果的な運用を行っている。本学は音楽単科大学であり、おおむね危険な物品等を扱うおそれはないが、近隣住民への騒音や通学・通勤の迷惑行為などをおよぼすことのないように常に配慮している。また演奏会におけるマナーの指導と教育には学長を先頭に率先して取り組んでいる。

ハラスメント予防については教職員向けの研修会に加え、学生に対しては、入学時・進級時のガイダンスにおいて注意の喚起と相談体制などを説明している。また「ホットライン」による電話相談の受け付けを始め、相談者に配慮した相談体制をとっていること、問題が生じた場合は調査委員会を設置し、適正な措置を図るべく学長、理事長に具申するシステムを設けていること等、体制を整備し、適切な運営を行っている。

不正防止、個人情報保護及び情報セキュリティ保護などについての規程・組織体制を整備し、本学同窓会との間で個人情報保護の協定を締結している。一方で学内における教育、学生指導、入学試験、公演活動等の具体的な個人情報保護体制については、組織的な整備を進める必要がある。

(3) 11-1の改善・向上方策（将来計画）

組織倫理に関しては全ての構成員が法令遵守の徹底を図るために、従来行ってきた新任教職員へのガイダンスの中に私立大学に関する法令をはじめとして法令に関する研修を必ず実施するとともに、事業計画として全教職員に向けた定期的な研修を企画し、実施する。個人情報保護に関しては、教育研究の各分野において具体的な基準・実施要領の整備を進める。

11-2 学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適切に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

① 学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

現在行っている危機管理に関する諸施策は基準9において示したように、①施設の安全管理（耐震診断、耐震補強工事、アスベスト対策）、②「自衛消防隊規程」に基づく事務職員及び学生寮生の自衛消防隊組織による消防活動及び訓練、③教職員、在寮生への「防災のてびき」の配付など防災意識の向上、④AED（自動体外式除細動器）の各校地に配置と定期的な講習会実施による使用方法の習得、⑤適所への守衛室の設置、⑥自動車の出入口への監視カメラの設置と映像の一定期間保存、などを行い、いずれも実効性を保っている。平成19(2007)年5月に「危機管理規程」を制定し組織的な危機管理体制を構築している。また「情報セキュリティポリシーに関する規程」を始めとする諸規程により情報保護、個人情報の保護、ウイルス対策等、セキュリティの確保に関する具体的な方策を定めている。

さらに情報管理を専門的に担当する「システム管理室」を設置し、専従の担当者が情報セキュリティの確保に万全を期している。

(2) 11-2の自己評価

阪神間の多くの短期大学・大学とともに本学も被災した平成 3(1995)年の阪神・淡路大震災を教訓に、着実に危機管理体制を構築してきた。防火・防災・避難訓練等の対策については学内の体制や地域防災システムとの連携関係は整備している。防災や防火体制等については危機管理のマニュアルを作成している。また情報セキュリティなどのソフト面の危機管理体制についても全学的・専門的管理を実施している。資源リサイクル、耐震、アスベスト対策についても情報を公開しつつ実施している。危機管理規程を制定し、危機に対応するための組織的体制を構築した。平成 21(2009)年の新型インフルエンザ発生の際には、規程に基づいて数回の危機管理委員会を招集し、情報の提供と注意の喚起、緊急連絡体制の設置、臨時休業の設定と解除及び本法人ホームページへによる即時の連絡と情報の提供を行った。また防災訓練を定期的の実施しており、危機管理体制は適切に機能している。

(3) 11-2の改善・向上方策（将来計画）

危機管理体制を有効に機能させるために、毎年 9 月 1 日前後等に防災訓練を実施している。近年 9 月 1 日の職員研修日には必ず消防訓練を取り入れており参加率も高い。さらに教員の参加率を高める方策を検討する。また危機管理のための未整備分野のマニュアルを拡大するとともに、防災訓練の種類や形態を多様化することなどの方策を進める。

11-3 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

(1) 事実の説明（現状）

① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

定期演奏会、卒業演奏会、授業成果発表会を初めとして、ザ・カレッジ・オペラハウス、ミレニアムホールその他の施設における演奏活動が数多く企画・実施され、それぞれの広報に関しては本法人ホームページにおける「演奏会情報」、「特別講義・公開講座」に関するインフォメーションへの掲載、学内放送及び学内各所の掲示板による案内などを行っている。最大の広報媒体として大学広報誌「Muse」（年間 6 回発行、各 3 万 4 千部、毎号 B5 版カラー 20 頁）を発行し、学外に向けても広報する体制を整えている。また同誌は大学広報、各種演奏会情報とともに学内外の執筆者による演奏会の報告・批評記事を数多く掲載している。また、直接本学の教育研究活動を身近に体験することができるオープンキャンパスをほぼ各シーズン毎に実施し、実技を含む体験授業や授業公開を行い教育内容を公開している。

論文等の研究成果公表の機会としては「大阪音楽大学研究紀要」と、音楽博物館年報「音楽研究」があり、いずれも毎年刊行している。またデジタル・アーカイブ化と本法人ホームページにおける本文の公開を漸次進めている。

本学が近年重点的に進めてきた「学校法人大阪音楽大学教育研究データベース検索システム」は、附属図書館及び音楽博物館をはじめとして本学が保蔵する書籍・楽譜・音響資料・映像・楽器の資料約20万点の情報を電子データとして集積したもので、すでに学生、教職員が附属図書館に設置した端末を通じてOPAC(On-line Public Access Catalog)検索を行ってきたが、平成20(2008)年度より人名5万人、タイトル8万項の典拠ファイルを作成し、本法人ホームページに搭載した。現在検索システムは学生、教職員、卒業生等の学内関係者に限定してWEB公開している。

(2) 11-3の自己評価

教育成果の学内外に対する公表は演奏・創作活動を中心に積極的かつ組織的に行われている。研究内容の公開については、教育活動とともに学内外の演奏・創作等の発表を通じて行われている。また2種類の紀要を発行して社会に向けた研究成果の公表を行っている。これを研究情報の定期的・継続的な公開に進める必要がある。教育研究データベース作成は約5年間をかけた事業であったが、学内外の提携によって実現したものである。

(3) 11-3の改善・向上方策（将来計画）

「教育研究データベース」によって本学の教育研究活動の公開の基盤作りを終えたが、今後は順次公開を進める予定である。また現在本法人ホームページ上に、「学校案内」として、①建学の精神、教育理念・教育目標、②附属機関・施設、③学生数、④法人役員・役職、⑤沿革・校歌・学則、⑥海外提携校一覧、⑦年度事業・決算報告、自己点検・評価、⑧出版物・CD、⑨広報誌「Muse」を公開し、さらに本学教員の研究分野の紹介を本法人ホームページ上で行っている。

[基準11の自己評価]

大学の社会的責任は教育研究の還元だけではなく、社会の一員としての組織倫理を確立することが必要である。その意味で大学が果たす役割・責任は一層の重みを増してきている。建学の精神に基づき社会への発信地としての役割を常に確認しながら、地域・社会に密着した大学であり続けることが社会的責務である。組織倫理、危機管理、教育研究の公開と広報活動については事業計画に組み込んで計画的に進めることが必要である。「事業計画」においては、教育研究活動の公開を含めて理事長のイニシアティブの下に法人全体の広報一元化を図るための活動を開始している。

[基準11の改善・向上方策（将来計画）]

創立以来 90 余年の歴史を踏まえ、建学の精神に則った本学独自の特色ある教育・研究を推進し、地域に貢献していくことが、社会的責務を果たすことになると思う。さらに情報化と国際化に対応する教育研究推進のための環境づくりを進めることが重要である。そのために社会との間に双方向のコミュニケーションを構築するとともに、「教育研究データベース」のさらなる公開に向けて準備を進めている。具体的には平成 23(2011)年 4 月からは学校教育法に基づく教育研究情報の全般的な公開を行う予定である。

2006－2010（平成18～22）年度

大阪音楽大学自己点検・評価報告書編集委員会

住谷 秀夫（大学自己点検・評価委員長）

井口 淳子（大学自己点検・評価委員）

木村 寛仁（大学自己点検・評価委員）

田中 由也（大学自己点検・評価委員）

武藤 好男（大学副学長）

水瀧 征矢雄（自己点検・評価担当理事）

松本 昌敏（自己点検・評価部長）

森本 徹（事務局長）

飯守 伸二（自己点検・評価室）

自己評価報告書

2006－2010（平成18～22）年度

発行日：2011 年 3 月 28日

発 行：大阪音楽大学

〒561－8555

大阪府豊中市庄内幸町1 丁目1 番8 号

TEL：大阪（06）6334－2131 番（代表）

FAX：大阪（06）6333－0286 番